

令和3年度

枕崎市地域防災計画

(資料編)

枕崎市防災会議

資料編目次

| | | |
|------|------------------------------|---------|
| 1 | 防災組織に関する資料 | |
| 1-1 | 枕崎市防災会議条例 | 1- 1- 1 |
| 1-2 | 枕崎市防災会議委員 | 1- 2- 1 |
| 1-3 | 枕崎市災害対策本部条例 | 1- 3- 1 |
| 1-4 | 防災関係機関 | 1- 4- 1 |
| 2 | 広域応援, 自衛隊の災害派遣に関する資料 | |
| 2- 1 | 枕崎市における大規模な災害時の応援に関する協定等の状況 | 2- 1- 1 |
| 2- 2 | 自衛隊災害派遣要請等様式 | 2- 2- 1 |
| 2- 3 | 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定 | 2- 3- 1 |
| 2- 4 | 鹿児島県内消防相互応援協定 | 2- 4- 1 |
| 2- 5 | 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 | 2- 5- 1 |
| 2- 6 | 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況 | 2- 6- 1 |
| 3 | 危険箇所等に関する資料 | |
| 3-1 | 急傾斜地崩壊危険箇所 | 3- 1- 1 |
| 3-2 | 土石流危険渓流Ⅰ | 3- 2- 1 |
| 3-3 | 土石流危険渓流Ⅱ | 3- 3- 1 |
| 3-4 | 地すべり危険箇所 | 3- 4- 1 |
| 3-5 | 山腹崩壊危険地区 | 3- 5- 1 |
| 3-6 | 崩壊土砂流出危険地区 | 3- 6- 1 |
| 3-7 | 土砂災害警戒区域 | 3- 7- 1 |
| 3-8 | 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設 | 3- 8- 1 |
| 4 | 避難等に関する資料 | |
| 4-1 | 指定緊急避難場所一覧 | 4- 1- 1 |
| 4-2 | 指定避難予定場所一覧 | 4- 2- 1 |
| 4-3 | 避難所管理運営マニュアル | 4- 3- 1 |
| 4-4 | 枕崎市災害時避難行動要支援者の避難支援プラン | 4- 4- 1 |
| 5 | 気象観測に関する資料 | |
| 5-1 | 雨量観測所 | 5- 1- 1 |
| 5-2 | 水位観測所 | 5- 2- 1 |
| 5-3 | 潮位観測所 | 5- 3- 1 |
| 5-4 | 水位周知河川及び水防警報河川 | 5- 4- 1 |
| 5-5 | 気象概況統計 | 5- 5- 1 |

| | | |
|------|--------------------|----------|
| 6 | 通信に関する資料 | |
| 6-1 | 防災行政無線の整備状況 | 6- 1- 1 |
| 6-2 | 同報無線設置箇所 | 6- 2- 1 |
| 6-3 | 通信施設の現況 | 6- 3- 1 |
| 6-4 | 報道機関一覧表 | 6- 4- 1 |
| 7 | 食料・水道等に関する資料 | |
| 7-1 | 食料（主食米）の調達先 | 7- 1- 1 |
| 7-2 | 水道施設の概要 | 7- 2- 1 |
| 7-3 | 市内の指定給水装置工事事業者 | 7- 3- 1 |
| 7-4 | 災害救助米穀の引渡要請書 | 7- 4- 1 |
| 8 | 消防・危険物施設等に関する資料 | |
| 8-1 | 消防機関 | 8- 1- 1 |
| 8-2 | 救助器具 | 8- 2- 1 |
| 8-3 | 危険物貯蔵施設現況表（給油所） | 8- 3- 1 |
| 9 | 水防に関する資料 | |
| 9-1 | 重要水防箇所指定基準（知事管理区間） | 9- 1- 1 |
| 9-2 | 重要水防箇所 | 9- 2- 1 |
| 9-3 | 水防箇所等 | 9- 3- 1 |
| 9-4 | 交通途絶予想箇所 | 9- 4- 1 |
| 10 | 医療・衛生に関する資料 | |
| 10-1 | 医療関係 | 10- 1- 1 |
| 10-2 | 公共下水道施設の概要 | 10- 2- 1 |
| 10-3 | 廃棄物処理施設の概要 | 10- 3- 1 |
| 11 | 輸送に関する資料 | |
| 11-1 | ヘリコプター緊急時離着陸場予定地 | 11- 1- 1 |
| 11-2 | 緊急通行車両事前届出書及び届出済証 | 11- 2- 1 |
| 11-3 | 災害輸送確保車両 | 11- 3- 1 |
| 12 | その他の資料 | |
| 12-1 | 災害報告等様式 | 12- 1- 1 |
| 12-2 | 避難者名簿 | 12- 2- 1 |
| 12-3 | 災害報告取扱要領 | 12- 3- 1 |
| 12-4 | 火災・災害等即報要領 | 12- 4- 1 |
| 12-5 | 雪害対策要領 | 12- 5- 1 |
| 13 | 災害年表 | |
| 13-1 | 災害年表 | 13- 1- 1 |

1 防災組織に関する資料

1-1 枕崎市防災会議条例

枕 崎 市 防 災 会 議 条 例

(昭和39年7月21日条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、枕崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 枕崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 枕崎市水防計画について調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、14人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 鹿児島県の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 枕崎市消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 水防に関係ある団体の代表者のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

枕 崎 市 防 災 会 議 委 員 組 織

| 役職 | 機 関 及 び 職 名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|------------------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 会長 | 枕 崎 市 長 | 枕崎市千代田町27 | 72-1111 |
| 委員 | 条例第3条第5項第1号該当委員 | | |
| | 指 宿 海 上 保 安 署 長 | 指宿市山川福元6713 | 0993 34-1000 |
| | 条例第3条第5項第2号該当委員 | | |
| | 南薩地域振興局総務企画部長 | 南さつま市加世田東本町8-13 | 52-1305 |
| | 南薩地域振興局建設部長 | 南さつま市加世田東本町8-13 | 52-1372 |
| | 条例第3条第5項第3号該当委員 | | |
| | 枕 崎 警 察 署 長 | 枕崎市中央町189 | 72-0110 |
| | 条例第3条第5項第4号該当委員 | | |
| | 枕 崎 市 副 市 長 | 枕崎市千代田町27 | 72-1111 |
| | 条例第3条第5項第5号該当委員 | | |
| | 枕 崎 市 教 育 長 | 枕崎市中央町184 | 72-0170 |
| | 条例第3条第5項第6号該当委員 | | |
| | 枕 崎 市 消 防 本 部 消 防 長 | 枕崎市立神本町346 | 72-0049 |
| | 枕 崎 市 消 防 団 長 | 枕崎市立神本町346 | 72-0049 |
| 条例第3条第5項第7号該当委員 | | | |
| 九州電力送配電株式会社 加世田配電事業所長 | 南さつま市加世田地頭所町1-5 | 0120-986-805 | |
| 条例第3条第5項第8号該当委員 | | | |
| 枕 崎 市 漁 業 協 同 組 合 代 表 理 事 組 合 長 | 枕崎市松之尾町64 | 72-2111 | |
| 南さつま農業協同組合 枕 崎 支 所 長 | 枕崎市寿町475 | 72-3111 | |
| 条例第3条第5項第9号該当委員 | | | |
| まくらぎきハーモニー ネットワーク委員会会長 | 枕崎市桜山本町143 | 76-3398 | |

枕 崎 市 災 害 対 策 本 部 条 例

(昭和39年 7 月21日条例第27号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、枕崎市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災関係機関

| 名 称 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電 話 |
|-----------------------------|----------|---------------------|--------------|
| ● 県 | | | |
| 鹿児島県危機管理防災局危機管理課 | 890-8577 | 鹿児島市鴨池新町10-1 | 099-286-2256 |
| 鹿児島県危機管理防災局災害対策課 | 890-8577 | 鹿児島市鴨池新町10-1 | 099-286-2276 |
| 南薩地域振興局総務企画部 | 897-0031 | 南さつま市加世田東本町8-13 | 0993-52-1305 |
| 南薩地域振興局保健福祉環境部 | 897-0001 | 南さつま市加世田村原2-1-1 | 0993-53-2315 |
| 南薩地域振興局建設部 | 897-0031 | 南さつま市加世田東本町8-13 | 0993-52-1372 |
| 南薩地域振興局農林水産部 | 897-0031 | 南さつま市加世田東本町8-13 | 0993-52-1325 |
| 加世田保健所 | 897-0001 | 南さつま市加世田村原2-1-1 | 0993-53-2315 |
| ● 警察 | | | |
| 枕崎警察署 | 898-0051 | 枕崎市中央町189 | 0993-72-0110 |
| ● 指定地方行政機関 | | | |
| 九州管区警察局 | 812-0045 | 福岡市博多区東公園7-7 | 092-622-5000 |
| 九州総合通信局 | 860-8795 | 熊本市西区春日2-10-1 | 096-326-7860 |
| 九州財務局鹿児島財務事務所 | 892-0816 | 鹿児島市山下町13-21 | 099-226-6155 |
| 九州農政局鹿児島県拠点 | 892-0816 | 鹿児島市山下町13-21 | 099-222-5840 |
| 九州運輸局鹿児島運輸支局 | 892-0812 | 鹿児島市浜町2-5-1 | 099-222-5660 |
| 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所 | 892-0835 | 鹿児島市城南町23-1 | 099-223-3296 |
| 大阪航空局鹿児島空港事務所 | 899-6404 | 霧島市溝辺町麓838 | 0995-58-4445 |
| 鹿児島地方気象台 | 890-0068 | 鹿児島市東郡元町4-1 | 099-250-9911 |
| 第十管区海上保安本部 | 890-0068 | 鹿児島市東郡元町4-1 | 099-250-9800 |
| 指宿海上保安署 | 891-0511 | 指宿市山川福元6713 | 0993-34-1000 |
| 鹿児島労働局 | 892-0816 | 鹿児島市山下町13-21 | 099-223-8277 |
| 加世田公共職業安定所 | 897-0031 | 南さつま市加世田東本町35-11 | 0993-53-5111 |
| 九州地方整備局鹿児島国道事務所 | 892-0812 | 鹿児島市浜町2-5 | 099-216-3111 |
| 鹿児島国道事務所指宿維持出張所 | 891-0031 | 指宿市西方新武田2076 | 0993-25-3330 |
| 九州森林管理局鹿児島森林管理署 | 892-0812 | 鹿児島市浜町12-1 | 099-247-7111 |
| 九州地方環境事務所 | 860-0047 | 熊本市西区春日2-10-1 | 096-322-2400 |
| ● 自衛隊 | | | |
| 陸上自衛隊国分駐屯地 第12普通科連隊本部第3科 | 899-4322 | 霧島市国分福島2-4-14 | 0995-46-0350 |
| 海上自衛隊第一航空群 | 893-8510 | 鹿屋市西原3-11-2 | 0994-43-3111 |
| 自衛隊鹿児島地方協力本部 | 890-0068 | 鹿児島市東郡元町4-1 | 099-253-8920 |
| ● 指定公共機関及び指定地方公共機関 | | | |
| 九州旅客鉄道(株)鹿児島支社 | 890-0045 | 鹿児島市武1-2-1 | 099-256-0165 |
| 日本貨物鉄道(株)九州支社 | 803-0812 | 福岡県北九州市小倉北区室町3-2-57 | 093-583-6201 |
| 西日本電信電話(株)鹿児島支店 | 892-0833 | 鹿児島市松原町4-26 | 099-227-9689 |
| 枕崎郵便局 | 898-0001 | 枕崎市松之尾町18-1 | 0993-73-2953 |
| 日本銀行鹿児島支店 | 890-0052 | 鹿児島市上之園町5-15 | 099-259-3220 |
| 日本赤十字社鹿児島県支部 | 890-0064 | 鹿児島市鴨池新町1-5 | 099-252-0600 |

| | | | |
|------------------------|----------|-------------------|--------------|
| 日本放送協会 鹿児島放送局 | 892-8603 | 鹿児島市本港新町4-6 | 099-805-7000 |
| 西日本高速道路(株)九州支社 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東3-13-15 | 092-260-6123 |
| 日本通運(株)鹿児島支店 | 892-0812 | 鹿児島市浜町1-8 | 099-226-6111 |
| 九州電力送配電株式会社加世田配電事業所 | 897-0008 | 南さつま市加世田地頭町1-5 | 0120-986-805 |
| 九州電力株式会社加世田営業所 | | | |
| 枕崎市医師会 | 898-0062 | 枕崎市寿町102 | 0993-72-5059 |
| 枕崎市歯科医師会 | 898-0016 | 枕崎市高見町90 | 0993-73-2838 |
| 公益社団法人鹿児島県バス協会 | 890-0064 | 鹿児島市鴨池新町12-12-5F | 099-252-8670 |
| 公益社団法人鹿児島県トラック協会 | 891-0131 | 鹿児島市谷山港2-4-15 | 099-261-1167 |
| 株式会社南日本放送 | 890-8570 | 鹿児島市高麗町5-25 | 099-254-7111 |
| 鹿児島テレビ放送株式会社 | 890-8666 | 鹿児島市紫原6-15-8 | 099-258-1111 |
| 株式会社鹿児島放送 | 890-8571 | 鹿児島市与次郎2-5-12 | 099-251-5111 |
| 株式会社鹿児島讀賣テレビ | 890-8574 | 鹿児島市与次郎1-9-34 | 099-285-5555 |
| 株式会社エフエム鹿児島 | 892-8579 | 鹿児島市東千石町1-38-3F | 099-239-1133 |
| ● その他 | | | |
| 社会福祉法人枕崎市社会福祉協議会 | 898-0062 | 枕崎市寿町180 | 0993-72-7450 |
| 南さつま農業協同組合枕崎支所 | 898-0062 | 枕崎市寿町475 | 0993-72-3111 |
| 枕崎市漁業協同組合 | 898-0001 | 枕崎市松之尾町64 | 0993-72-2111 |
| 一般社団法人鹿児島県エルピーガス協会 | 890-0064 | 鹿児島市鴨池新町5-6 | 099-250-2535 |
| 一般社団法人鹿児島県エルピーガス協会南薩支部 | 897-0003 | 南さつま市加世田川畑12386 | 0993-53-4911 |
| 一般社団法人鹿児島県建設業協会加世田支部 | 897-0031 | 南さつま市加世田東本町14-6 | 0993-53-5311 |
| 枕崎商工会議所 | 898-0051 | 枕崎市中央町1 | 0993-72-3341 |

2 広域応援，自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1 枕崎市における大規模な災害時の応援に関する協定等の状況

【 協定締結件数 】 35種

令和3年11月26日現在

| 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|---|------|
| 1 枕崎市における大規模な災害時の応援に関する協定書 | 国土交通省九州地方整備局長 | H23. 10. 5 | 災害対策基本法第77条に関して，国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を規定。 | 総務課 |
| 2 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定 | 鹿児島県知事 鹿児島県市長会会長 鹿児島県町村会会長 | H19. 6. 27 | 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が県内で発生し，被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合の県及び県内市町村による応援活動に関する内容等を規定。 | 総務課 |
| 3 鹿児島県内消防相互応援協定 | 県下市町村及び消防組合 | H30. 12. 20 (H18. 10. 25) | 消防組織法第39条の規定に基づき，鹿児島県内の市町村及び消防の一部事務組合が消防の相互応援に関し，必要な事項を規定。 | 消防本部 |
| 4 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 | 鹿児島県知事 | H10. 6. 26 | 鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合が，災害による被害を最小限に防止するため，鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプターの応援を求めることに関し必要な事項を規定。 | 総務課 |
| 5 枕崎市・南さつま市・南九州市間における災害時消防相互応援協定 | 枕崎市長 南さつま市長 南九州市長 | H19. 12. 1 | 枕崎市，南さつま市，南九州市の各自自治体は，それぞれの行政区域内において発生した火災及び地震，風水害その他の災害によるときにおける相互に消防応援体制に関し，必要な対応を円滑に遂行するため，必要な事項を規定。 | 総務課 |
| 6 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書 | 鹿児島県知事 | H22. 9. 1 | 県の協定を準用 | |
| 7 災害時における水道の応急活動に関する協定書 | 枕崎市水道工事業協会 | H22. 7. 1 | 災害時における水道の応急給水・応急復旧に関し必要な事項を規定。 | 水道課 |

| 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|---|--|---|---|-----|
| 8 大規模災害における 応急対策に関する協 定書 | 社団法人鹿児島県建設業 協会加世田支部 支部長 | H18. 6. 1 | 市の管理する公共土木施設に おける大規模災害時の応急対 策に係る業務の実施に関し、 協力を求めるときの必要な基 本的事項を規定。 | 建設課 |
| 9 災害時における応 急生活物資（LPガ ス等）の供給に関 する協定書 | 鹿児島県LPガス協会南薩 支部 | H21. 10. 9 | 災害時に必要な応急生活物資 （LPガス等）の調達及び運 搬に関し、必要な事項を規 定。 | 総務課 |
| 10 災害時における物資 供給に関する協定書 | NPO法人 コメリ災害対策センター ----- 株式会社ニシムタ ----- 株式会社ナフコ | H23. 11. 24 ----- H24. 6. 6 ----- R3. 4. 19 | 地震、風水害その他の災害が 発生し、又は発生するおそれ がある場合において、協力し て、物資を迅速かつ円滑に供 給するために必要な事項を規 定。 | 総務課 |
| 11 災害時における飲料 水供給に関する協 定書 | 株式会社 旭ガス | H24. 7. 6 | 災害時において、飲料水を迅 速かつ円滑に供給するために 必要な事項を定めるものとす る。 | 総務課 |
| 12 災害時における福祉 避難所設置に関 する協定書 | 川辺地区 老人福祉施設協議会 | H25. 5. 1 | 災害時における要援護者の施 設への受入れについて、円滑 な連携及び対応が図られるよ う必要な事項を規定。 | 総務課 |
| 13 災害時における電気 設備等の応急対策業 務に関する協定書 | 加世田電気工事 工業協同組合 | H25. 7. 11 | 災害時等に市の管理する公共 施設、市営住宅及び指定した 避難施設等の電気設備等に支 障が生じた場合において、早 期に電気設備等を復旧させる ため、必要な事項を規定。 | 総務課 |
| 14 災害時における施設 の一時避難所とし ての使用に関する協 定書 | 社会福祉法人 火の神福祉 会 火の神保育園 | H24. 6. 18 | 豪雨等災害が発生し、又は発 生するおそれがある場合に、 施設を一時避難所として指定 し、市民を受け入れる。 | 総務課 |
| 15 災害時における敷地 の一時避難場所と しての使用に関する協 定書 | 社会医療法人 慈生会 ウ エルフェア九州病院 株式会社 今給黎建設 医療法人 厚生会 小原病 院 ----- 宗教法人 南方神社 | H24. 7. 9 ----- H26. 8. 1 | 地震等が発生し、又は発生す るおそれがある場合に、当該 敷地を一時避難場所として指 定し、市民を受け入れる。 | 総務課 |

| 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|---|--|----------------------------------|--|--------------|
| 16 南薩地域における消防及び救急業務相互応援協定 | 南さつま市 指宿南九州消防組合 | H25. 4. 1 | 火災・救急又はその他の災害発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生市から応援要請があったときは相互の応援隊を派遣する。 | 消防本部 |
| 17 場外離着陸場の使用承諾書(更新) | 陸上自衛隊第12普通科連隊長 | R1. 11. 29 (3年ごと更新H26. 1. 23) | 災害出動時における緊急時のヘリコプターの離発着及びそのための操縦訓練等に使用のため。 | 建設課 教育委員会 |
| 18 災害時における下水道施設の応急復旧業務に関する協定 | 有限会社枕崎清掃社 有限会社川崎電機工業所 日本浄水管理株式会社 株式会社明興テクノス | H26. 12. 12 | 地震やその他の災害により枕崎市が維持管理する下水道施設が被災したときに行う応急復旧業務に関し定めたもの。 | 水道課 |
| | 株式会社旭石油 | R1. 9. 20 | | |
| 19 自然災害による下水道機械設備応急工事の請負に関する協定 | 水ing株式会社九州支店 | H26. 12. 12 | 自然災害発生時における下水道機械設備復旧のための応急工事の請負に関し定めたもの。 | 水道課 |
| 20 災害発生時における枕崎市と枕崎市内郵便局の協力に関する協定(改訂) | 枕崎市内郵便局 代表 日本郵便株式会社 枕崎中町郵便局 | H28. 2. 1 (H12. 9. 1) | 枕崎市内の郵便局及び枕崎市が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するための協定。 | 総務課 |
| 21 災害発生時における消防活動応援協定書 | 枕崎建設業組合 | H28. 2. 22 | 火災又は人命救助を必要とする災害が発生した場合、枕崎建設業組合が社会貢献活動の一環として実施する消防応援活動に関しての協定。 | 消防本部 |
| 22 災害時における施設使用に関する協定書 | 枕崎警察署 | H28. 7. 20 | 大規模災害が発生し、枕崎警察署の庁舎が損壊等の被害を受け、自らの庁舎での業務遂行と庁舎機能の維持が困難となった場合等にサンフレッシュ枕崎の一部を災害活動等の警察拠点として使用することを定めたもの。 | 教育委員会 |
| 23 枕崎市災害復旧に関する覚書(改訂) | 九州電力株式会社 加世田営業所、九州電力送配電株式会社 加世田配電事業所 | H28. 7. 5 (H22. 10. 5) | 災害時において、枕崎市と九州電力株式会社加世田営業所・九州電力送配電株式会社加世田配電事業所が防災情報の収集、提供等情報連絡を密にし、連携を保つことで、電力施設の円滑な復旧を図ろうとするもの。 | 総務課 |

| 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|-------------------------------------|---|------------|--|-----|
| 24 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 | 西日本電信電話株式会社 鹿児島支店 | H28. 8. 4 | 災害発生時において、速やかに通信を確保・提供することを目的として、屋内避難所等への災害用特設電話の設置及び利用・管理等について定めたもの。 | 総務課 |
| 25 災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書 | 鹿児島県土地家屋調査士会 公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | H29. 3. 30 | 地災害時において、住家被害認定調査等の支援を求めることにより、調査等の業務に関して定めたもの。 | 総務課 |
| 26 災害時等における被害状況等の情報収集及び提供に関する協定書 | 株式会社ディ・シー・テイ | H29. 7. 20 | 地震・風水害・その他の自然災害・大規模事故・武力攻撃事態等が発生した場合等において、無人飛行機を活用して、被害状況等の情報収集及び提供について定めたもの。 | 総務課 |
| 27 森林災害協定書 | 鹿児島県南薩地域振興局 鹿児島県森林土木協会加世田支部 | H30. 3. 22 | 地震・台風・集中豪雨等に伴い発生する、森林・竹林の風倒被害や山地崩壊、土砂流出等の被害及び治山・林道施設の被害状況の情報収集活動及び伝達について定めたもの。 | 農政課 |
| 28 枕崎市・日本下水道事業団災害支援協定 | 日本下水道事業団 | H30. 4. 1 | 日本下水道事業団が行う災害支援に関して定めたもの。 (下水道法第15条の2に規定する災害時維持修繕協定) | 水道課 |
| 29 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 医療法人厚生会小原病院 医療法人敬生会久木田整形外科病院 | H31. 3. 25 | 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要があるとき、津波から避難する者に対して一時的に施設を開放し、迅速な避難を支援するための協力について定めたもの。 | 総務課 |
| 30 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | R1. 8. 30 | 地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能低下の軽減のための情報提供及び周知を目的として、相互協力により、様々な取組を行うことを定めたもの。 | 総務課 |
| 31 災害発生時における避難所等としての施設使用に関する協定 | 鹿児島県立鹿児島水産高等学校 | R2. 6. 25 | 大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、枕崎市が鹿児島県立鹿児島水産高等学校の管理する施設を避難所として使用することについて定めたもの。 | 総務課 |

| 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|--|--------------------|------------|---|-------|
| 32 災害時における災害 廃棄物処理等の協力 に関する協定 | 枕崎建設業組合 | R2. 7. 15 | 地震、津波その他風水害等大規模な災害が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等の協力について定めたもの。 | 市民生活課 |
| | 一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会 | R3. 2. 1 | | |
| 33 防災パートナーシップに関する協定 | 株式会社南日本放送 | R2. 11. 18 | 自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び防災活動に連携して取り組むことについて定めたもの。 | 総務課 |
| 34 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定 | 株式会社バカン | R3. 6. 15 | 災害時の避難施設に係る情報を住民に伝達するため、協力して手段を充実させることについて定めたもの。 | 総務課 |
| 35 災害時における消防用水等の確保に関する協定 | 鹿児島生コンクリート協同組合南薩支部 | R3. 11. 26 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、飲料水を除く生活用水や消防用水の供給に関し協力することについて定めたもの。 | 消防本部 |

2-2 自衛隊災害派遣要請等様式

(1) 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号

年 月 日

鹿児島県知事 殿

枕崎市長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況及び自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

(2) 自衛隊災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

枕崎市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - イ 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - ウ 第2条第2号に掲げる職員の派遣職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - エ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年 6月27日

鹿児島県知事
鹿児島県市長会会長
鹿児島県町村会会長

2-4 鹿児島県内消防相互応援協定

鹿児島県内消防相互応援協定の締結について

鹿児島県内の市町村及び消防の一部事務組合が平成18年10月25付けで締結した鹿児島県消防相互応援協定を廃止し、新たに以下の協定を締結する。

鹿児島県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防本部等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

- 2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。
- 3 代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれを代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じた場合に行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

- 2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。
 - (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
 - (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
 - (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
 - (5) 使用無線系統
 - (6) その他必要な事項
- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行った場合は、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。
- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。
- 4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
- 5 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援の中断)

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(航空消防応援)

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、平成30年12月20日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成30年12月20日

県下市町村及び消防組合で締結

鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

2-6 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

【引用】 鹿児島県ホームページ(更新日：令和3年7月6日)
「民間事業者等との災害に関する協定締結状況」

[危機管理防災局危機管理課・原子力安全対策課・消防保安課、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、くらし保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・業務課・生活衛生課・健康増進課、土木部監理課・生活排水対策室・住宅政策室・砂防課・道路維持課・港湾空港課、商工労働水産部漁港漁場課、総合政策部総合政策課、北薩・南薩地域振興局、県警察本部]

【協定締結件数】12分野66種112件

令和3年5月25日

| 分野 | 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|----------------------|--------------------------|-----------------------|-----------|---|---------|
| 1 医療 | 災害救助等に必要な医薬品等の確保に関する協定 | 鹿児島県医薬品卸業協会 | H8.6.25 | 災害発生時における災害救助等に必要な医薬品等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医薬品の範囲、引渡し、価格等] | 薬務課 |
| | 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定 | 鹿児島県医療機器協会 | H8.9.24 | 災害発生時における災害救助等に必要な医療用資機材等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医療用資機材の範囲、引渡し、価格等] | 薬務課 |
| | 災害時の医療救護活動に関する協定 | (公社)鹿児島県薬剤師会 | H26.3.28 | 災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、指揮系統、費用負担等] | 薬務課 |
| | 災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定 | (一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部 | H26.5.30 | 災害発生時における災害救助等に必要な医療ガス等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続、医療ガス等の範囲、引渡し、価格等] | 薬務課 |
| | 災害時の医療救護活動に関する協定 | (公社)鹿児島県医師会 | H19.5.14 | 災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、輸送、指揮系統、費用負担等] | 保健医療福祉課 |
| | 災害時の歯科医療救護活動に関する協定 | (公社)鹿児島県歯科医師会 | H26.3.28 | 災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、指揮系統、費用負担等] | 保健医療福祉課 |
| | 災害時の健康相談等の支援活動に関する協定 | (公社)鹿児島県看護協会 | H26.3.28 | 災害発生時における健康相談等の支援活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容、輸送、指揮系統、費用負担等] | 保健医療福祉課 |
| | 災害時における愛護動物の救護に関する協定 | (公社)鹿児島県獣医師会 | H27.1.16 | 大規模災害発生時における動物の救護対策に関し、必要な事項を規定。 | 生活衛生課 |
| | 鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 | 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 | R1.8.27 | 大規模災害発生時において、鹿児島DCATを一般避難所、福祉避難所そのた災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を支援するために必要な事項を規定。 [活動内容、派遣要請、費用負担、訓練等] | 社会福祉課 |
| | | 鹿児島県社協老人福祉施設協議会 | R1.8.27 | | |
| 鹿児島県知的障害者福祉協会 | | R1.8.27 | | | |
| 鹿児島県保育連合会 | | R1.8.27 | | | |
| 鹿児島県地域包括・介護支援センター協議会 | | R1.8.27 | | | |
| 鹿児島県老人保健施設協会 | | R1.8.27 | | | |
| 鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会 | | R1.8.27 | | | |
| (公社)鹿児島県社会福祉士会 | R1.8.27 | | | | |
| 9種類 | | | 16件 | | |
| 2 物資等 | 災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定 | (株)タイヨー | H17.2.4 | 災害発生時における応急生活物資の供給に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、物資の運搬、経費負担、補償等] | 社会福祉課 |
| | | (株)南九州ファミリーマート | H17.2.4 | | |
| | | 鹿児島県パン工業協同組合 | H17.2.10 | | |
| | | (株)山形屋 | H17.3.1 | | |
| | | (株)山形屋ストア | H17.3.1 | | |
| | | 南九州コココーラボトルリング(株) | H17.3.16 | | |
| | | イオン九州(株) | H18.11.15 | | |
| | | 鹿児島県生活協同組合連合会 | H20.2.15 | | |
| | | NPO法人コメリ災害対策センター | H20.3.26 | | |
| | | (株)ローソン | H20.5.29 | | |
| (株)セブン-イレブン・ジャパン | H23.11.4 | | | | |

| 分野 | 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|--------------------------------|--|----------------------------------|---|--|----------|
| 2 物資等 | 緊急・救援物資等輸送に関する協定 | (公社)鹿児島県トラック協会 | H14.4.1 | 災害発生時における緊急・救援物資等輸送に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費負担、補償等] | 社会福祉課 |
| | 大規模災害時の支援活動等に関する協定 | 鹿児島県石油商業組合 | H21.3.4 | 大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援の内容等] | 危機管理課 |
| | 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 | (株)南九州ファミリーマート | H22.9.1 | 災害発生時の災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担等] | 危機管理課 |
| | | (株)ローソン | H22.9.1 | | |
| | | (株)モスフードサービス | H22.9.1 | | |
| | | (株)壺番屋 | H22.9.1 | | |
| | | (株)吉野家 | H22.9.1 | | |
| | 大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定 | (株)セブン-イレブン・ジャパン | H23.11.4 | 大規模災害時に旅客船による被災者救出や救援物資の輸送に関し、必要な事項を規定。[手続、実施方法、経費の負担、補償等] | 危機管理課 |
| | | (株)ダスキン | H24.9.7 | | |
| | 大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定 | 鹿児島県旅客船協会 | H24.9.28 | 大規模災害時に旅客船による被災者救出や救援物資の輸送に関し、必要な事項を規定。[手続、実施方法、経費の負担、補償等] | 危機管理課 |
| | 災害時における量等の供給協力に関する協定 | 鹿児島県量工業組合 | H26.8.26 | 災害時における被災地等への量等の供給について協力を要請することについて必要な事項を規定。 | 社会福祉課 |
| | 災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 | (公社)鹿児島県バス協会 | H27.6.26 | 災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担、補償等] | 原子力安全対策課 |
| | 災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定 | 南日本段ボール工業組合 | H28.3.24 | 災害時に被災地等へ物資を供給するに当たり、協力要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。 | 社会福祉課 |
| | 災害時におけるフードバンク食品の供給等の協力に関する協定 | 特定非営利活動法人フードバンクかごしま | H28.9.6 | 災害時における被災地等への物資の供給に関し、必要な事項を規定。 | 社会福祉課 |
| 災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力に関する協定 | 鹿児島県倉庫協会 | H28.12.19 | 災害時において緊急支援物資の保管及び荷役等について協力の要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。 | 社会福祉課 | |
| 災害時におけるLPガス供給に関する協定 | (一社)鹿児島県LPガス協会 | H30.12.14 | 災害発生時における避難所等へのLPガスの供給に関し、必要な事項を規定。 [目的、協力要請・実施、費用の負担等] | 消防保安課 | |
| 災害時等におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定 | (一社)鹿児島県タクシー協会 | H31.2.18 | 災害時等におけるタクシーによる緊急輸送を求めるときの必要事項を規定。 [要請、内容、費用負担等] | 原子力安全対策課 危機管理課 | |
| 災害時における電動車両等の支援に関する協定 | 鹿児島三菱自動車販売株式会社 北鹿児島三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社 | R3.3.25 | 災害発生時における電動車両等の貸与について必要な事項を規定。 [要請、内容、費用負担等] | 危機管理課 | |
| 災害発生時における施設使用等に関する協定 | 鹿児島県遊技業協同組合 | R3.3.25 | 災害発生時において、組合員が管理する施設の県等への提供及び災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等] | 危機管理課 | |
| | 14種類 | | 30件 | | |
| 3 住宅 | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 | (一社)プレハブ建築協会 | H8.3.29 | 災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。 [手続、住宅建設、経費負担等] | 住宅政策室 |
| | 災害時における住宅の応急修理に関する協定 | (一社)鹿児島県建築協会 | H18.3.31 | 災害発生時における被災住宅の応急修理に関し、必要な事項を規定。 [手続、業務内容、経費負担等] | 住宅政策室 |
| | | 鹿児島県電気工事業工業組合 鹿児島県管工事業協同組合連合会 | H18.3.31 H21.12.25 | | |
| | 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定 | (公社)鹿児島県宅地建物取引業協会 | H18.2.1 | 災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため、民間賃貸住宅の媒介に関し、必要な事項を規定。 [手続、連絡窓口等] | 住宅政策室 |
| (公社)全日本不動産協会鹿児島県本部 | | H18.2.1 | | | |

| 分野 | 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|-----------|-------------------------------------|--|-----------|--|----------------|
| 3 住宅 | 災害時における木造 応急仮設住宅の建設 に関する協定書 | (一社)鹿児島県建築協会 | H25.3.22 | 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。 | 住宅政策室 |
| | | (一社)全国木造建設事業協会鹿児島県協会 | H30.3.15 | | |
| | 災害時における住家 被害認定調査等の 支援に関する協定 | 鹿児島県土地家屋調査士協会 (公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | H28.3.28 | 災害時における住家被害認定調査及び不動産登記等の相談業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援内容、経費負担等] | 危機管理課 |
| | 災害時における民間 賃貸住宅の被災者 への提供に関する協定 | (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 | H28.9.1 | 災害発生時における応急的な民間賃貸住宅の提供に関し、必要な事項を規定。 | 住宅政策室 |
| | 災害時における宿泊 施設等の提供に関する協定 | 鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合 (一社)日本旅館協会九州支部連合会 鹿児島県支部 | H28.12.19 | 災害時における要配慮者等の避難所としての宿泊施設の提供について、必要な事項を規定。 | 社会福祉課 |
| | 7種類 | | 11件 | | |
| 4 公共土木施設等 | 大規模災害時における 応急対策に関する協定 | (一社)鹿児島県建設業協会 | H18.1.24 | 大規模災害発生時における公共土木施設(県管理)の応急対策に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [対象となる災害、業務内容、手続、経費負担等] | 監理課 |
| | 大規模災害時における被害状況調査の 支援協力に関する協定書 | (公社)鹿児島県測量設計業協会 | H20.7.17 | 大規模災害時において、被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり、必要な事項を規定。 [目的、支援協力の内容等] | 監理課 |
| | 大規模災害時における 応急対策業務等に関する協定 | (一社)鹿児島県ビルメンテナンス協会 | H26.2.20 | 大規模災害時において、県管理公共建築物の清掃・消毒などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等] | 危機管理課 |
| | | 鹿児島県ビルメンテナンス協同組合 | H26.2.20 | | |
| | 大規模災害発生時における相互協力に関する協定 | 西日本高速道路(株) | H23.9.6 | 大規模災害発生時における相互の道路機能の活用、SA・PA等の施設の防災協定施設としての活用情報の共有等について規定。 [協定内容、手続] | 危機管理課 |
| | 大規模災害時における 応急対策業務等に関する協定 | (一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会 | H27.3.25 | 大規模災害時において、県管理公共建築物の冷凍空調機器などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等] | 危機管理課 |
| | 大規模災害時における 地質調査等の支援協力に関する協定 | (公社)鹿児島県地質調査業協会 | H27.3.30 | 大規模災害発生時において、土木公共施設等の被災情報の収集及び応急対応に関わる業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等] | 監理課 |
| | 大規模土砂災害時における 技術支援に関する協定 | NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会 | H23.1.26 | 大規模土砂災害発生時において、災害関連の事業を迅速かつ円満に実施するための技術的支援に関し、必要な事項を規定。 [目的、支援の内容、費用負担等] | 砂防課 |
| | 災害発生時における 応急対策業務等に関する包括的協定 | 国土交通省九州地方整備局 港湾管理者 港湾管理団体 | H28.1.5 | 災害発生時における港湾の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、業務内容、適用範囲等] | 港湾空港課 |
| | 災害・事故発生時の 海上における応急対策 に関する協定 | 鹿児島県港湾漁港建設協会 | H28.2.10 | 港湾・漁港施設等における災害・事故発生時の応急対策に係る業務に関し、基本事項を規定。 [対象となる災害、趣旨、業務内容手続、費用負担等] | 港湾空港課 漁港漁場課 |
| | | 鹿児島島の海を守る会 | R2.9.1 | | |
| | 大規模災害時における 路面の応急復旧などに関する協定 | 鹿児島県舗装協会 | H30.4.9 | 大規模災害時において、県の管理する公共土木施設の応急対策に係る業務の実施に関し、基本的事項を規定 [対象となる災害、応急対策業務の内容、協力要請、費用負担等] | 監理課 |
| | 災害時における相互 連携に関する協定 | 九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社 | R3.5.25 | 電力インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等] | 危機管理課 |
| | | 西日本電信電話株式会社 | R3.5.25 | | |
| | 11種類 | | 14件 | | |

| 分野 | 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|------------------|----------------------------------|----------------------|---|---|----------------------------------|
| 5 広報 | 災害時における放送要請に関する協定 | 日本放送協会 鹿児島放送局 | S56.4.1 | 災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。 [手続, 実施方法] | 危機管理課 |
| | | (株)南日本放送 | S56.4.1 | | |
| 鹿児島テレビ放送(株) | | S56.4.1 | | | |
| (株)鹿児島放送 | | S58.6.1 | | | |
| (株)エフエム鹿児島 | | H4.9.18 | | | |
| | (株)鹿児島讀賣テレビ | H6.4.15 | | | |
| | 災害時における報道要請に関する協定 | (株)西日本新聞社 | H9.4.15 | 災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。 [手続, 実施方法] | 危機管理課 |
| 共同通信社 | | H9.4.15 | | | |
| (株)毎日新聞社 | | H9.4.15 | | | |
| 朝日新聞 | | H9.4.15 | | | |
| (株)時事通信社 | | H9.4.15 | | | |
| 讀賣新聞 | | H9.4.15 | | | |
| 日本経済新聞社 | | H9.4.15 | | | |
| | (株)南日本新聞社 | H9.4.15 | | | |
| | (株)南海日日新聞社 | H9.4.15 | | | |
| | 2種類 | | 15件 | | |
| 6 し尿・汚泥等 | 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定 | 鹿児島県環境整備事業協同組合 | H17.3.28 | 災害発生時におけるし尿, 浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し, 必要な事項を規定。 [手続, 経費負担等] | 廃棄物・リサイクル対策課 |
| | | 協同組合鹿児島県環境管理協会 | H17.3.28 | | |
| | 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定 | (一社)鹿児島県産業資源循環協会 | H21.5.26 | 災害発生時における災害廃棄物の処理等に関し, 必要な事項を規定。 [趣旨, 支援協力の内容等] | 廃棄物・リサイクル対策課 |
| | 災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定 | (公財)鹿児島県環境保全協会 | H26.3.28 | 災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定める。 | 生活排水対策室 |
| | 3種類 | | 4件 | | |
| 7 車両排除 | 大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書 | (一社)日本自動車連盟九州本部鹿児島支部 | H17.5.23 | 大規模な災害発生時における緊急車両等の通行妨害となっている放置車両等の道路障害物の排除業務について, 必要な事項を規定。 [目的, 要請業務の内容, 費用負担等] | 鹿児島県警察本部 |
| | | (一社)日本自動車連盟鹿児島支部 | H28.3.30 | | |
| | 2種類 | | 2件 | | |
| 8 情報提供 | 山地災害防止に関する郵便局と農林水産事務所の協力に係る実施協定書 | 出水市内郵便局 | H12.5.25 | 郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。 | 北薩地域振興局農林水産部出水支所 南薩地域振興局農林水産部 |
| | | 加世田郵便局 | H12.5.30 | | |
| | 土砂災害防止に関する郵便局と土木事務所の協力に係る実施協定書 | 出水市内郵便局 | H11.12.14 | 郵便局における土砂災害危険箇所マップの備え付けと郵便局からの土砂災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。 | 北薩地域振興局建設部出水支所 南薩地域振興局建設部 |
| | | 加世田郵便局 | H11.12.17 | | |
| | 大規模災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書 | 石油連盟 | H25.3.22 | 大規模災害時において県内に存在する重要施設に対し, 通常の流通経路によらない臨時的, 緊急的な燃料供給を行う必要が生じた場合に, それらを円滑に実施するために, 対象となる重要施設に関する所要の情報を共有する。 | 危機管理課 |
| 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | R2.3.30 | 県内の地震, 津波, 台風, 豪雨, 洪水, 暴風その他の災害に備え, 県が県民に対して必要な情報を迅速に提供し, かつ県の行政機能の低下を軽減させるため, 県とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。 | 危機管理課 | |
| | 4種類 | | 6件 | | |
| 9 救助・救援等 | 大規模災害時における救助犬の出勤に関する協定 | NPO法人九州救助犬協会 | H25.3.26 | 大規模な地震や風水害その他の災害が発生し, 行方不明者が発生した場合に, 被災者の捜索活動を円滑に実施するため, 救助犬による捜索等の協力を求めるときに必要な事項について定める。 | 危機管理課 |

| 分野 | 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|----------|--|---|----------|--|-------|
| 9 救助・救援等 | 大規模災害時における隊友会の協力に関する協定 | (公社)隊友会鹿児島県隊友会 | H25.3.26 | 大規模な地震や風水害その他災害が発生した場合に、隊友会会員が有する専門的知識、技能、経験など元自衛官としての能力及び情報収集等の隊友会の組織力を活用した協力を求めるときに必要な事項について定める。 | 危機管理課 |
| | 2種類 | | 2件 | | |
| 10 遺体搬送等 | 災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定 | 鹿児島県葬祭業協同組合 (一社)全国霊柩自動車協会 | H20.6.9 | 大規模災害時において、多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。 [目的、協力の実施、経費負担等] | 社会福祉課 |
| | 1種類 | | 1件 | | |
| 11 相談 | 災害発生時における相談業務の支援に関する協定 | 鹿児島専門士業団体協議会 | H29.3.28 | 災害発生時における、県民等に対する相談業務の支援に関し必要な事項を規定。 | 危機管理課 |
| | 災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定 | (公社)鹿児島県栄養士会 | H29.3.30 | 災害時において、栄養相談等の支援活動について協力の要請を行う場合に必要事項を規定。 | 健康増進課 |
| | 2種類 | | 2件 | | |
| 12 その他 | 鹿児島県とイオン株式会社との包括提携協定 | イオン株式会社 | H23.8.25 | 様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策に関すること」が含まれている。) | 企画課 |
| | (株)セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | H23.11.4 | 様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「地域の安心・安全及び災害対策に関すること」が含まれている。) | 企画課 |
| | 鹿児島県と佐川急便との地域活性化包括連携協定 | 佐川急便株式会社 | H29.2.6 | 様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策と安心・安全に関すること」が含まれている。) | 企画課 |
| | 健康づくりに関する鹿児島県と大塚製薬株式会社との連携協定 | 大塚製薬株式会社 | H28.4.25 | 様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害時における被災者への貢献や協力に関すること」が含まれている。) | 健康増進課 |
| | 東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定 | 東京海上日動火災保険株式会社 | H29.3.28 | 地方創生の実現を図ることを目的とした協働について規定。(実施項目の一つに、「防災・減災に資する取組に関すること」が含まれている。) | 企画課 |
| | 株式会社ローソンとの包括連携協定 | 株式会社ローソン | H19.9.14 | 協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(実施項目の一つに、「地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること」が含まれている。) | 企画課 |
| | 鹿児島県と鹿児島県オールトヨタとの地域の一層の活性化及び県民サービス向上に向けた包括連携協定 | 鹿児島トヨタ自動車株式会社 鹿児島トヨペット株式会社 トヨタカローラ鹿児島株式会社 ネットトヨタ鹿児島株式会社 ネットトヨタ南九州株式会社 株式会社トヨタレンタリース鹿児島 トヨタ部品鹿児島共販株式会社 | R1.10.2 | 協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(連携事項の一つに、「防災・減災に関すること」が含まれている。) | 企画課 |

| 分野 | 協定等の名称 | 協定の相手方(事業者名) | 締結年月日 | 協定の概要 | 所管課 |
|------|---------------------------------------|--------------------|----------|---|-----|
| | 鹿児島県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括協定 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | R1.12.26 | 相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・災害対策に関すること」が含まれている。 | 企画課 |
| | 鹿児島県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に係る包括協定 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | R2.3.18 | 相互の連携及び協力を強化することにより、地方創生の推進及び地域の発展に寄与することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・減災に関すること」が含まれている。 | 企画課 |
| | 9種類 | | 9件 | | |
| 12分野 | 66種類 | | 112件 | | |

3 危険箇所等に関する資料

県地域防災計画資料編参照
(H18.12現在)

3-1 急傾斜地崩壊危険箇所

| 番号 | 箇所名 | 町名 | 箇所番号 | 傾斜度 (度) | 長さ (m) | 高さ (m) | 人家 戸数 | 改修状況 | | | 備考 (保全対象施設) |
|----|-------|------|-------|------------|-----------|-----------|----------|------|----|---|-----------------------|
| | | | | | | | | 完成 | 一部 | 未 | |
| 1 | 若葉町 | 若葉町 | I-230 | 50 | 315 | 13 | 20 | ○ | | | |
| 2 | 千代田町2 | 千代田町 | I-231 | 80 | 80 | 7 | 4 | ○ | | | 市民会館 |
| 3 | 真茅3 | まかや町 | I-232 | 70 | 105 | 6 | 38 | | ○ | | 特別養護老人ホーム |
| 4 | 松之尾 | 松之尾町 | I-233 | 45 | 115 | 13 | 0 | ○ | | | 松之尾センター 地場産業振興センター |
| 5 | 宮前町 | 山手町 | I-268 | 40 | 210 | 25 | 25 | | ○ | | 保育園, 寺 |
| 6 | 田布川1 | 田布川町 | I-604 | 50 | 370 | 25 | 12 | ○ | | | |
| 7 | 金山3 | 金山町 | I-607 | 50 | 223 | 25 | 3 | ○ | | | 旧金山小学校 |
| 8 | 金山1 | 金山町 | I-608 | 60 | 330 | 25 | 19 | | ○ | | |
| 9 | 山口 | 桜山東町 | I-609 | 65 | 280 | 7 | 11 | ○ | | | |
| 10 | 松下 | 桜山本町 | I-610 | 50 | 300 | 5 | 9 | | ○ | | |
| 11 | 宇都1 | 桜山本町 | I-611 | 45 | 145 | 15 | 6 | | ○ | | |
| 12 | 宇都2 | 桜山本町 | I-612 | 40 | 240 | 40 | 7 | | ○ | | |
| 13 | 宇都3 | 桜山本町 | I-613 | 45 | 365 | 12 | 10 | | ○ | | |
| 14 | 桜馬場 | 桜山本町 | I-614 | 40 | 165 | 18 | 15 | | | ○ | |
| 15 | 宝寿庵1 | 寿町 | I-615 | 45 | 200 | 10 | 8 | | ○ | | |
| 16 | 下園 | 妙見町 | I-618 | 45 | 140 | 12 | 5 | | ○ | | |
| 17 | 水流2 | 桜山町 | I-621 | 50 | 160 | 15 | 7 | ○ | | | |
| 18 | 山下2 | 鹿籠麓町 | I-623 | 70 | 165 | 8 | 7 | | ○ | | |
| 19 | 湯穴2 | 桜山西町 | I-625 | 40 | 370 | 14 | 12 | | ○ | | 湯穴公民館 |
| 20 | 通山 | 鹿籠麓町 | I-626 | 80 | 140 | 7 | 4 | | ○ | | 神社, 鹿籠郵便局 |
| 21 | 木場2 | 木場町 | I-628 | 65 | 140 | 7 | 6 | | ○ | | |
| 22 | 岩崎1 | 岩崎町 | I-629 | 65 | 105 | 10 | 10 | ○ | | | |
| 23 | 岩崎2 | 岩崎町 | I-630 | 50 | 150 | 16 | 12 | | ○ | | 病院 |
| 24 | 富岡 | 鹿籠麓町 | I-631 | 35 | 120 | 15 | 7 | | ○ | | |
| 25 | 瀧山2 | 中央町 | I-633 | 40 | 490 | 10 | 22 | | ○ | | 枕崎高校 |
| 26 | 大塚2 | 大塚中町 | I-634 | 75 | 25 | 6 | 6 | | | ○ | |
| 27 | 山手町1 | 山手町 | I-636 | 30 | 150 | 18 | 12 | | ○ | | 寺 |
| 28 | 山手町2 | 山手町 | I-637 | 30 | 150 | 17 | 38 | | ○ | | 教会 |
| 29 | 緑町 | 緑町 | I-638 | 45 | 175 | 22 | 8 | | ○ | | |
| 30 | 千代田町 | 千代田町 | I-639 | 70 | 90 | 6 | 6 | ○ | | | |
| 31 | 高見町 | 高見町 | I-640 | 32 | 245 | 11 | 18 | | ○ | | |
| 32 | 東本町 | 東本町 | I-641 | 45 | 130 | 12 | 15 | ○ | | | |
| 33 | 岩戸 | 岩戸町 | I-644 | 38 | 460 | 34 | 32 | | ○ | | |

| 番号 | 箇所名 | 町名 | 箇所番号 | 傾斜度 (度) | 長さ (m) | 高さ (m) | 人家 戸数 | 改修状況 | | | 備考 (保全対象施設) |
|----|------|------|--------|------------|-----------|-----------|----------|------|----|---|-----------------------|
| | | | | | | | | 完成 | 一部 | 未 | |
| 34 | 西白沢 | 白沢西町 | I-646 | 35 | 430 | 6 | 13 | | ○ | | |
| 35 | 板敷 | 豊留町 | I-647 | 40 | 95 | 10 | 6 | | | ○ | |
| 36 | 俵積田 | 別府東町 | I-648 | 45 | 150 | 8 | 7 | | | ○ | |
| 37 | 中原 | 国見町 | I-649 | 48 | 360 | 15 | 8 | | ○ | | |
| 38 | 小江平 | 桜木町 | I-655 | 50 | 350 | 12 | 20 | | ○ | | |
| 39 | 小園 | 桜山町 | I-656 | 30 | 120 | 30 | 6 | | | ○ | |
| 40 | 寺田 | 田布川町 | I-2755 | 40 | 80 | 25 | 8 | | ○ | | |
| 41 | 湯穴3 | 桜山西町 | I-2756 | 40 | 150 | 20 | 7 | ○ | | | |
| 42 | 木場3 | 木場町 | I-2758 | 60 | 77 | 13 | 20 | | ○ | | |
| 43 | 深浦 | 中央町 | I-2761 | 50 | 170 | 12 | 10 | ○ | | | |
| 44 | 亀沢2 | 明和町 | I-2762 | 45 | 180 | 9 | 12 | | ○ | | |
| 45 | 宮田町 | 宮田町 | I-2763 | 40 | 95 | 10 | 17 | | ○ | | |
| 46 | 木場5 | 木場町 | I-2764 | 75 | 120 | 7 | 6 | ○ | | | |
| 47 | 落1 | 道野町 | I-3713 | 60 | 45 | 17 | 0 | ○ | | | 旧南薩地区衛生管理組合 衛生センター |
| 48 | 宇都4 | 桜山本町 | I-3717 | 40 | 30 | 8 | 0 | ○ | | | 宇都公民館 |
| 49 | 田布川3 | 田布川町 | I-4435 | 65 | 110 | 10 | 5 | | ○ | | |
| 50 | 金山4 | 金山町 | I-4436 | 50 | 130 | 25 | 5 | | | ○ | 金山郵便局 |
| 51 | 木口屋 | 美山町 | I-4437 | 45 | 105 | 45 | 6 | | | ○ | |
| 52 | 宮田町2 | 宮田町 | I-4438 | 60 | 95 | 5 | 7 | ○ | | | |
| 53 | 園見 | 園見本町 | I-4439 | 30 | 105 | 7 | 8 | ○ | | | |
| 54 | 岩戸2 | 岩戸町 | I-4440 | 40 | 90 | 36 | 7 | | | ○ | |
| 55 | 岩戸3 | 岩戸町 | I-4441 | 36 | 100 | 32 | 1 | ○ | | | ホテル |
| 56 | 緑町3 | 緑町 | I-4442 | 50 | 135 | 14 | 81 | | | ○ | 病院 |
| 57 | 瀧山3 | 中央町 | I-4443 | 40 | 60 | 9 | 6 | | | ○ | |
| 58 | 中原2 | 国見町 | I-4444 | 44 | 180 | 18 | 5 | ○ | | | |
| 59 | 田布川5 | 田布川町 | II-129 | 70 | 80 | 15 | 1 | | | ○ | |
| 60 | 落2 | 道野町 | II-130 | 80 | 60 | 10 | 1 | | ○ | | |
| 61 | 落3 | 道野町 | II-131 | 80 | 165 | 15 | 1 | | | ○ | |
| 62 | 水流1 | 桜山町 | II-411 | 60 | 135 | 12 | 3 | ○ | | | |
| 63 | 木原 | 栄中町 | II-412 | 86 | 30 | 7 | 3 | ○ | | | |
| 64 | 田布川4 | 田布川町 | II-953 | 70 | 55 | 20 | 2 | | ○ | | |
| 65 | 田布川6 | 田布川町 | II-954 | 55 | 60 | 9 | 3 | | ○ | | |
| 66 | 田布川2 | 田布川町 | II-955 | 35 | 80 | 10 | 2 | ○ | | | |
| 67 | 金山2 | 金山町 | II-957 | 45 | 85 | 65 | 4 | | ○ | | |

| 番号 | 箇所名 | 町名 | 箇所番号 | 傾斜度 (度) | 長さ (m) | 高さ (m) | 人家 戸数 | 改修状況 | | | 備考 (保全対象施設) |
|-----|-------|------|---------|------------|-----------|-----------|----------|------|----|---|----------------|
| | | | | | | | | 完成 | 一部 | 未 | |
| 68 | 金山5 | 金山町 | II-959 | 50 | 35 | 15 | 1 | | ○ | | |
| 69 | 水流5 | 桜山町 | II-960 | 60 | 35 | 7 | 3 | | ○ | | |
| 70 | 水流3 | 桜山町 | II-961 | 40 | 130 | 20 | 3 | | | ○ | |
| 71 | 水流4 | 桜山町 | II-962 | 40 | 55 | 16 | 3 | | | ○ | |
| 72 | 小園2 | 桜山本町 | II-967 | 70 | 30 | 7 | 1 | | | ○ | |
| 73 | 宝寿庵3 | 寿町 | II-969 | 65 | 80 | 12 | 2 | | | ○ | |
| 74 | 宝寿庵4 | 寿町 | II-970 | 75 | 80 | 9 | 4 | | | ○ | |
| 75 | 宝寿庵5 | 寿町 | II-971 | 35 | 100 | 8 | 3 | | ○ | | |
| 76 | 山下1 | 鹿籠麓町 | II-972 | 40 | 100 | 15 | 3 | ○ | | | |
| 77 | 大堀 | 中央町 | II-974 | 75 | 50 | 8 | 2 | | | ○ | |
| 78 | 真茅2 | まかや町 | II-975 | 38 | 95 | 12 | 2 | | | ○ | |
| 79 | 宇都5 | 桜山本町 | II-4702 | 50 | 15 | 14 | 1 | | | ○ | |
| 80 | 松崎 | 下松町 | II-4703 | 50 | 130 | 5 | 3 | | ○ | | |
| 81 | 下松 | 下松町 | II-4704 | 46 | 40 | 5 | 2 | | | ○ | |
| 82 | 駒水1 | 駒水町 | II-4705 | 55 | 110 | 6 | 2 | | | ○ | |
| 83 | 駒水2 | 駒水町 | II-4706 | 35 | 80 | 12 | 3 | | | ○ | |
| 84 | 籠原 | 妙見町 | II-4707 | 45 | 30 | 6 | 3 | ○ | | | |
| 85 | 中村 | 妙見町 | II-4708 | 55 | 120 | 10 | 3 | | ○ | | |
| 86 | 鴻山1 | 中央町 | II-4709 | 40 | 60 | 10 | 4 | | ○ | | |
| 87 | 木場4 | 木場町 | II-4710 | 50 | 100 | 7 | 4 | ○ | | | |
| 88 | 田布川7 | 田布川町 | II-4711 | 45 | 35 | 10 | 1 | | | ○ | |
| 89 | 田布川8 | 田布川町 | II-4712 | 45 | 35 | 20 | 2 | | ○ | | |
| 90 | 俵積田2 | 国見町 | II-4713 | 40 | 40 | 17 | 1 | | | ○ | |
| 91 | 田布川9 | 田布川町 | II-4714 | 45 | 55 | 25 | 2 | | ○ | | |
| 92 | 田布川10 | 田布川町 | II-4715 | 45 | 115 | 10 | 4 | | ○ | | |
| 93 | 田布川11 | 田布川町 | II-4716 | 50 | 40 | 20 | 1 | | ○ | | |
| 94 | 金山6 | 金山町 | II-4717 | 30 | 45 | 25 | 3 | | | ○ | |
| 95 | 山口3 | 桜山東町 | II-4718 | 65 | 50 | 9 | 3 | | | ○ | |
| 96 | 宇都8 | 桜山本町 | II-4719 | 40 | 50 | 20 | 2 | | | ○ | |
| 97 | 宇都6 | 桜山本町 | II-4720 | 45 | 40 | 25 | 1 | | | ○ | |
| 98 | 道野6 | 道野町 | II-4721 | 35 | 25 | 10 | 1 | | | ○ | |
| 99 | 中原2 | 国見町 | II-4722 | 50 | 20 | 16 | 1 | | | ○ | |
| 100 | 美初 | 美原町 | II-4723 | 45 | 35 | 25 | 1 | | ○ | | |
| 101 | 真茅1 | まかや町 | II-4724 | 70 | 120 | 12 | 4 | | | ○ | |

| 番号 | 箇所名 | 町名 | 箇所番号 | 傾斜度 (度) | 長さ (m) | 高さ (m) | 人家 戸数 | 改修状況 | | | 備考 (保全対象施設) |
|-----|--------|------|---------|------------|-----------|-----------|----------|------|----|---|----------------|
| | | | | | | | | 完成 | 一部 | 未 | |
| 102 | 松下 2 | 桜山本町 | II-4725 | 40 | 40 | 8 | 1 | | | ○ | |
| 103 | 小園 5 | 桜山本町 | II-4726 | 35 | 90 | 12 | 3 | ○ | | | |
| 104 | 小園 4 | 桜山本町 | II-4727 | 35 | 245 | 14 | 5 | | ○ | | |
| 105 | 桜馬場 2 | 桜山本町 | II-4728 | 45 | 25 | 24 | 1 | | | ○ | |
| 106 | 通山 3 | 鹿籠麓町 | II-4729 | 50 | 95 | 18 | 3 | | | ○ | |
| 107 | 木場 7 | 木場町 | II-4730 | 50 | 45 | 12 | 2 | | | ○ | |
| 108 | 富岡 2 | 鹿籠麓町 | II-4731 | 65 | 120 | 8 | 3 | | | ○ | |
| 109 | 岩崎 3 | 岩崎町 | II-4732 | 45 | 95 | 16 | 1 | | | ○ | |
| 110 | 木場 10 | 木場町 | II-4733 | 60 | 30 | 8 | 1 | ○ | | | |
| 111 | 木場 11 | 岩崎町 | II-4734 | 60 | 115 | 8 | 3 | | | ○ | |
| 112 | 宝寿庵 2 | 寿町 | II-4735 | 56 | 80 | 10 | 3 | | ○ | | |
| 113 | 大堀 2 | 中央町 | II-4736 | 40 | 47 | 10 | 1 | | | ○ | |
| 114 | 大塚 3 | 大塚南町 | II-4737 | 65 | 30 | 6 | 2 | | | ○ | |
| 115 | 大塚 4 | 塩屋北町 | II-4738 | 40 | 45 | 6 | 2 | ○ | | | |
| 116 | 下園 3 | 妙見町 | II-4739 | 70 | 25 | 6 | 1 | ○ | | | |
| 117 | 瀬戸口 | 妙見町 | II-4740 | 30 | 30 | 14 | 1 | | | ○ | |
| 118 | 宝寿庵 10 | 妙見町 | II-4741 | 70 | 105 | 5 | 2 | | ○ | | |
| 119 | 宝寿庵 7 | 寿町 | II-4742 | 40 | 25 | 6 | 1 | ○ | | | |
| 120 | 宝寿庵 6 | 寿町 | II-4743 | 50 | 15 | 5 | 1 | | | ○ | |
| 121 | 西堀 1 | 寿町 | II-4744 | 45 | 135 | 14 | 3 | | ○ | | |
| 122 | 西堀 2 | 寿町 | II-4745 | 55 | 25 | 10 | 3 | | | ○ | |
| 123 | 道野 | 道野町 | II-4746 | 70 | 40 | 7 | 1 | | ○ | | |
| 124 | 亀沢 3 | 明和町 | II-4747 | 50 | 30 | 14 | 2 | | | ○ | |
| 125 | 俵積田 3 | 別府東町 | II-4748 | 45 | 20 | 16 | 2 | | | ○ | |
| 126 | 俵積田 4 | 別府東町 | II-4749 | 48 | 15 | 18 | 1 | | | ○ | |
| 127 | 宇都 7 | 桜山本町 | II-4750 | 50 | 65 | 7 | 3 | | ○ | | |
| 128 | 宝寿庵 8 | 寿町 | II-4751 | 70 | 50 | 14 | 3 | | | ○ | |
| 129 | 宝寿庵 9 | 寿町 | II-4752 | 75 | 30 | 7 | 1 | | | ○ | |
| 130 | 下園 2 | 妙見町 | II-4753 | 45 | 25 | 6 | 2 | | | ○ | |
| 131 | 道野 4 | 道野町 | II-4754 | 60 | 35 | 9 | 1 | | | ○ | |
| 132 | 道野 5 | 道野町 | II-4755 | 70 | 50 | 7 | 4 | ○ | | | |
| 133 | 木場 6 | 木場町 | II-4756 | 55 | 30 | 7 | 2 | | ○ | | |
| 134 | 湯穴 1 | 桜山西町 | II-4757 | 45 | 90 | 25 | 4 | | ○ | | |
| 135 | 大塚 | 大塚中町 | II-4758 | 70 | 130 | 6 | 1 | | | ○ | |

| 番号 | 箇所名 | 町名 | 箇所番号 | 傾斜度 (度) | 長さ (m) | 高さ (m) | 人家 戸数 | 改修状況 | | | 備考 (保全対象施設) |
|------|------|------|---------|------------|-----------|-----------|----------|------|----|----|----------------|
| | | | | | | | | 完成 | 一部 | 未 | |
| 136 | 緑町2 | 緑町 | II-4759 | 80 | 65 | 5 | 2 | ○ | | | |
| 137 | 木場8 | 木場町 | II-4760 | 65 | 67 | 7 | 2 | | | ○ | |
| 138 | 木場9 | 木場町 | II-4761 | 50 | 18 | 7 | 2 | | | ○ | |
| 139 | 小園3 | 桜山本町 | II-4762 | 40 | 50 | 13 | 1 | ○ | | | |
| 140 | 道野3 | 道野町 | II-4763 | 60 | 75 | 8 | 3 | ○ | | | |
| 141 | 山下3 | 鹿籠麓町 | II-4764 | 40 | 40 | 6 | 3 | ○ | | | |
| 142 | 通山2 | 桜山西町 | II-4765 | 45 | 78 | 10 | 3 | | | ○ | |
| 143 | 茅野 | 茅野町 | II-4766 | 70 | 15 | 5 | 1 | | | ○ | |
| 144 | 道野2 | 道野町 | II-4767 | 60 | 40 | 5 | 1 | | | ○ | |
| 145 | 木場1 | 木場町 | II-4768 | 30 | 30 | 5 | 1 | | | ○ | |
| 146 | 山口2 | 桜山東町 | II-4769 | 50 | 40 | 9 | 2 | ○ | | | |
| 147 | 東本町2 | 東本町 | II-4770 | 45 | 70 | 8 | 3 | ○ | | | |
| 148 | 亀沢1 | 明和町 | II-4771 | 50 | 47 | 5 | 4 | | | ○ | |
| 149 | 東白沢 | 白沢東町 | II-4772 | 35 | 125 | 6 | 3 | | ○ | | |
| 150 | 栄中町 | 栄中町 | | 50 | 50 | 30 | | | | ○ | |
| 151 | 田布川 | 田布川町 | | 55 | 50 | 15 | | ○ | | | |
| 改修状況 | | | | | | | | 36 | 55 | 60 | |

3-2 土石流危険溪流Ⅰ

| 番号 | 水系名 | 河川名 | 溪流名 | 所在地 | 緊急避難場所 | 保全対象 | |
|----|-----|------|--------|-----|--------|------|------|
| | | | | | | 人家 | 公共施設 |
| 1 | 花渡川 | 花渡川 | 通山川 | 木場 | 木場公民館 | 6 | |
| 2 | 〃 | 〃 | 湯穴第1谷川 | 湯穴 | 城山センター | 15 | |
| 3 | 〃 | 金山川 | 十石川 | 金山 | 金山センター | 15 | |
| 4 | 〃 | 〃 | 上郷第1谷川 | 〃 | 〃 | 9 | |
| 5 | 〃 | 〃 | 上郷第2谷川 | 〃 | 〃 | 9 | |
| 6 | 〃 | 〃 | 寺谷川 | 〃 | 旧金山小学校 | 7 | |
| 7 | 〃 | 中洲川 | 宇都川 | 宇都 | 宇都公民館 | 18 | |
| 8 | 〃 | 〃 | 中洲川 | 木口屋 | 木口屋公民館 | 13 | |
| 9 | 永沢川 | 茅野川 | 茅野川 | 茅野 | 茅野公民館 | 5 | |
| 10 | 〃 | 下山川 | 下山第1谷川 | 下山 | 松崎研修館 | 12 | |
| 11 | 〃 | 〃 | 下山第2谷川 | 〃 | 〃 | 15 | |
| 12 | 〃 | 駒ヶ水川 | 駒ヶ水川 | 駒水 | 駒水研修館 | 19 | |
| 13 | 花渡川 | 花渡川 | 木場川 | 木場 | 木場公民館 | 8 | |

3-3 土石流危険溪流Ⅱ

| 番号 | 水系名 | 河川名 | 溪流名 | 所在地 | 緊急避難場所 | 保全対象 | |
|----|------|------|-------|-----|--------|------|------|
| | | | | | | 人家 | 公共施設 |
| 1 | 馬追川 | 牧園川 | 牧園の小川 | 牧園 | 牧園公民館 | 4 | |
| 2 | 花渡川 | 落川 | 奥ヶ平の川 | 奥ヶ平 | 通野公民館 | 1 | |
| 3 | 〃 | 〃 | 上竹中川 | 上竹中 | 〃 | 3 | |
| 4 | 〃 | 中洲川 | 下園谷川 | 下園 | 下園公民館 | 2 | |
| 5 | 〃 | 〃 | 寺ノ前川 | 寺ノ前 | 山口公民館 | 1 | |
| 6 | 上園川 | 上園川 | 上園川 | 板敷 | 板敷公民館 | 10 | |
| 7 | 冷水川 | 冷水川 | 冷水川 | 〃 | 〃 | 10 | |
| 8 | 中堂川 | 中堂川 | 中堂川 | 火之神 | 火之神公民館 | 3 | |
| 9 | 神園川 | 神園川 | 神園川 | 山手町 | 市民会館 | 23 | |
| 10 | 火之神川 | 火之神川 | 火之神川 | 火之神 | 火之神公民館 | 63 | |

3-4 地すべり危険箇所

| 番号 | 箇所名 | 位置 | | 予想される被害 | | | | 備考 |
|----|-----|-----|-------|------------|------------|--------------|-------------|----|
| | | 町名 | 小字 | 面積 (ha) | 住家数 (戸) | 耕地面積 (ha) | 公共施設 (m) | |
| 1 | 美初 | 美原町 | | 33.8 | 12.0 | 3.6 | 市道1,200m | |
| 2 | 木口屋 | 東鹿籠 | 福仁田東原 | 50.0 | — | — | — | |

3-5 山腹崩壊危険地区

| 番号 | 地区番号 | 地区名 | 保全対象 | | | | 治山事業 | | | 備考 |
|----|----------|--------|------|----------|----|--------------|------|----|---|-------|
| | | | 人家 | 道路 | 河川 | その他 | 完成 | 一部 | 未 | |
| 1 | 204-0001 | 金山(Ⅰ) | 30戸 | 市道 | | | ○ | | | 他事業施行 |
| 2 | 204-0002 | 金山(Ⅱ) | 15戸 | 市道 | | 学校(跡) 公民館 | | ○ | | |
| 3 | 204-0003 | 金山(Ⅲ) | 20戸 | 市道 | | 公民館 | | ○ | | |
| 4 | 204-0004 | 金山(Ⅳ) | 16戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 5 | 204-0005 | 田布川(Ⅰ) | 1戸 | 市道 | | | | | ○ | 他事業施行 |
| 6 | 204-0006 | 田布川(Ⅱ) | 12戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 7 | 204-0007 | 田布川(Ⅲ) | 15戸 | 市道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 8 | 204-0008 | 田布川(Ⅳ) | 2戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 9 | 204-0009 | 田布川(Ⅴ) | 2戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 10 | 204-0010 | 水流(Ⅰ) | 11戸 | 市道 | | | | | ○ | 他事業施行 |
| 11 | 204-0011 | 水流(Ⅱ) | 3戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 12 | 204-0012 | 宇都(Ⅰ) | 15戸 | 市道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 13 | 204-0013 | 宇都(Ⅱ) | 25戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 14 | 204-0014 | 宇都(Ⅲ) | 10戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 15 | 204-0015 | 宇都(Ⅳ) | 12戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 16 | 204-0016 | 桜馬場 | 2戸 | 市道 | | 学校 | | | ○ | |
| 17 | 204-0017 | 湯穴(Ⅰ) | 12戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 18 | 204-0018 | 湯穴(Ⅱ) | 11戸 | 国道 市道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 19 | 204-0019 | 湯穴(Ⅲ) | 20戸 | 市道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 20 | 204-0020 | 宝寿庵(Ⅰ) | 10戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 21 | 204-0021 | 瀬戸口(Ⅰ) | 12戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 22 | 204-0022 | 宇都(Ⅴ) | 10戸 | 市道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 23 | 204-0023 | 湯穴(Ⅳ) | 12戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 24 | 204-0024 | 宝寿庵(Ⅱ) | 8戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 25 | 204-0025 | 西堀 | 11戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 26 | 204-0026 | 岩戸町 | 10戸 | 国道 | | | | | ○ | 他事業施行 |
| 27 | 204-0027 | 下山 | 20戸 | 市道 | | | | | ○ | |

| 番号 | 地区番号 | 地区名 | 保全対象 | | | | 治山事業 | | | 備考 |
|----|----------|--------|------|----|----|------|------|----|---|-------|
| | | | 人家 | 道路 | 河川 | その他 | 完成 | 一部 | 未 | |
| 28 | 204-0028 | 駒ヶ水(Ⅰ) | 10戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 29 | 204-0029 | 駒ヶ水(Ⅱ) | 40戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 30 | 204-0030 | 中尾 | 6戸 | 市道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 31 | 204-0031 | 瀬戸上 | 2戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 32 | 204-0032 | 下落シ | 1戸 | | | | | ○ | | |
| 33 | 204-0033 | 前山 | 5戸 | 国道 | | | | ○ | | 他事業施行 |
| 34 | 204-0034 | 囲山 | 16戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 35 | 204-0035 | 壇ノ一 | 2戸 | 国道 | ○ | 二級河川 | | ○ | | 他事業施行 |
| 36 | 204-0036 | 深浦 | 3戸 | 市道 | | 排水路 | | | ○ | 他事業施行 |
| 37 | 204-0037 | 堂園 | 7戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 38 | 204-0038 | 桜山本町 | 2戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 39 | 204-0039 | 岩崎町 | 5戸 | | | | | ○ | | |
| 40 | 204-0040 | 田布川町 | 2戸 | 市道 | | | | ○ | | |

3-6 崩壊土砂流出危険地区

| 番号 | 地区番号 | 地区名 | 保全対象 | | | | 治山事業 | | | 備考 |
|----|----------|------|------|-----------|----|-----|------|----|---|-------|
| | | | 人家 | 道路 | 河川 | その他 | 完成 | 一部 | 未 | |
| 1 | 204-0001 | 田布川 | 100戸 | 市・国 林道 | | | | ○ | | |
| 2 | 204-0002 | 田布川Ⅱ | 6戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 3 | 204-0003 | 田布川Ⅲ | 100戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 4 | 204-0004 | 木口屋 | 10戸 | 市道 | | 公民館 | | ○ | | |
| 5 | 204-0005 | 上竹中 | 10戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 6 | 204-0006 | 上竹中Ⅱ | 6戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 7 | 204-0007 | 木場 | 15戸 | 市道 | | 公民館 | | | ○ | 他事業施行 |
| 8 | 204-0008 | 下園 | 4戸 | 市道 国道 | | 公民館 | | ○ | | |
| 9 | 204-0009 | 木原 | 2戸 | 市道 国道 | | | | | ○ | |
| 10 | 204-0010 | 中原 | 20戸 | 市道 県道 | | 公民館 | | ○ | | |
| 11 | 204-0011 | 板敷 | | 国道 | | | | | ○ | |
| 12 | 204-0012 | 白沢津 | 11戸 | 国道 | | | | ○ | | |
| 13 | 204-0013 | 下山 | 25戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 14 | 204-0014 | 田布川Ⅳ | 50戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 15 | 204-0015 | 田布川Ⅴ | 50戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 16 | 204-0016 | 木口屋Ⅱ | 20戸 | 市道 | | 公民館 | | ○ | | |
| 17 | 204-0017 | 馬込平 | | 市道 | | 学校 | | ○ | | |
| 18 | 204-0018 | 上ノ谷 | 40戸 | 市道 | | | | ○ | | |
| 19 | 204-0019 | 松ヶ窪 | 8戸 | 市道 | | | ○ | | | |
| 20 | 204-0020 | 火之神 | 12戸 | 市道 | | | | | ○ | |
| 21 | 204-0021 | 山神ノ上 | | | | | | | ○ | |

3-7 土砂災害警戒区域

箇所数 228 箇所

令和3年1月26日現在

(急傾斜地 209箇所 土石流 18箇所 地滑り 1箇所)

| 番号 | 区域番号 | 区域名 (凡例) 急：急傾斜 土：土石流 地：地すべり | 地区名 | 公示日 (西暦 下2桁 月日) | 区域概要 | | | | |
|----|-----------------------|---|------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| | | | | | 土砂災害警戒区域内保 全人家戸数 (戸) | うち特別警戒区域内保 全人家戸数 (戸) | 土砂災害警戒区域面積 (㎡) | うち土砂災害特別警戒 区域面積 (㎡) | 急傾斜の場合、かけ高 (m) |
| 1 | kyu204-0036 -01~04 | 急・田布川1 | 田布川町 | 191126 | 17 | 8 | 35,502 | 10,261 | 25.86 |
| 2 | kyu204-0035 | 急・田布川3 | 田布川町 | 191126 | 5 | 0 | 3,472 | 0 | 7.21 |
| 3 | kyu204-0027 -01~03 | 急・田布川5 | 田布川町 | 191126 | 1 | 1 | 12,853 | 3,987 | 25.2 |
| 4 | kyu204-0039 | 急・田布川6 | 田布川町 | 191126 | 3 | 0 | 5,725 | 1,251 | 11.5 |
| 5 | kyu204-0032 | 急・田布川7 | 田布川町 | 191126 | 2 | 2 | 9,429 | 3,392 | 16.66 |
| 6 | kyu204-0034 -01~03 | 急・田布川8 | 田布川町 | 191126 | 2 | 1 | 7,118 | 2,443 | 13.49 |
| 7 | kyu204-0038 -01~04 | 急・田布川9 | 田布川町 | 191126 | 7 | 3 | 35,000 | 13,165 | 36.67 |
| 8 | kyu204-0029 -01,02 | 急・田布川11 | 田布川町 | 191126 | 10 | 6 | 60,827 | 25,823 | 38.0 |
| 9 | kyu204-028 | 急・田布川12 | 田布川町 | 061006 | 2 | 0 | 6,641 | 0 | 32.15 |
| 10 | kyu204-030 | 急・田布川13 | 東鹿籠 | 060331 | 0 | 0 | 6,841 | 0 | 32.5 |
| 11 | kyu204-033 | 急・田布川14 | 田布川町 | 061006 | 1 | 0 | 11,228 | 0 | 25.97 |
| 12 | kyu204-0037 -01,02 | 急・田布川15 | 田布川町 | 191126 | 1 | 0 | 8,350 | 3,414 | 27.57 |
| 13 | kyu204-0047 -01~02 | 急・金山1 | 金山町 | 191126 | 17 | 6 | 54,032 | 21,350 | 30.32 |
| 14 | kyu204-0048 -01~04 | 急・金山2 | 金山町 | 191126 | 3 | 1 | 23,806 | 9,795 | 43.13 |
| 15 | kyu204-0043 -01,02 | 急・金山4 | 金山町 | 191126 | 49 | 2 | 43,818 | 18,236 | 40.42 |
| 16 | kyu204-0045 | 急・金山5 | 金山町 | 191126 | 3 | 1 | 20,906 | 9,035 | 34 |
| 17 | kyu204-0050 | 急・金山6 | 金山町 | 191126 | 1 | 1 | 3,751 | 1,346 | 20.11 |
| 18 | kyu204-044 | 急・金山7 | 金山町 | 061006 | 11 | 0 | 19,342 | 0 | 25.2 |
| 19 | kyu204-046 | 急・金山8 | 金山町 | 061006 | 2 | 0 | 9,078 | 0 | 26 |
| 20 | kyu204-0049 -01~06 | 急・金山9 | 金山町 | 191126 | 18 | 4 | 68,176 | 26,118 | 61.85 |
| 21 | kyu204-025 | 急・金山12 | 金山西町 | 061006 | 2 | 0 | 40,954 | 0 | 36.9 |
| 22 | kyu204-0051 | 急・金山13 | 金山町 | 191126 | 5 | 2 | 11,543 | 4,832 | 34.8 |
| 23 | kyu204-0041 | 急・寺田 | 金山町 | 191126 | 8 | 0 | 13,717 | 5,965 | 32.44 |
| 24 | kyu204-0052 | 急・金山14 | 金山町 | 191126 | 3 | 2 | 7,452 | 2,583 | 32.12 |
| 25 | kyu204-0055 | 急・木口屋 | 美山町 | 191126 | 6 | 2 | 19,606 | 8,608 | 44.84 |
| 26 | kyu204-058 | 急・木口屋2 | 美山町 | 060331 | 0 | 0 | 3,242 | 0 | 7.08 |
| 27 | kyu204-003 | 急・上竹中 | 桜山上町 | 061006 | 5 | 0 | 4,648 | 0 | 14.54 |
| 28 | kyu204-0010 | 急・道野 | 道野町 | 191126 | 1 | 1 | 2,200 | 424 | 7.5 |
| 29 | kyu204-0008 | 急・道野2 | 道野町 | 191126 | 4 | 3 | 4,220 | 931 | 7.8 |
| 30 | kyu204-0009 | 急・道野3 | 道野町 | 191126 | 5 | 0 | 1,903 | 0 | 9.6 |
| 31 | kyu204-0011 | 急・道野4 | 道野町 | 191126 | 1 | 1 | 305 | 13 | 5.0 |
| 32 | kyu204-0013 -01~02 | 急・道野5 | 道野町 | 191126 | 1 | 1 | 2,299 | 370 | 8.6 |
| 33 | kyu204-0005 | 急・道野6 | 道野町 | 191126 | 0 | 0 | 2,312 | 1,263 | 19.6 |
| 34 | kyu204-0012 | 急・道野7 | 道野町 | 191126 | 2 | 1 | 4,465 | 1,239 | 10.1 |
| 35 | kyu204-0015 | 急・落1 | 道野町 | 191126 | 0 | 1 | 29,724 | 12,499 | 32.6 |
| 36 | kyu204-0114 -01~03 | 急・落2 | 道野町 | 191126 | 1 | 0 | 34,472 | 10,451 | 16.03 |
| 37 | kyu204-0115 -01~03 | 急・水流1 | 桜山町 | 191126 | 3 | 2 | 6,031 | 1,094 | 13.94 |
| 38 | kyu204-0116 -01,02 | 急・水流2 | 桜山町 | 191126 | 9 | 2 | 33,166 | 7,207 | 19.85 |
| 39 | kyu204-0117 | 急・水流5 | 桜山町 | 191126 | 2 | 1 | 1,659 | 332 | 8.42 |
| 40 | kyu204-118 | 急・水流6 | 桜山町 | 061006 | 2 | 0 | 11,529 | 0 | 14.48 |
| 41 | kyu204-0120 | 急・水流7 | 桜山町 | 191126 | 2 | 1 | 28,648 | 10,117 | 28 |
| 42 | kyu204-122 | 急・水流8 | 桜山町 | 061006 | 3 | 0 | 7,955 | 0 | 14.26 |
| 43 | kyu204-0119 -01,02 | 急・水流9 | 桜山町 | 191126 | 8 | 2 | 24,202 | 9,208 | 26 |
| 44 | kyu204-0110 | 急・湯穴1 | 桜山西町 | 200110 | 5 | 4 | 12,954 | 5,719 | 23 |
| 45 | kyu204-0107 -01~03 | 急・湯穴2 | 桜山西町 | 200110 | 12 | 11 | 26,061 | 10,949 | 25 |
| 46 | kyu204-0108 -01~05 | 急・湯穴3 | 桜山西町 | 200110 | 15 | 9 | 13,992 | 5,997 | 21 |
| 47 | kyu204-109 | 急・湯穴4 | 桜山西町 | 061006 | 1 | 0 | 3,516 | 0 | 18.91 |
| 48 | kyu204-177 | 急・湯穴5 | 桜山西町 | 061201 | 4 | 0 | 6,717 | 0 | 14.01 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------------|--------|------|--------|----|----|--------|--------|-------|
| 49 | kyu204-0173 | 急・山下2 | 鹿籠麓町 | 200110 | 19 | 9 | 24,672 | 9,988 | 18 |
| 50 | kyu204-0175-01_02 | 急・山下3 | 鹿籠麓町 | 200110 | 8 | 4 | 3,628 | 919 | 10 |
| 51 | kyu204-0174-01_02 | 急・山下4 | 鹿籠麓町 | 200110 | 5 | 3 | 4,422 | 1,934 | 13 |
| 52 | kyu204-0172-01_02 | 急・通山1 | 鹿籠麓町 | 200110 | 8 | 2 | 4,316 | 1,314 | 11 |
| 53 | kyu204-0178-01_02 | 急・通山2 | 桜山西町 | 200110 | 4 | 1 | 8,492 | 2,868 | 11 |
| 54 | kyu204-180 | 急・通山5 | 鹿籠麓町 | 061201 | 1 | 0 | 1,204 | 0 | 7.08 |
| 55 | kyu204-1015-01_02 | 急・通山6 | 鹿籠麓町 | 200110 | 6 | 4 | 13,785 | 5,601 | 12 |
| 56 | kyu204-0170-01_02 | 急・富岡1 | 鹿籠麓町 | 200110 | 6 | 4 | 4,577 | 1,941 | 13 |
| 57 | kyu204-0171 | 急・富岡2 | 鹿籠麓町 | 200110 | 2 | 1 | 3,298 | 1,047 | 8 |
| 58 | kyu204-168 | 急・富岡3 | 鹿籠麓町 | 061006 | 1 | 0 | 211 | 0 | 6.25 |
| 59 | kyu204-169 | 急・富岡4 | 鹿籠麓町 | 061006 | 1 | 0 | 2,675 | 0 | 12.71 |
| 60 | kyu204-0186-01~05 | 急・岩崎1 | 岩崎町 | 200110 | 24 | 14 | 18,590 | 4,081 | 13 |
| 61 | kyu204-0187-01~04 | 急・岩崎2 | 岩崎町 | 200110 | 16 | 9 | 17,987 | 6,801 | 13 |
| 62 | kyu204-0183-01_02 | 急・岩崎3 | 岩崎町 | 200110 | 5 | 2 | 6,776 | 2,013 | 17 |
| 63 | kyu204-0182 | 急・岩崎4 | 鹿籠麓町 | 200110 | 2 | 2 | 922 | 431 | 8 |
| 64 | kyu204-0100-01~03 | 急・木場2 | 木場町 | 200110 | 6 | 2 | 3,901 | 279 | 9 |
| 65 | kyu204-0185 | 急・木場3 | 木場町 | 200110 | 5 | 2 | 7,322 | 1,609 | 15 |
| 66 | kyu204-0103-01_02 | 急・木場4 | 木場町 | 200110 | 3 | 1 | 6,613 | 11,297 | 12 |
| 67 | kyu204-0097-01_02 | 急・木場5 | 木場町 | 200110 | 6 | 0 | 5,750 | 1,374 | 10 |
| 68 | kyu204-0105-01~03 | 急・木場6 | 木場町 | 200110 | 7 | 3 | 6,198 | 2,793 | 12 |
| 69 | kyu204-0181-01~03 | 急・木場7 | 木場町 | 200110 | 7 | 3 | 11,357 | 4,375 | 16 |
| 70 | kyu204-0101 | 急・木場8 | 木場町 | 200110 | 2 | 2 | 1,036 | 454 | 9 |
| 71 | kyu204-0102 | 急・木場9 | 木場町 | 200110 | 2 | 2 | 631 | 216 | 8 |
| 72 | kyu204-0184-01_02 | 急・木場10 | 木場町 | 200110 | 3 | 3 | 3,801 | 1,749 | 13 |
| 73 | kyu204-0188-01_02 | 急・木場11 | 岩崎町 | 200110 | 3 | 2 | 4,804 | 1,424 | 10 |
| 74 | kyu204-106 | 急・木場12 | 木場町 | 061006 | 2 | 0 | 4,337 | 0 | 14.52 |
| 75 | kyu204-104 | 急・木場13 | 木場町 | 061006 | 4 | 0 | 3,764 | 0 | 14.25 |
| 76 | kyu204-0189-01~03 | 急・潟山2 | 岩崎町 | 200110 | 7 | 0 | 12,900 | 4,260 | 17 |
| 77 | kyu204-0191 | 急・潟山3 | 中央町 | 200110 | 6 | 5 | 3,041 | 1,133 | 8 |
| 78 | kyu204-0190 | 急・潟山4 | 中央町 | 200110 | 8 | 4 | 7,722 | 2,004 | 12 |
| 79 | kyu204-060 | 急・寺ノ前1 | 東鹿籠 | 061006 | 3 | 0 | 6,608 | 0 | 20.1 |
| 80 | kyu204-061 | 急・寺ノ前2 | 東鹿籠 | 061006 | 0 | 0 | 4,252 | 0 | 23.03 |
| 81 | kyu204-064 | 急・寺ノ前3 | 東鹿籠 | 061006 | 2 | 0 | 4,355 | 0 | 16.04 |
| 82 | kyu204-0067 | 急・山口4 | 桜山東町 | 191126 | 1 | 1 | 7,206 | 2,192 | 13.4 |
| 83 | kyu204-069 | 急・山口5 | 桜山東町 | 060331 | 3 | 0 | 1,980 | 0 | 20.05 |
| 84 | kyu204-071 | 急・山口6 | 桜山東町 | 061006 | 10 | 0 | 5,519 | 0 | 15.96 |
| 85 | kyu204-0072-01~03 | 急・山口7 | 桜山東町 | 191126 | 10 | 0 | 5,992 | 570 | 8.78 |
| 86 | kyu204-0073-01_02 | 急・山口8 | 桜山東町 | 191126 | 8 | 4 | 4,962 | 863 | 9.79 |
| 87 | kyu204-0146-01~04 | 急・下園1 | 妙見町 | 200110 | 9 | 6 | 7,191 | 2,583 | 12 |
| 88 | kyu204-0145-01~03 | 急・下園2 | 妙見町 | 200110 | 7 | 5 | 4,090 | 1,677 | 9 |
| 89 | kyu204-0147 | 急・下園3 | 妙見町 | 200110 | 7 | 2 | 3,823 | 1,193 | 12 |
| 90 | kyu204-0140 | 急・小園 | 桜山本町 | 191126 | 3 | 2 | 4,781 | 1,562 | 14.25 |
| 91 | kyu204-0129 | 急・小園2 | 桜山本町 | 191126 | 5 | 4 | 10,168 | 3,312 | 11.85 |
| 92 | kyu204-0139 | 急・小園5 | 桜山本町 | 191126 | 4 | 1 | 3,871 | 1,161 | 12.84 |
| 93 | kyu204-0130 | 急・小園6 | 桜山本町 | 191126 | 1 | 1 | 12,388 | 3,839 | 14.71 |
| 94 | kyu204-0138-01_02 | 急・小園7 | 桜山本町 | 191126 | 9 | 7 | 9,764 | 3,178 | 13.66 |
| 95 | kyu204-0075 | 急・松下 | 桜山本町 | 191126 | 1 | 1 | 409 | 39 | 7.55 |
| 96 | kyu204-0144 | 急・松下2 | 桜山東町 | 191126 | 1 | 1 | 3,733 | 498 | 8.08 |
| 97 | kyu204-074 | 急・松下3 | 桜山東町 | 061006 | 6 | 0 | 9,652 | 0 | 12.48 |
| 98 | kyu204-076 | 急・松下4 | 桜山本町 | 061006 | 3 | 0 | 3,819 | 0 | 11.75 |
| 99 | kyu204-141 | 急・松下5 | 桜山本町 | 060331 | 3 | 0 | 2,236 | 0 | 13.96 |
| 100 | kyu204-0142 | 急・松下6 | 桜山本町 | 191126 | 1 | 0 | 501 | 86 | 5.99 |
| 101 | kyu204-0143 | 急・松下7 | 桜山本町 | 191126 | 4 | 2 | 2,977 | 884 | 10.47 |
| 102 | kyu204-0127-01~03 | 急・宇都1 | 桜山本町 | 191126 | 17 | 4 | 21,053 | 5,971 | 20.82 |
| 103 | kyu204-0078 | 急・宇都2 | 桜山本町 | 191126 | 3 | 3 | 3,507 | 952 | 11.6 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------|-----------|-------|--------|----|----|--------|--------|-------|
| 104 | kyu204-0126 -01~03 | 急・宇都 5 | 桜山本町 | 191126 | 2 | 1 | 9,161 | 2,423 | 24.25 |
| 105 | kyu204-0128 | 急・宇都 7 | 桜山本町 | 191126 | 0 | 0 | 646 | 235 | 10.47 |
| 106 | kyu204-080 | 急・宇都 9 | 桜山本町 | 061006 | 7 | 0 | 4,661 | 0 | 7.83 |
| 107 | kyu204-131 | 急・宇都 1 0 | 桜山本町 | 060331 | 4 | 0 | 5,867 | 0 | 17.5 |
| 108 | kyu204-132 | 急・宇都 1 1 | 桜山本町 | 060331 | 1 | 0 | 1,789 | 0 | 9.59 |
| 109 | kyu204-0134 -01,02 | 急・宇都12 | 桜山本町 | 191126 | 3 | 1 | 2,756 | 704 | 9.46 |
| 110 | kyu204-0135 | 急・宇都13 | 桜山本町 | 191126 | 3 | 2 | 3,304 | 1,039 | 11.53 |
| 111 | kyu204-0136 | 急・宇都14 | 桜山本町 | 191126 | 0 | 0 | 1,692 | 491 | 9.78 |
| 112 | kyu204-0137 | 急・宇都15 | 桜山本町 | 191126 | 1 | 1 | 1,296 | 332 | 8.38 |
| 113 | kyu204-0133 | 急・宇都16 | 桜山本町 | 191126 | 1 | 1 | 1,292 | 262 | 6.06 |
| 114 | kyu204-0079 -01~03 | 急・宇都17 | 桜山本町 | 191126 | 9 | 6 | 17,970 | 5,784 | 29.77 |
| 115 | kyu204-0081 -01~04 | 急・宇都18 | 桜山本町 | 191126 | 9 | 5 | 27,197 | 10,625 | 29.32 |
| 116 | kyu204-0082 | 急・宇都19 | 桜山本町 | 191126 | 1 | 1 | 4,892 | 1,747 | 21.93 |
| 117 | kyu204-0123 | 急・桜馬場 | 桜山本町 | 191126 | 2 | 1 | 22,319 | 8,094 | 24.12 |
| 118 | kyu204-125 | 急・桜馬場 3 | 桜山本町 | 060331 | 2 | 0 | 669 | 0 | 6.76 |
| 119 | kyu204-0124 -01,02 | 急・桜馬場 4 | 桜山本町 | 191126 | 14 | 8 | 16,307 | 5,863 | 22 |
| 120 | kyu204-0150 | 急・瀬戸口 1 | 妙見町 | 200110 | 0 | 0 | 558 | 130 | 6 |
| 121 | kyu204-0151 -01,02 | 急・瀬戸口 2 | 妙見町 | 200110 | 1 | 1 | 1,077 | 312 | 6 |
| 122 | kyu204-152 | 急・瀬戸口 3 | 寿町 | 061006 | 3 | 0 | 7,035 | 0 | 14.35 |
| 123 | kyu204-0148 | 急・中村 1 | 妙見町 | 200110 | 6 | 0 | 2,871 | 131 | 9 |
| 124 | kyu204-0159 -01,02 | 急・宝寿庵 1 | 寿町 | 200110 | 8 | 4 | 10,746 | 4,207 | 16 |
| 125 | kyu204-0158 -01~03 | 急・宝寿庵 3 | 寿町 | 200110 | 3 | 0 | 3,982 | 1,674 | 14 |
| 126 | kyu204-0156 | 急・宝寿庵 4 | 寿町 | 200110 | 4 | 4 | 4,900 | 1,957 | 12 |
| 127 | kyu204-0155 -01~03 | 急・宝寿庵 5 | 寿町 | 200110 | 6 | 4 | 6,396 | 2,546 | 16 |
| 128 | kyu204-0160 | 急・宝寿庵 6 | 寿町 | 200110 | 0 | 0 | 368 | 117 | 5 |
| 129 | kyu204-0157 | 急・宝寿庵 7 | 寿町 | 200110 | 2 | 1 | 1,618 | 875 | 9 |
| 130 | kyu204-0165 | 急・宝寿庵 8 | 寿町 | 200110 | 6 | 2 | 8,539 | 2,941 | 12 |
| 131 | kyu204-0166 | 急・宝寿庵 9 | 寿町 | 200110 | 3 | 2 | 2,126 | 500 | 8 |
| 132 | kyu204-161, 162 | 急・宝寿庵 1 1 | 寿町 | 061006 | 5 | 0 | 6,969 | 0 | 16.98 |
| 133 | kyu204-0163 | 急・宝寿庵13 | 寿町 | 200110 | 4 | 1 | 13,347 | 5,322 | 18 |
| 134 | kyu204-164 | 急・宝寿庵 1 4 | 寿町 | 061006 | 0 | 0 | 6,295 | 0 | 9.28 |
| 135 | kyu204-167 | 急・宝寿庵 1 5 | 寿町 | 061006 | 18 | 0 | 16,898 | 0 | 22.53 |
| 136 | kyu204-205 | 急・宝寿庵 1 6 | 寿町 | 061006 | 16 | 0 | 17,836 | 0 | 12.8 |
| 137 | kyu204-153, 154 | 急・宝寿庵 1 8 | 寿町 | 061006 | 3 | 0 | 32,780 | 0 | 24.86 |
| 138 | kyu204-0222 -01,02 | 急・笹原 1 | 妙見町 | 200110 | 6 | 0 | 1,975 | 301 | 6 |
| 139 | kyu204-221 | 急・笹原 2 | 東鹿籠 | 061006 | 0 | 0 | 20,551 | 0 | 47.36 |
| 140 | kyu204-0206 -01~05 | 急・西堀 1 | 寿町 | 200110 | 5 | 2 | 31,130 | 13,112 | 15 |
| 141 | kyu204-0099 -01,02 | 急・園見 1 | 国見本町 | 200110 | 4 | 4 | 4,679 | 1,656 | 8 |
| 142 | kyu204-0244 | 急・大塚中 1 | 大塚中町 | 181218 | 7 | 0 | 3,543 | 746 | 10 |
| 143 | kyu204-0245 | 急・大塚中 2 | 大塚中町 | 181218 | 0 | 0 | 1,500 | 105 | 7 |
| 144 | kyu204-0246 | 急・大塚南 1 | 大塚南町 | 181218 | 5 | 0 | 1,943 | 448 | 10 |
| 145 | kyu204-0092 | 急・中央 1 | 中央町 | 181218 | 3 | 1 | 8,353 | 1,709 | 10 |
| 146 | kyu204-0093 | 急・中央 2 | 中央町 | 181218 | 15 | 2 | 17,796 | 5,997 | 13 |
| 147 | kyu204-0095 | 急・中央 3 | 中央町 | 181218 | 1 | 1 | 1,383 | 516 | 7 |
| 148 | kyu204-0096 | 急・中央 4 | 中央町 | 181218 | 1 | 1 | 7,698 | 3,395 | 11 |
| 149 | kyu204-1011 | 急・中央 5 | 中央町 | 181218 | 3 | 1 | 1,970 | 327 | 7 |
| 150 | kyu204-1012 | 急・中央 6 | 中央町 | 181218 | 1 | 0 | 11,947 | 3,104 | 11 |
| 151 | kyu204-1013 | 急・中央 7 | 中央町 | 181218 | 1 | 0 | 1,771 | 74 | 5 |
| 152 | kyu204-0247 | 急・塩屋北 1 | 塩屋北町 | 181218 | 3 | 0 | 3,499 | 702 | 7 |
| 153 | kyu204-0248 | 急・火之神岬 1 | 火之神岬町 | 181218 | 2 | 0 | 17,401 | 7,558 | 36 |
| 154 | kyu204-0197 | 急・桜木 1 | 桜木町 | 181218 | 28 | 9 | 10,054 | 2,630 | 13 |
| 155 | kyu204-0194 | 急・高見 1 | 高見町 | 181218 | 2 | 0 | 1,786 | 57 | 10 |
| 156 | kyu204-0193 | 急・松之尾 1 | 松之尾町 | 181218 | 1 | 1 | 7,163 | 1,159 | 12 |
| 157 | kyu204-0195 | 急・千代田 1 | 千代田町 | 181218 | 2 | 0 | 846 | 0 | 7 |
| 158 | kyu204-0196 | 急・千代田 2 | 千代田町 | 181218 | 4 | 0 | 1,822 | 62 | 6 |
| 159 | kyu204-0198 | 急・緑町1 | 緑町 | 111226 | 10 | 5 | 11,724 | 5,024 | 17 |
| 160 | kyu204-0199 | 急・緑町 2 | 緑町 | 181218 | 7 | 0 | 2,119 | 535 | 9 |
| 161 | kyu204-0200 | 急・緑町 3 | 緑町 | 181218 | 3 | 0 | 1,951 | 441 | 8 |
| 162 | kyu204-0213 | 急・山手町1 | 山手町 | 111226 | 21 | 11 | 11,707 | 5,373 | 19 |
| 163 | kyu204-0214 | 急・山手町2 | 山手町 | 111226 | 29 | 3 | 22,002 | 3,662 | 16 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------|-----------|---------|--------|----|---|---------|--------|----|
| 164 | kyu204-0211 | 急・山手町3 | 山手町 | 181218 | 5 | 4 | 4,539 | 1,142 | 14 |
| 165 | kyu204-0210 | 急・若葉町1 | 若葉町 | 111226 | 21 | 5 | 10,488 | 2,208 | 14 |
| 166 | kyu204-0209 | 急・若葉町2 | 若葉町 | 181218 | 11 | 0 | 6,989 | 94 | 13 |
| 167 | kyu204-0208 | 急・宮田1 | 宮田町 | 181218 | 7 | 2 | 1,595 | 267 | 6 |
| 168 | kyu204-0212 | 急・日之出町1 | 日之出町 | 111226 | 5 | 3 | 10,711 | 3,364 | 11 |
| 169 | kyu204-0215 | 急・栄中1 | 栄中町 | 181218 | 1 | 0 | 391 | 0 | 7 |
| 170 | kyu204-0226 | 急・木原1 | 木原町 | 181218 | 1 | 0 | 795 | 140 | 9 |
| 171 | kyu204-0217 | 急・美原1 | 美原町 | 181218 | 3 | 0 | 3,272 | 1,018 | 28 |
| 172 | kyu204-0224 | 急・美原2 | 美原町 | 181218 | 1 | 1 | 754 | 173 | 12 |
| 173 | kyu204-0225 | 急・美原3 | 美原町 | 181218 | 3 | 2 | 1,504 | 142 | 9 |
| 174 | kyu204-0249 | 急・岩戸1 | 岩戸町 | 181218 | 20 | 2 | 26,124 | 12,133 | 83 |
| 175 | kyu204-0250 | 急・岩戸2 | 岩戸町 | 181218 | 1 | 1 | 22,721 | 8,485 | 18 |
| 176 | kyu204-0251 | 急・岩戸3 | 岩戸町 | 181218 | 4 | 1 | 16,360 | 3,747 | 41 |
| 177 | kyu204-0201 | 急・明和1 | 明和町 | 181218 | 1 | 0 | 373 | 48 | 6 |
| 178 | kyu204-0202 | 急・明和2 | 明和町 | 181218 | 5 | 1 | 1,375 | 173 | 10 |
| 179 | kyu204-0203 | 急・明和3 | 明和町 | 181218 | 1 | 1 | 230 | 90 | 5 |
| 180 | kyu204-0204 | 急・明和4 | 明和町 | 181218 | 11 | 4 | 8,004 | 2,290 | 18 |
| 181 | kyu204-0227 | 急・荒平1 | 枕崎 荒平 | 181218 | 0 | 0 | 731 | 120 | 9 |
| 182 | kyu204-0228 | 急・荒平2 | 枕崎 荒平 | 181218 | 0 | 0 | 1,760 | 0 | 12 |
| 183 | kyu204-1014 | 急・荒平3 | 枕崎 荒平 | 181218 | 0 | 0 | 930 | 270 | 12 |
| 184 | kyu204-0254 | 急・白沢東1 | 白沢東町 | 181218 | 1 | 0 | 2,605 | 507 | 8 |
| 185 | kyu204-0253 | 急・白沢西1 | 白沢西町 | 181218 | 12 | 0 | 5,243 | 648 | 9 |
| 186 | kyu204-0238 | 急・別府東1 | 別府東町 | 181218 | 1 | 0 | 6,763 | 2,111 | 9 |
| 187 | kyu204-0240 | 急・別府東2 | 別府東町 | 181218 | 4 | 1 | 4,918 | 1,001 | 9 |
| 188 | kyu204-1010 | 急・別府東3 | 別府東町 | 181218 | 7 | 0 | 9,146 | 3,075 | 11 |
| 189 | kyu204-0233 | 急・国見1 | 国見町 | 181218 | 1 | 0 | 7,024 | 2,744 | 13 |
| 190 | kyu204-0234 | 急・国見2 | 国見町 | 181218 | 3 | 0 | 17,862 | 8,340 | 15 |
| 191 | kyu204-0235 | 急・国見3 | 国見町 | 181218 | 7 | 0 | 7,371 | 3,550 | 14 |
| 192 | kyu204-0236 | 急・国見4 | 国見町 | 181218 | 5 | 0 | 5,131 | 2,456 | 16 |
| 193 | kyu204-1009 | 急・国見5 | 国見町 | 181218 | 0 | 0 | 2,327 | 1,164 | 14 |
| 194 | kyu204-0229 | 急・別府1 | 別府 | 181218 | 1 | 1 | 6,001 | 1,267 | 8 |
| 195 | kyu204-0084 | 急・下松1 | 下松町 | 181218 | 1 | 1 | 204 | 36 | 5 |
| 196 | kyu204-1003 | 急・下松2 | 下松町 | 181218 | 1 | 0 | 379 | 15 | 5 |
| 197 | kyu204-1004 | 急・下松3 | 下松町 | 181218 | 1 | 1 | 2,040 | 589 | 9 |
| 198 | kyu204-1000 | 急・茅野1 | 茅野町 | 181218 | 3 | 1 | 1,727 | 310 | 6 |
| 199 | kyu204-1001 | 急・茅野2 | 茅野町 | 181218 | 0 | 0 | 3,804 | 1,182 | 10 |
| 200 | kyu204-1002 | 急・茅野3 | 茅野町 | 181218 | 0 | 0 | 10,014 | 3,290 | 13 |
| 201 | kyu204-0087 | 急・駒水1 | 駒水町 | 181218 | 4 | 4 | 8,312 | 2,513 | 13 |
| 202 | kyu204-0088 | 急・駒水2 | 駒水町 | 181218 | 3 | 0 | 4,738 | 1,659 | 16 |
| 203 | kyu204-1005 | 急・駒水3 | 駒水町 | 181218 | 0 | 0 | 1,481 | 166 | 5 |
| 204 | kyu204-1006 | 急・駒水4 | 駒水町 | 181218 | 2 | 2 | 757 | 146 | 6 |
| 205 | kyu204-0241 | 急・真茅1 | まかや町 | 111226 | 0 | 0 | 6,034 | 1,393 | 8 |
| 206 | kyu204-0242 | 急・真茅2 | まかや町 | 181218 | 4 | 0 | 5,462 | 1,676 | 11 |
| 207 | kyu204-0243 | 急・真茅3 | まかや町 | 181218 | 1 | 0 | 2,387 | 1,227 | 14 |
| 208 | kyu204-1007 | 急・真茅4 | まかや町 | 181218 | 1 | 0 | 646 | 139 | 7 |
| 209 | kyu204-1008 | 急・真茅5 | まかや町 | 181218 | 7 | 0 | 4,806 | 1,787 | 15 |
| 210 | dok204-0001 | 土・奥ヶ平の小川1 | 桜山上町 | 200110 | 1 | 0 | 21,305 | 168 | |
| 211 | dok204-0002 | 土・上竹中の小川1 | 桜山上町 | 200110 | 3 | 0 | 38,156 | 1,932 | |
| 212 | dok204-0004 | 土・十石川 | 金山町 | 191126 | 37 | 0 | 85,534 | 353 | 0 |
| 213 | dok204-0005 | 土・寺谷川 | 金山町 | 191126 | 22 | 0 | 45,779 | 62 | 0 |
| 214 | dok204-0006 | 土・上郷第2谷川 | 金山町 | 191126 | 27 | 1 | 49,421 | 496 | 0 |
| 215 | dok204-0007 | 土・上郷第1谷川 | 金山町 | 191126 | 1 | 0 | 5,615 | 454 | 0 |
| 216 | dok204-0008 | 土・中洲川 | 美山町 | 191126 | 25 | 8 | 54,830 | 15,649 | 0 |
| 217 | dok204-0009 | 土・寺ノ前川1 | 東鹿籠 寺ノ前 | 200110 | 1 | 0 | 46,246 | 4,691 | |
| 218 | dok204-0010 | 土・茅野川1 | 茅野町 | 181218 | 18 | 4 | 41,250 | 13,208 | |
| 219 | dok204-0011 | 土・下山第1谷川1 | 下松町 | 181218 | 77 | 0 | 107,081 | 270 | |
| 220 | dok204-0012 | 土・下山第2谷川1 | 下松町 | 181218 | 30 | 3 | 41,794 | 4,971 | |
| 221 | dok204-0013 | 土・駒ヶ水川1 | 駒水町 | 181218 | 40 | 0 | 29,008 | 0 | |
| 222 | dok204-0014 | 土・牧園の小川1 | 園見本町 | 181218 | 45 | 0 | 54,741 | 1,746 | |
| 223 | dok204-0015 | 土・木場川1 | 木場町 | 200110 | 72 | 0 | 200,808 | 0 | |
| 224 | dok204-0016 | 土・通山川1 | 木場町 | 200110 | 34 | 0 | 61,418 | 242 | |
| 225 | dok204-0017 | 土・湯穴第1谷川1 | 桜山西町 | 200110 | 24 | 0 | 71,555 | 0 | |
| 226 | dok204-0018 | 土・宇都川1 | 桜山本町 | 200110 | 46 | 0 | 85,262 | 103 | |
| 227 | dok204-0019 | 土・下園谷川1 | 妙見町 | 200110 | 1 | 0 | 64,057 | 1,220 | |
| 228 | jis204-0057 | 地・美初1 | 美原町 | 210126 | 27 | 0 | 284,906 | 0 | |

3-8 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

| No. | 地区 | 施設名 | 所在地 | 施設種別 | 電話 |
|-----|----|--------------------------------------|---------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 枕崎 | 園田病院 | 緑町219 | 病院 | 72-0165 |
| 2 | 枕崎 | サザン・リージョン病院 | 緑町220 | 病院 | 72-1351 |
| 3 | 枕崎 | 第2ふじ保育園 | 日之出町247 | 保育園 | 72-1368 |
| 4 | 枕崎 | カンガルーのポッケ | 宮前町255 | 病児保育施設 | 73-6123 |
| 5 | 枕崎 | 片平山児童センター, ひっとベクラブ | 枕崎281-1 | 児童クラブ等 | 73-1333 |
| 6 | 枕崎 | 枕崎小学校 | 千代田町124 | 学校 | 72-9881 |
| 7 | 桜山 | 養護老人ホーム妙見の里, 妙見デイサービスセンター | 寿町263 | 養護老人ホーム, デイサービスセンター | 72-0531 |
| 8 | 桜山 | 桜山中学校 | 桜山町272 | 学校 | 72-0304 |
| 9 | 桜山 | 枕崎高校 | 岩崎町3 | 学校 | 72-0217 |
| 10 | 立神 | 小規模多機能型居宅介護事務所 花渡川 | 中央町219 | 小規模多機能型 居宅介護事業所 | 76-5733 |
| 11 | 別府 | 南方園, 南方園デイサービスセンター, 南方園グループホーム けやきの里 | まかや町678 | 特別養護老人ホーム, デイサービスセンター グループホーム | 76-3461 |

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

| No. | 地区 | 施設名 | 所在地 | 施設種別 | 電話 |
|-----|----|----------------|--------|------------|---------|
| 1 | 枕崎 | サザンユニットケアセンター | 緑町236 | 老人保健施設 | 72-8855 |
| 2 | 枕崎 | 枕崎福祉作業所 | 平田町205 | 福祉作業所 | 72-5602 |
| 3 | 桜山 | 妙見保育園, 妙見児童クラブ | 妙見町751 | 保育園, 児童クラブ | 72-0613 |
| 4 | 桜山 | 枕崎高校 | 岩崎町3 | 学校 | 72-0217 |

4 避難等に関する資料

4-1 指定緊急避難場所一覧

| 施設名 | 指定緊急避難場所（災害毎） | | |
|---------|---------------|------------|-------------------|
| | 地震 | 洪水 内水氾濫 | 崖崩れ 土石流 地滑り |
| 健康センター | ○ | ○ | ○ |
| 市民会館 | ○ | ○ | × |
| 松之尾センター | ○ | ○ | × |
| 立神センター | ○ | ○ | ○ |
| 別府センター | ○ | ○ | ○ |
| 城山センター | ○ | ○ | ○ |
| 妙見センター | ○ | ○ | ○ |
| 金山センター | ○ | ○ | × |
| 枕崎小学校 | ○ | ○ | × |
| 枕崎中学校 | ○ | ○ | ○ |
| 桜山小学校 | ○ | ○ | ○ |
| 桜山中学校 | ○ | ○ | × |
| 枕崎高校 | ○ | × | × |
| 別府小学校 | ○ | ○ | ○ |
| 別府中学校 | ○ | ○ | ○ |
| 立神小学校 | ○ | ○ | ○ |
| 立神中学校 | ○ | ○ | ○ |
| 旧金山小学校 | ○ | ○ | × |
| 枕崎市役所 | ○ | ○ | ○ |

4-2 指定避難予定場所一覧

第一避難所（台風・大雨・洪水等）

| | 避難地域 | 収容人員 (人) | 炊出 能力 | 位 置 | 標高 (m) | 担当課 | 電 話 |
|---------|--------------|-------------|----------|-------------|-----------|------|---------|
| 健康センター | 枕崎地区 | 200 | 有 | 枕崎市日之出町231 | 20 | 健康 | 72-7176 |
| 市民会館 | 枕崎地区 | 200 | 有 | 枕崎市千代田町114 | 22 | 生涯学習 | 72-2221 |
| 松之尾センター | 枕崎地区 | 100 | 無 | 枕崎市汐見町260 | 11 | 生涯学習 | 72-9289 |
| 立神センター | 立神地区 | 100 | 有 | 枕崎市大塚南町129 | 9.2 | 生涯学習 | 72-1693 |
| 別府センター | 別府地区 | 100 | 有 | 枕崎市別府東町574 | 96 | 生涯学習 | 76-2010 |
| 城山センター | 桜山地区 | 100 | 有 | 枕崎市桜山町256-1 | 13 | 生涯学習 | 72-2267 |
| 妙見センター | 桜山地区 枕崎地区 | 100 | 有 | 枕崎市寿町186 | 33 | 農政 | 73-1727 |
| 金山センター | 金山地区 | 100 | 有 | 枕崎市田布川町463 | 16 | 生涯学習 | 72-9690 |

第二避難所（地震・突発的災害及び第一避難所に収容しきれない場合）

| | 避難地域 | 収容人員 (人) | 炊出 能力 | 位 置 | 標高 (m) | 担当課 | 電 話 |
|--------|------|-------------|----------|------------|-----------|------|---------|
| 枕崎小学校 | 枕崎地区 | 2,000 | 無 | 枕崎市千代田町124 | 13 | 教育総務 | 72-9881 |
| 枕崎中学校 | 枕崎地区 | 1,600 | 無 | 枕崎市桜木町478 | 6.1 | 教育総務 | 72-1235 |
| 桜山小学校 | 桜山地区 | 700 | 無 | 枕崎市桜山町256 | 7.0 | 教育総務 | 72-9883 |
| 桜山中学校 | 桜山地区 | 700 | 無 | 枕崎市桜山町272 | 17 | 教育総務 | 72-0304 |
| 枕崎高校 | 桜山地区 | 700 | 無 | 枕崎市岩崎町3 | 4.0 | 鹿児島県 | 72-0217 |
| 別府小学校 | 別府地区 | 700 | 無 | 枕崎市別府西町1 | 77 | 教育総務 | 76-3452 |
| 別府中学校 | 別府地区 | 700 | 無 | 枕崎市別府東町543 | 96 | 教育総務 | 76-2012 |
| 立神小学校 | 立神地区 | 700 | 無 | 枕崎市中央町345 | 11 | 教育総務 | 72-9885 |
| 立神中学校 | 立神地区 | 700 | 無 | 枕崎市大塚北町54 | 16 | 教育総務 | 72-6888 |
| 旧金山小学校 | 金山地区 | 300 | 無 | 枕崎市金山町510 | 30 | 教育総務 | 72-9887 |

一時自主避難場所（台風・大雨・洪水等）

| 一時自主避難場所 | 避難対象地域 |
|----------|--------|
| 田布川公民館 | 田布川 |
| 金山公民館 | 金山 |
| 金山住宅3階 | 金山住宅 |
| 木口屋公民館 | 木口屋 |
| 山口公民館 | 山口 |
| 小園公民館 | 小園 |
| 宇都公民館 | 宇都 |
| 松下公民館 | 松下 |
| 下園公民館 | 下園 |
| 瀬戸口公民館 | 瀬戸口 |
| 中村公民館 | 中村 |
| 宝寿庵公民館 | 宝寿庵 |
| 竈原公民館 | 竈原 |
| 上竹中公民館 | 上竹中 |
| 道野公民館 | 道野 |
| 湯穴集落内3ヶ所 | 湯穴 |
| 木場公民館 | 木場 |
| 岩崎公民館 | 岩崎 |
| 牧園公民館 | 牧園 |
| 大塚公民館 | 大塚 |
| 大堀公民館 | 大堀 |
| 下野原公民館 | 下野原 |
| 田中公民館 | 田中 |
| 田畑公民館 | 田畑 |

| 一時自主避難場所 | 避難対象地域 |
|----------|--------|
| 火の神保育園 | 塩屋 |
| 火之神集会所 | 火之神 |
| 小江平公民館 | 桜木町 |
| 上釜会館 | 高見町 |
| 中一公民館 | 港町 |
| 新町公民館 | 新町 |
| 木原公民館 | 木原 |
| 東白沢公民館 | 東白沢 |
| 西白沢公民館 | 西白沢 |
| 板敷公民館 | 板敷 |
| 俵積田公民館 | 俵積田 |
| 中原公民館 | 中原 |
| 茅野公民館 | 茅野 |
| 小塚公民館 | 小塚 |
| 松崎公民館 | 松崎 |
| 下山公民館 | 下山 |
| 駒水公民館 | 駒水 |
| 真茅公民館 | 真茅 |
| 山崎公民館 | 山崎 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

地震・津波時一時避難場所

| 地震・津波時一時避難場所 | 標 高 (m) |
|-----------------|---------|
| 旧金山小学校校庭 | 30 |
| 田布川公民館 | 24 |
| 金山住宅3階 | 30 |
| 桜山中学校校庭 | 15 |
| 妙見グラウンド | 31 |
| 山口公民館 | 26 |
| 小園グラウンド | 23 |
| 花見ヶ丘 (宇都) | 40 |
| 松下運動広場 | 30 |
| 下園グラウンド | 26 |
| 瀬戸口公民館 | 18 |
| 宝寿庵公民館 | 15 |
| みんな元気になる広場 (西堀) | 29 |
| 竈原公民館広場 | 33 |
| 水流集落内の高台 | 20 |
| 鳥越墓地の駐車場 (山下) | 21 |
| 湯穴集落内の高台 | 30 |
| 木場公民館広場 | 18 |
| 南方神社境内 | 10 |
| 通山集落内の高台 | 30 |
| 岩崎公民館運動公園 | 22 |
| 今給黎建設敷地 (富岡) | 22 |

| 地震・津波時一時避難場所 | 標 高 (m) |
|---------------|---------|
| 立神中学校校庭 | 20 |
| 牧園公民館 | 36 |
| 大塚公民館 | 21 |
| 大堀公民館 | 11 |
| 横石グラウンド (塩屋) | 15 |
| 市民会館 (国光公園) | 22 |
| 片平山公園グラウンド | 23 |
| 松之尾公園 | 15 |
| 小原病院 | (7階) |
| 久木田整形外科病院 | (4階) |
| 遠見番緑地 | 26 |
| 小江平公民館 | 13 |
| 上釜会館 | 14 |
| 木原公民館 | 22 |
| 枕崎ヘリポート | 52 |
| ウエルフェア九州病院駐車場 | 31 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

避難所管理運営マニュアル

※ 当日次のページ番号は避難所管理運営
マニュアル内のページを表示しています。

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1章 | 避難所運営体制の確立（平時） | 1 |
| 1 | 災害種ごとの災害想定に基づく避難者数の想定 | 1 |
| 2 | 運営体制の確立 | 1 |
| 3 | 避難所の指定 | 1 |
| 4 | 避難所のレイアウト案づくり及び初動の具体的な事前想定 | 2 |
| (1) | 避難所のレイアウト案づくり | 2 |
| (2) | 初動の具体的な事前想定 | 2 |
| 5 | 受援体制の確立 | 2 |
| 6 | 帰宅困難者・在宅避難者対策 | 2 |
| 7 | 感染症対策に対応する避難所開設の事前準備 | 3 |
| 第2章 | 避難所の運営（発災後） | 4 |
| 1 | 避難所の開設 | 4 |
| (1) | 施設の解錠・開門 | 5 |
| (2) | 避難所の開設準備 | 5 |
| (3) | レイアウトづくり（選択と変更） | 5 |
| (4) | 住民への避難所開設の広報 | 5 |
| (5) | 避難者の受入れ | 5 |
| (6) | 市災害対策本部への報告（第1報：避難所開設と住民受入） | 5 |
| (7) | 在宅・車中泊避難者への対応 | 6 |
| 2 | 避難所運営委員会の活動 | 6 |
| (1) | 避難所運営委員会の開催 | 6 |
| (2) | 避難所運営委員会の役割 | 8 |
| (3) | 避難所での活動の流れ | 8 |
| 3 | 各活動班の役割 | 10 |
| (1) | 総務班の役割 | 10 |
| (2) | 被災者班の役割 | 11 |
| (3) | 情報管理班の役割 | 13 |
| (4) | 施設管理班の役割 | 15 |
| (5) | 食料・物資班の役割 | 16 |
| (6) | 救護班の役割 | 18 |
| (7) | 要配慮者支援班の役割 | 19 |
| (8) | 衛生班の役割 | 20 |
| (9) | ボランティア班の役割 | 25 |

| | |
|---------------------|----|
| 第3章 ニーズへの対応 | 26 |
| 1 福祉避難所 | 26 |
| (1) 福祉避難所とは | 26 |
| (2) 福祉避難所の対象となる者 | 26 |
| (3) 平時における取組 | 26 |
| (4) 災害時における取組 | 30 |
| 2 要配慮者・女性・子どもなどへの配慮 | 33 |

様式等

[チェックリスト]

| | |
|--------------------|----|
| 【チェックリスト1】避難所の開設準備 | 38 |
| 【チェックリスト2】避難者の受入れ | 40 |

[避難所全般—様式]

| | |
|--------------------|----|
| 【様式1】鍵の保管者リスト | 42 |
| 【様式2】避難者登録票（世帯単位） | 43 |
| 【様式3】避難者用問診票 | 44 |
| 【様式4】避難所状況報告書（第報） | 45 |
| 【様式5】避難所運営委員会名簿 | 46 |
| 【様式6】避難所記録用紙 | 47 |
| 【様式7】避難所利用者名簿（一覧表） | 48 |
| 【様式8】取材者用受付用紙 | 49 |
| 【様式9】外泊届用紙 | 50 |
| 【様式10】郵便物等受取帳 | 51 |
| 【様式11】訪問者管理簿 | 52 |
| 【様式12】ペット登録簿 | 53 |
| 【様式13】ボランティア受入票 | 54 |
| 【様式14】ボランティア一覧表 | 55 |

[避難所全般—参考資料]

| | |
|----------------------------|----|
| 【参考資料1】避難所のレイアウト案の具体例 | 57 |
| 【参考資料2】避難所運営委員会規約（例） | 61 |
| 【参考資料3】取材者への注意事項（例） | 64 |
| 【参考資料4】簡易・仮設トイレ使用上の注意事項（例） | 65 |
| 【参考資料5】ペットの飼い主への注意事項（例） | 66 |
| 【参考資料6】ボランティアへの注意事項（例） | 67 |

第1章 避難所運営体制の確立（平時）

1 災害種ごとの災害想定に基づく避難者数の想定

災害種ごとに被災する場所や家屋が異なる。そこで、災害危険区域や家屋の構造等に基づき、災害種ごとに避難者を選別する作業（スクリーニング）が極めて重要である。本市では、このスクリーニングを漸次進め、災害種ごとに被災する恐れが高い住民を具体的に選別し、その総数（避難者数）を想定する必要がある。

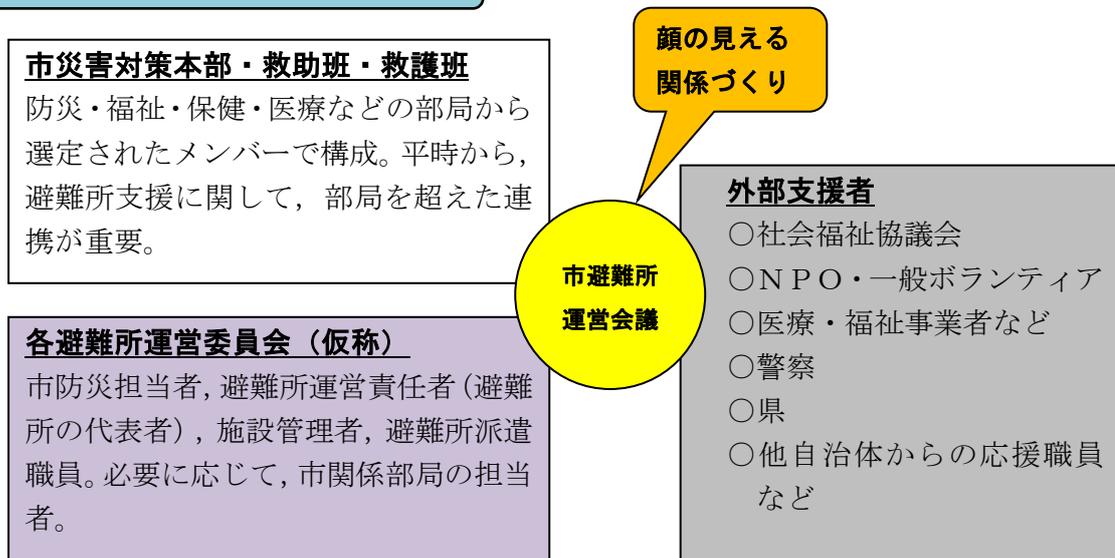
2 運営体制の確立

避難所運営は、避難所生活を送る住民が主体となって行うことが望ましく、市では、平時からそれをバックアップする体制の確立に努める必要がある。

発災直後には、防災担当だけでなく、要配慮者担当など関係する担当課に多大な仕事が押し寄せることから、事前に災害時に発生する膨大な仕事を分散できるように「全ての部局で対応する横断的な体制」を組み、それぞれの役割分担を明確にし、かつ想定外の出来事にも対応できる柔軟性も備えておく必要がある。

また、関連する団体や企業との連携、避難者の要望・希望に沿った支援を行ってくれるボランティア・NPO団体との協働が不可欠で、さらに、避難所運営委員会（仮称）を平時から組織しておく必要がある。

●避難所運営体制イメージ図



3 避難所の指定

避難所は、地域で予想される災害に応じた被害想定に基づいて、在宅避難者等を除いたすべての避難者を収容できる数を確保する必要がある。水害や土砂災害、津波災害の危険性がある場所に設けないことを基本とする。

ただし、災害種によって、開設できる避難所が少なくなる恐れがある。例えば、地震の場合には、その規模が増すほど液状化や崖崩れが発生し、津波や高潮の場合には、低標高地で浸水・流失して施設が被災し、開設できる避難所が少なくなる恐れがあることから、それぞれの施設の収容可能人数を事前に把握し、使用できない施設がある場合の対応を、あらかじめ幾通りか準備しておく。

4 避難所のレイアウト案づくり及び初動の具体的な事前想定

(1) 避難所のレイアウト案づくり

可能な限り自治会または居住組単位等の地域コミュニティで必要なスペースを事前にレイアウトしておく。災害の種類・規模や避難者の状況などについて配慮した幾通りかのレイアウト案が必要であり、災害発生時には、その状況に応じて、適したレイアウト案を活用する。

(2) 初動の具体的な事前想定

平時からの取組として、避難所における二次災害の可能性を確認する。避難所運営のためのマニュアルや書式などを事前に準備し、関係者で共有し、訓練などでその実効性を検証しておく必要がある。

また、初動では、最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておく必要がある。災害用トイレの確保・管理の計画も事前に準備する必要がある。

5 受援体制の確立

避難所は見ず知らずの被災者も集団で一定期間生活を送る場所であり、それぞれができるだけ快適に過ごすために、避難所運営体制の確立が必要である。

原則的には、「被災者が自ら行動し、助け合いながら避難所を運営すること」が求められる。

発災後に運営体制をいち早く立ち上げ、円滑な運営につなげるためには、市が主導し、避難所管理運営マニュアルの事前作成を推進し、さらに避難所運営訓練などの機会を通じて、避難者、支援者となる非避難者（非被災者あるいは被災が軽度な住民）、避難所派遣職員の役割について確認・周知することが重要である。

女性やLGBTQ+, 要配慮者の視点を取り入れ、より具体的な意見の反映に努めることも必要である。

また、平時からボランティアや支援団体と顔の見える関係を築き、災害時の避難所の運営などに際し、円滑に連携して避難所単位で個別に準備を進めることが、地域全体での体制の強化につながる。

6 帰宅困難者・在宅避難者対策

避難所では、居住家屋が「一部損壊」以上の被害を受けた住民への対応が重要である。ただし、発災直後には帰宅困難者、安定期以降には在宅避難者の対応拠点としての機能を求められることから、生活物資・食糧支援など、地域全体での連携も視野に入れ、災害の過程に応じた支援の仕組みを検討しておく必要がある。

- | | | |
|--------|---|---|
| ・帰宅困難者 | ～ | 勤務先や外出先などで被災し、帰宅が困難になった者 |
| ・在宅避難者 | ～ | 被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、もしくは「ライフライン等が途絶し、自宅で不自由な生活を送っている者」 |

7 感染症対策に対応する避難所開設の事前準備

避難所運営に関しては、新型インフルエンザ等感染症等への対応及び感染症予防等について、最大限の注意及び対策が必要である。

平時においては、新型コロナウイルス感染症対策が可能な避難所レイアウト案の作成，避難所生活のルールづくり，消毒液等関連する備品の備蓄，そしてこれらの周知等を可能な限り行う。

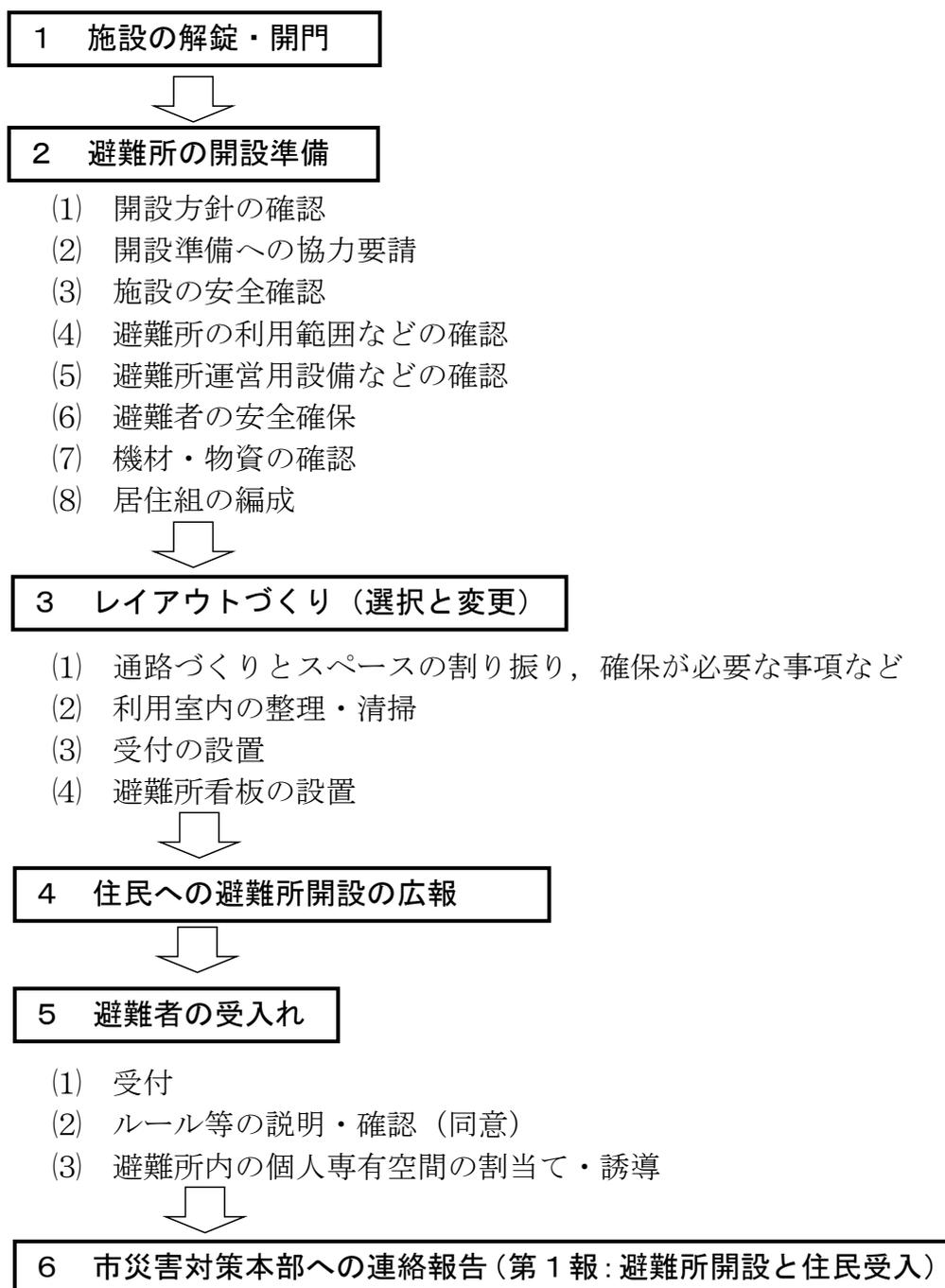
第2章 避難所の運営（発災後）

1 避難所の開設

災害が発生した時，または発生することが想定される時，市は避難所を開設するが，大規模災害発生時に，市職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で，直ちに避難所を開設する必要があるときは，事前の協議内容に従って，各避難所運営委員会が避難所を開設する。

なお，避難所の開設，運営にあたっては，感染症対策を考慮しながらそれぞれの作業を行う。

【開設フロー】



(1) 施設の解錠・開門

避難所施設の解錠・開門は、鍵の保管者や市職員（避難所担当者）が、施設管理者の協力を得て行う。

※【様式1】鍵の保管者リスト

(2) 避難所の開設準備

市職員（避難所担当者）は、施設管理者や当該避難所の避難所運営委員会の役員、その他地域の協力者等の協力を得て、避難所の開設準備チェックリストにより、実施項目にもれがないか確認しながら、手分けして開設準備を行う。

※【チェックリスト1】避難所の開設準備

(3) レイアウトづくり（選択と変更）

事前に想定した、いくつかの避難所のレイアウト案の具体例のうち、適しているものを選択し、災害の種類・規模や避難者の状況などに応じて、事前にレイアウトしたものを微変更する。

レイアウトを選択し、確認するまでの間は、居住スペース内の清掃を行い、受付や避難所看板の設置を行う。

※【参考資料1】避難所のレイアウト案の具体例

(4) 住民への避難所開設の広報

市災害対策本部から避難所が設置されたことを住民に広報等を行う。

新型インフルエンザ等の感染症への対応については、分散避難の検討を進めつつ、可能な限り多くの避難所の開設を行い、事前に周知する。

(5) 避難者の受入れ

施設の安全が確認され、基本的に避難所の開設準備が整ったときには、避難者の受け入れに必要な項目をチェックリストにより確認のうえ、高齢者、障害者などの要配慮者を優先して避難所への誘導を行う。

自治会単位による集団避難の場合においては、その自治会から受付担当者を選出のうえ、受付で避難者の人数を確認し、利用希望者本人に避難所利用者名簿（一覧表）への記入をしてもらい、名簿づくりを進める。

ただし、緊急時には、避難所の開設準備が整っていない段階で名簿を書いてもらう場合がある。

新型インフルエンザ等の感染症への対応については、受付時に避難者用問診票の記入と検温を実施し、必要により聞き取りを行い、感染症が疑われる場合には、市災害対策本部へ報告する。

※【チェックリスト2】避難者の受入れ

※【様式6】避難所利用者名簿（一覧表）

※【様式2】避難者用問診票

(6) 市災害対策本部への報告（第1報：避難所開設と住民受入）

避難所を開設したら、避難所状況報告書（第1報）により速やかに市災害対策本部へ避難所開設の報告を行う。

※【様式3】避難所状況報告書（第1報）

(7) 在宅・車中泊避難者への対応

避難所に避難できず、在宅避難や車中避難などを行っている被災者には、最寄りの避難所で食料や物資の供給を行う。

2 避難所運営委員会の活動

発災直後の避難者の避難所内での誘導など、当初に想定される対応が落ち着いてきた段階で、避難所の運営方針などを確認し、避難所で発生する諸課題への対応方針などを決める「避難所運営委員会」を開催する。

避難所運営委員会には、多様な主体の代表者などが責任者の一人として加わり、さまざまな観点からの意見を反映させることが重要である。

(1) 避難所運営委員会の開催

① 開催目的

避難者の安全確保を図るとともに、避難所の運営を円滑に進めるため、市災害対策本部との連絡調整事項の協議、避難所での課題・問題への対処などを行う。

※【参考資料2】避難所運営委員会規約（例）

② 開催頻度

災害発生直後は、基本的に1日2回、朝食前及び夕食後に開催する。

朝の会議では、主に前夜の会議以降での検討必要事項を取り扱い、張り紙などでその内容を避難者に周知する。

夕食後の会議では、当日の問題点を主に話し合いを行う。

災害発生から時間が経過し、検討必要事項が減少すれば、朝の会議は省略する。検討必要事項がない場合でも、最低限1日1回は委員会を開催し、問題点の有無などを確認する。

③ 構成員

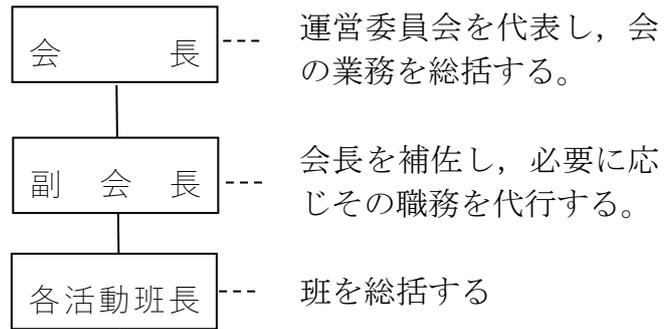
避難所運営委員会のメンバーとする。

構成員の選出にあたっての留意事項

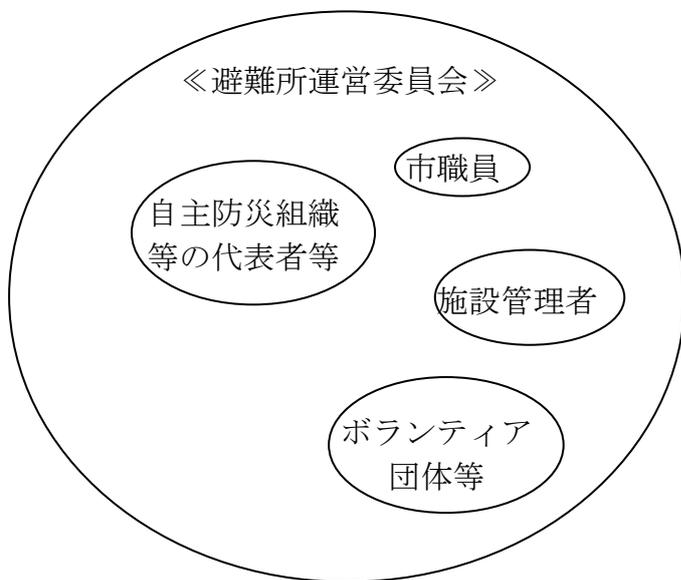
- ・ 会長、副会長は、基本的に避難所運営委員会の構成員の中から選出。自主防災組織や自治会の役員などが避難者から信頼されている。
- ・ 選出した個人に負担がかかりすぎないように留意し、一定期間で交代することも検討する（会長・副会長をはじめ、委員も被災者の場合もある）。
- ・ 避難所の規模や避難者数の推移によって各班を統合することも可能。
- ・ 円滑な避難所運営を行うため、構成員は、男性、女性ともに配置。

※【様式5】避難所運営委員会名簿

【組織図】



【構成図】



(2) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会では、災害時には、施設管理者や市職員（避難所担当者）と協力・連携し、避難所の開設準備から運営やこれらに関する様々な役割を中心的に、定期的に会合等を設けて検討する。

(3) 避難所での活動の流れ

① 初動期：災害発生直後

- ・ 施設管理者や市職員（避難所担当者）と協力し、避難所の開設を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症への対応については、可能な限り多くの避難所の開設を行う。また、受付時には問診と検温等を実施し、感染症が疑われる場合には、市災害対策本部へ報告する。
- ・ 各班の役割（P9～P24に掲げる業務）を統括する。
- ・ 避難所運営委員会の役員などが被災した場合には、状況に応じ再編成を行う。

② 展開期：災害発生後2日目～約3週間程度

- ・ 居住組の代表者選出、各活動班の設置
発災直後の混乱した状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりを始める。各居住組では、組長と各活動班の班員を決める。組長などではできるだけ交替制とするなど、個人の負担が偏らないように注意する。
班編制にあたっては、男女比をなるべく均等化して男女双方の視点を活動に反映できるようにする。
- ・ 避難所内での居住スペースの移動
避難者の増減など、状況の変化により、居住スペースの移動が必要な場合には、事前作成の別レイアウト案等を参考にして、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など居住スペースの移動を行う。
避難所開設直後から、避難所内での居住スペースの移動があることを予め周知しておくことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症への対応について
発熱・咳等の症状がある者については、安全が確認できる場合、車中避難等も含めて、専用のスペースを確保することに努める。同様の兆候や症状がある人々をやむを得ず同室とする場合は、説明して本人の同意を得た上で、常時換気に努めつつ、パーティションで区切るなどの工夫を行う。また、感染の症状等がでた場合には、市災害対策本部へ報告する。

③ 安定期：災害発生後3週間目以降

- ・ 活動班の再編成
避難者数の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況に変化があった場合には、適宜、活動班の再編成を行う。また、人数・避難者の特性などに応じて活動班の集約などを行う。
- ・ 避難所内での居住場所の移動
避難者数の減少や避難所利用スペースの縮小など、避難者一人当たりが

使用できる空間に増減があった場合には、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など居住スペースの移動を行う。

- ④ 撤収期：周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとっての本来の生活が再開可能となり、避難所での生活がなくなる期間
- ・ 避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成
避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅の建築状況、公営住宅の空室状況を考慮しつつ、市災害対策本部の指示を受けた上で、避難者への今後のサポート体制を確認しつつ、合意形成を図り、施設管理者と相談しながら決定する。
 - ・ 避難所閉鎖に向けての解散準備等
避難所の閉鎖方針が決定されたら、避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決め、避難所運営委員会の人員についても、徐々に縮小する。
 - ・ 避難所の撤収
避難所運營業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に係る記録、使用した台帳などを整理して市災害対策本部に引き継ぐ。また、使用した施設は元に戻し、清掃した上で避難所を閉鎖する。
 - ・ 新型インフルエンザ等の感染症への対応について
展開期での対応を継続しつつ、感染の症状等が発生した避難所においては、発症後、直ちに消毒を実施する。

3 各活動班の役割

(1) 総務班の役割

① 避難所の全体調整

- ・ 避難所運営委員会の各活動班の活動が円滑に進むよう、連絡・調整を行う。
- ・ 避難所運営委員会の運営の事務局として、会議開催の連絡や資料作成などを行う。
- ・ 避難所内の情報を一元化してとりまとめ、避難所運営委員会の会議内容や避難所での出来事を避難所記録用紙等に残す。トラブル発生時の検証のためや、今後の教訓としての資料とする。

- ・ 避難所での共同生活が円滑に進められるよう事前にレイアウトした案の中から、災害発生時間・被害状況・避難状況に合った、避難所レイアウトを選択して、状況に応じた変更を行う。

※ この場合、例えば、難病患者などについては継続的な医療が必要であることから、要配慮者には小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てるなど配慮する。また、避難所での感染防止対策等が必要な場合、避難者が密接するスペースについては、床やマットにテープ等を用いて、1人あたりのスペースを区切るなどして避難者相互が接近しない工夫を行う。

※【様式6】避難所記録用紙

② 防災資機材などの確保

救出・救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所には貸出を行う。

③ 市災害対策本部との調整

市災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行い、かつ避難所運営に関わる全ての事柄の調整を行う。連絡調整事項については、避難所運営委員会の会議での協議を前提とするが、急を要する場合には、各活動班の班長と協議し、後ほど避難所運営委員会の会議で報告する。

④ 在宅・車中避難者への対応と地域との連携

大規模な災害が発生すると、電気・ガス・水道といったライフラインも停止する。このため、自宅が被害をまぬがれた人々でも、数日で備蓄が底をつき、食料等の調達が必要になる場合がある。

避難所は、在宅・車中避難者（以下、「在宅等避難者」という。）に対して、食料や物資などを配布する「地区での避難生活拠点」となる。

食料や物資などは、地区内の在宅等避難者の分も一括して当該避難所へ送られてくるので、適切に仕分けして、公平に分配する必要がある。従って、在宅等避難者の情報を把握し、必要な支援が行えるよう各活動班との連絡や調整を行う。

また、在宅等避難者も含めて地域全体への支援に対する周知も行う。

- ・ 食料・物資は、市が各避難所に対応する地区の範囲を定めた上で、在宅等避難者の分も含める。
- ・ 在宅等避難者にも、既存の「公民館」や「班」などの組織を生かして、地区内でいくつかの組織を作ってもらおう。
- ・ 地区内の避難所は、在宅等避難者の組織と連携しながら、協力して災害に対処する。

⑤ 取材への対応

避難所には、報道機関や調査団などが訪れることが予想される。

【基本的な対応】

取材や調査などへの対応は、避難所運営委員会を通じて行う。

【取材者への対応】

取材への対応の可否は、市災害対策本部及び避難所運営委員会と協議して決定する。

取材者には、必ず受付への立ち寄りを求め、取材者用受付用紙に記入させる。

取材中には、所属する会社や団体などの腕章を付けるなど、身分を明らかにし、避難所内の見学には、総務班員が立ち会い、避難者に対する取材へは同班員を介して避難者が同意した場合のみ可能とする。

※【様式8】取材者用受付用紙

※【参考資料3】取材者への注意事項（例）

(2) 被災者班の役割

① 避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は避難所を運営していく上で、最初に行わなければならない重要な役割であり、安否確認の対応、食料や生活物資を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠であるため、災害想定に基づき、避難所単位で可能な限り事前に作成し、発災時には、その確認と追記等に対応する。ただし、未作成の避難所では、発災直後に、迅速かつ正確に作成する必要がある。また、避難者名簿の記載内容は個人情報であることから、取扱い・保管には十分注意する。

ア 避難者名簿の整理

【事前に作成されている場合】

- ・ 避難者の受付時、事前作成した名簿で名前を確認する。
- ・ 事前作成名簿に名前がない人については、避難者登録票（個票）を配付し、記入を依頼し、回収する。
- ・ その後、別途、個人専有空間を確保して、誘導する。

【事前に作成されていない場合】

- ・ 避難者の受付時を基本として、避難者登録票（個票）を配付し、記入を依頼し、回収する。
- ・ その後、避難者を避難スペースに誘導する。
- ・ 記入時には、体調が悪い人、目の悪い人、外国人などについては、手伝う。

【いずれの場合にも共通して】

- ・ 回収した避難者登録票（個票）をパソコンに入力して名簿を修正・作成し、毎日午後5時及び午後10時現在の避難者の入所状況など報告時の基礎資料とする。
- ※【様式2】避難者登録票（個票）

イ 退所者・新しい避難者の管理

- ・ 退所する人がいる場合、退所後の支援に役立てるため、退所後の住所、連絡先など、退所者に関わる情報を避難者名簿に記入してもらい、情報を管理、整理する。
- ・ 退所した人が居住していた空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい避難者の居住スペース確保のために活用できるよう、総務班に情報を伝える。
- ・ 新しい避難者がいる場合、避難所の個人専有空間に入る前に、避難者名簿に記入を依頼する。
- ・ 避難所の運営は避難者主体で行われることなど、避難所での生活ルールについて、新しい避難者に説明し、同意を得る。
- ・ 空いているスペースを確認して、新しい避難者の希望も考慮しつつ、居住スペースを指定する。

ウ 外泊者の管理

- ・ 外泊する人がいる場合、外泊届用紙に記入を依頼する。
- ・ 各居住組の組長を通じて外泊届用紙を受取り、外泊者を把握する。

※【様式9】外泊届用紙

② 安否確認など問い合わせへの対応

災害発生直後には、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが多く寄せられる。また、避難所には様々な人々が入り出することも予想される。安否確認の際には作成した名簿に基づいて迅速に対応するとともに、避難者のプライバシーと安全を守るためにも、受付を一本化し、来訪者については、訪問者管理簿に記入してもらい、避難所内にむやみに立ち入ることを規制する。

※【様式11】訪問者管理簿

ア 安否確認への対応

- ・ 避難所開設後には、施設あてにかかってくる電話と避難者あてにかかってくる電話が混乱するため、電話対応を行う者を施設管理者と調整する。
- ・ 避難所開設後には、安否確認の電話など、施設内の電話は非常に混乱する。電話番号を当番制にするなど、特定の人に負担がかからないようにする。
- ・ 問い合わせに対しては、作成した名簿に基づいて迅速に対応する。避難者の携帯電話保有状況、災害の状況、避難所の規模などに応じて、対応の有無を決めておき、市が統一した窓口を設けて一括して対応する。

イ 避難者への伝言

- ・ 施設内の電話は、直接、避難者へは取りつがないようにし、必要事項を聞きとり避難者に伝えて、折り返しかけ直してもらう。
- ・ 伝言方法については、伝令要員や伝言板などを準備する。

ウ 正確な伝達

- ・ 館内放送を利用するなど、緊急度やその時の状況（人員・忙しさ）に応じて対応する。
- ・ 要配慮者には、その障害などに対応した適切な手段により、確実に伝達する。

エ 来訪者への対応

- ・ 避難者以外は、原則として居住スペースに立ち入らせないようにする。
- ・ 入口付近を面会場所（公共スペース）として用意し、訪問者との面会は、そこで行うようにする。ただし、コロナ禍においての面会場所は受付の外を原則とする。

③ 郵便物・宅配便などの対応

避難者あての郵便物などはかなりの量にのぼることが予想される。家屋が滅失した人など、受取人に迅速かつ確実に手渡すためのシステムを作る。

- ・ 郵便物などについては、郵便局員や宅配業者から避難者へ直接手渡してもらうが、防犯の観点から受付に一言声をかけるよう、協力をお願いする。
- ・ 避難者の人数が多い場合などには、郵便物などを受付で保管し、各組の代表者に受取にきてもらう。この場合、郵便物等受取帳を作成するとともに、郵便物などの紛失がないよう十分に注意する。

※【様式 10】郵便物等受取帳

④ 在宅・車中避難者への対応

避難所に避難できず、在宅避難や車中避難を行っている避難者の把握に努め、支援のあり方に資する名簿の作成など、情報の整理を行う。

(3) 情報管理班の役割

① 情報収集

通信手段が絶たれた状態が続く場合、情報が錯綜する。被災者にとって必要な情報を収集するために、避難所運営委員会からの連絡情報も入手する一方で、自ら市災害対策本部などへ出向き、他の避難所の情報収集を行い、避難所間の連携を図る。

ア 市災害対策本部などからの情報収集

- ・ 総務班を通じて、市災害対策本部などからの情報を収集する。
- ・ 総務班と連携して、定期的に市災害対策本部に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

イ 他の避難所との情報交換

- ・ 開店している公衆浴場、商店の情報など、その地域独自の情報は口コ

ミの情報非常に有効である。近隣の避難所と情報交換することで、地域の状況を把握する。

- ・ 情報源については明確に把握し、デマに踊らされないことがないように十分注意する。

ウ 各種マスコミなどからの情報収集

- ・ テレビ、ラジオ、新聞、SNS などのあらゆるメディアから情報を収集する。

※ SNS は、うまく使うと災害時にも極めて有効な情報収集・発信の手段であるが、デマには十分な注意が必要であり、情報の確かさをより精査することが必要である。

- ・ 集まった情報を分かりやすく整理する。
- ・ 情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時は必ず明記することが必要である。

② 情報発信

外部から適切な支援を受けるため、避難所の状況を正確かつ迅速に外部に伝達する。また、避難所運営委員会で協議して避難所から地域の被害情報を発信し、市災害対策本部が被災地全体の被害状況をより詳細に把握することができるよう努める。

ア 市災害対策本部などへの情報発信

- ・ 避難所で収集した情報を、避難所運営委員会と相談し、総務班を通じて、市災害対策本部などへ発信する。ただし、迅速性が優先される場合には、長の判断で発信を先に行い、避難所運営委員会への相談などは事後とする場合もある。

イ 地域の情報拠点

- ・ 避難所は地域の情報拠点となる。
- ・ 避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも見ることができる場所に「広報掲示板」を設置する。
- ・ 情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず避難所内で掲示しているものと同じ情報を掲示する。

③ 情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切なことである。避難所内にある情報を効率よく、かつ漏れのないように避難者に伝える。

特に、要配慮者の中でも、障害者（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者など）や外国人への伝達には十分配慮する。

ア 避難者全体への情報伝達

- ・ 避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（張り紙など）によるものとする。
- ・ 避難所への避難者や在宅等避難者などに市災害対策本部などからの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を作成、管理する。

- ・ 避難者へ定期的に掲示板を見るよう呼びかけを行う。
 - ・ 掲示板に掲載する情報には、必ず掲示開始日時を掲載し、いつ時点の情報であるかを明確にする。
 - ・ 特に重要な項目については、避難所運営委員会の会議で居住組長に連絡し、居住組長などを通じて口頭で避難者へ伝達する。
 - ・ 文字情報が不得手な高齢者も多いので、張られた文字情報の要点を絞って簡易に伝えることができる支援者の存在も必要である。
- ※ 例えば、視覚障害者が避難している場合には、拡声器の使用や点訳ボランティア、音訳ボランティアの配置など、要配慮者の障害などに対応できる適切な手段により、確実に伝達する。
- ・ 「広報掲示板」や「伝言板」を定期的にデジタルカメラなどで撮影して記録しておく。

イ 避難者個人への情報伝達

- ・ 避難者あての連絡用に居住組別に伝言箱を設け、居住組長が受け取りに来る体制を作る。
- ・ 伝言箱については、プライバシーの保護に留意して取り扱う。
- ・ 伝えた情報については、メモやデジタルカメラなどで、原則として記録する。

(4) 施設管理班の役割

① 避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震などによる二次災害を防ぐためにも、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行う。

ア 施設の安全確認

- ・ 建物の傾きや壁や柱のひび割れなどを目視で確認して、「倒壊」などの恐れがあると感じた場合には、市災害対策本部へ応急危険度判定士の派遣を要請し、できるだけ早急な「応急危険度判定」につなげる。

イ 危険箇所への立入禁止など

- ・ 施設・設備の安全について定期的に確認し、余震などにより新たに危険な箇所が生じた場合には、立入禁止とする。
- ・ 危険と判定された箇所については、立入を厳重に禁止し、張り紙や進入禁止のロープを用いるなどして、注意を呼びかける。また、修繕が必要な場合には早急に行う。
- ・ 特に子どもなどが立ち入る可能性のある危険箇所については、バリケードを作るなどして厳重に立入を禁止する。

② 防犯・防火

発災直後には、被災地の治安が悪化することも十分考えられるので、自警団などを設置し、犯罪を未然に防ぐ対応を行う。また、集団生活においては火災の危険性も増大する。そのため、防犯・防火に留意するよう、避難所内に呼びかける。

ア 火気取扱場所の制限

- ・ 室内では、基本的に火気厳禁、かつ禁煙とする。
- ・ 喫煙は、定められた喫煙場所でのみ許可する。

イ 火気取扱の注意

- ・ 部屋ごとに火気責任者を決め、室内で使用するストーブなどについては、厳重に管理する。
- ・ カセットコンロなどを使用する場合には、調理室等の限られた場所で使用し、火の取扱いには十分に注意する。
- ※ 多くの人の目につきやすく、燃えやすいものから離れているところで火気を取り扱うように注意を促す。
- ・ 火気を取り扱う場所には、必ず消火器、消火バケツなどを設置する。

ウ 夜間の当直制度

- ・ 異常事態時に備えて、夜間も当直制度を設け、当直者は運営本部室などで待機し、防犯・防火のために必要に応じて見回りをするなど、避難所内の夜間警備を行う。
- ※ 特に女性や子どもについては、安全な場所で就寝できるよう配慮する。

エ 避難所内への外部者の出入りの制限

- ・ 多くの避難者が生活する避難所では、全ての入口の扉を施錠することができないため、不特定多数の人の出入りが可能となり、トラブルが起きやすくなる。
- ・ 日中には、入口付近に受付を設け、訪問者管理簿などで外来者をチェックする体制をとる。
- ・ 夜間には入口の扉を原則として閉鎖し、運営本部室に近い入口1カ所だけ施錠せず、出入り口として使用する。

※【様式 11】訪問者管理簿

オ 夜間の巡回

- ・ 被災地が混乱している間には、避難所の治安を維持するため夜間巡回を行う。
- ・ 女性や子どもは、人目のないところやトイレ、入浴施設などにひとりで行かないように注意喚起する。
- ・ 必要に応じて、警察や消防と協力し避難所内や周辺地区・地域の巡回を行い、防犯・防火にも努める。

(5) 食料・物資班の役割

① 食料・物資の調達

発災直後、できるだけ早期に食料の配布を実行してもらうため、市災害対策本部へ避難所の場所（住所など）、避難者数や必要な食料・物資について速やかに報告する。調理施設などが衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合には、避難者が協力し合って、炊き出しなどを行うことにより、食料の確保を行う。

ただし、傷病やアレルギーなどによる食事制限や高齢者の場合には軟らかいものが必要であること、また外国人の場合には宗教的な理由によって食べ

られないものがあることなど、要配慮者に対する食事の確保には十分配慮することが必要である。また、状況が落ち着いてきたら、避難者の食料・物資に対する要望をまとめ、それらの支給について市災害対策本部に働きかけを行う。

ア 市災害対策本部への報告

- ・ 必要な食料・物資について、市災害対策本部に報告する。
- ・ 市災害対策本部からの配布が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど、対応策を考える必要がある。

イ 被災者ニーズの反映

- ・ 状況が落ち着いてきたら、各居住組に対し必要とする食料・物資の調査を行い避難者のニーズを把握して、食料・物資要望票に記入し食料・物資の要請を行う。
- ※ 食料などの配布に差が出ると、人間関係の悪化に直結しやすいので、あくまでも平等に、誰もが納得できる形で実施する必要がある。
- ・ 食料・物資の要請は、将来的な予測を立てて行う。

② 炊き出し

市災害対策本部から食料などが支給されることとは別に、避難者自ら、あるいは周辺地区の支援者が行う炊き出しは、食料確保に重要な役割を担うことになる。

調理施設などが衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合には、避難者で協力して炊き出しを行い、健康的な食生活ができるように努める。この場合、普段の食事にできるだけ近い栄養を意識した献立として、支給される食事も含めて摂取カロリーなどが適切なものとなるようにし、体重の増減を防ぐようにする。

③ 食料・物資の受入

市災害対策本部などから届く食料・物資の受入には多くの人員と広い場所が必要となる。このため、盗難などに備え、荷物の積み下ろしがしやすい場所、雨天時の作業も考慮し、屋根のある場所を確保するとともに、できるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資などを搬入する。

④ 食料の管理・配布

避難所内にある食料の在庫や状態を把握することは、避難所の運営において必須の仕事である。特に発災直後の混乱した状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫などを常に把握し、不足する場合には高齢者、乳幼児、児童、妊産婦など要配慮者に計画的に配布する。

⑤ 物資の管理・配布

避難所内にある物資の種類とその在庫を把握し、避難者のニーズに迅速に対応するとともに、不足しそうな物資の支給を効率よく市災害対策本部に働

きかけていくことが重要である。

また、多くの人びとが集まる避難所では、一人当たりの生活空間が狭いので、物資などが多く集まり過ぎて、その空間を圧迫しないように管理する必要がある。

本来、市では、支援物資を受け入れて、各避難所へ仕分けして発送するが、大量の不要物資がある場合は、その取扱を市災害対策本部に委ねる。

市災害対策本部の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど一定のルールで有効に活用する。特に、地域住民への配布を検討する場合には、被災地で営業している小売店などに影響がないことを確認した上で、行う必要がある。

⑥ 在宅等避難者への対応

避難所に避難している避難者と同様に、在宅等避難者に対しても、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、高齢者など多様なニーズを踏まえるとともに、女性用品の配布方法などにも留意しながら、物資の提供を行う。ただし、前述のとおり、地域で営業する小売店への影響を考慮する必要がある。

(6) 救護班の役割

災害時には、全ての避難所に救護所が設置されるとは限らないことから、救護班ができる範囲で病人・けが人の治療に当たる。また、福祉避難所に直ちに入所できない要配慮者も一時的に避難してくることもあることから、福祉避難所に搬送するまでの間、高齢者や障害者などの介護などを行う。

① 傷病者、要配慮者の把握、要望の収集

プライバシーに配慮しながら、避難所内の傷病者、要配慮者について把握するとともに、個別の要望を収集し、適宜各活動班に対応を依頼する。

避難者のうち、傷病者、要配慮者については、以下の内容について把握する。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分注意する。

ア 氏名

イ 年齢

ウ 性別

エ 病名

オ 通常使用している薬

カ かかりつけの医師

キ 食事、物資などの個別の要望

② 避難所内の医療救護体制の確保

避難者の中に、医師や看護師、保健師などの有資格者がいる場合には、協力を要請する。また、災害発生直後には、地域内の医療機関も被災し、診療ができない恐れもあることから、救護所を設置するなどして、緊急の医療救護体制を確保する。

避難所内で対応できないような場合には、速やかに市災害対策本部などに応援の要請を行う。

この場合、市災害対策本部から派遣依頼を受けたDMAT（Disaster Medical Assistance Team）などの災害派遣医療チームと連携して活動する。

③ 医薬品の把握、管理

避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し、管理する。また、必要最低限の医薬品については、食料・物資班の物資担当者と連絡をとり、常備する。

④ 医療機関等への搬送、移送

傷病者については医療機関への搬送、要配慮者については設備のある避難所（福祉避難所）や福祉施設などへの移送も検討する。

⑤ 近隣の救護所、医療機関等の開設状況の把握

近隣の救護所、医療機関の開設状況、消防の救急搬送システムの稼働状況などを把握し、傷病者が発生する緊急の場合に備える。また、福祉施設の状況についても把握する。

避難所に救護所が開設されない場合には、地域内の救護所の開設状況を把握する。

地域内の医療機関の開設状況と診療時間についても把握し、掲示などで避難所に周知する。その際、連絡先を確認するとともに、緊急の場合での往診などの協力を事前に依頼する。

⑥ 健康相談会等の定期的な開催

医療機関からの往診や健康に関する相談会、支援に関する相談会など定期的に開催する。

⑦ 在宅・車中泊避難者への対応

避難所に避難できず、在宅避難や車中泊避難を行っている在宅等避難者の健康対策のため、必要な措置を講じる。

(7) 要配慮者支援班の役割

災害時における要配慮者の支援担当として、その受け入れには特別な配慮をするとともに、要配慮者の避難所生活の質の向上などに努める。

なお、班員については、地域の社会福祉に精通している民生委員・児童委員などが望ましい。

① 要配慮者の相談窓口を設置

孤立しがちな要配慮者やその家族などのために、要配慮者相談窓口の設置を行う。

女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性を配置するなどの配慮を行う。

聴覚障害者に対応できるよう手話が使える協力者の配置，筆談の用具の準備などを行う。

外国人に対しては，外国語の分かる避難者の協力を得るなど，できる限りの工夫をして相談に応じる。

その他，内容により，市災害対策本部と調整を図り対応する。

② 避難者名簿等から要配慮者を把握

避難者名簿や避難行動要支援者名簿などの基本情報を基に要配慮者の把握を行う。その際，名簿の取扱いについては十分注意し，プライバシーの保護に配慮する。

③ 福祉関係従事者や介助ボランティア等による介護支援

単身の要配慮者やその家族などの負担を考慮し，できる範囲で地域内の福祉関係従事者や介助ボランティアなどの協力を得て介護などの支援を行う。

支援する人材が不足するときには，総務班を通じて市災害対策本部に派遣要請を行う。

④ 福祉避難室の設置

総務班との連携や施設管理者との協議のうえ，空き部屋などを活用した福祉避難室の設置を行う。

福祉避難室を設置したときには，③で協力をお願いした福祉関係従事者などの協力を得て，要配慮者の支援を行う。

⑤ 巡回健康相談チームの派遣依頼

長期の避難所生活に備えて，市災害対策本部へ巡回健康相談の実施を依頼し，要配慮者の健康管理に努め，健康相談及び生活改善指導などの実施を支援する。

⑥ 福祉避難所への措置

心身に衰えのある人や避難所での生活が困難だと判断できる要配慮者については，病院または福祉避難所に移送するよう，総務班と連携を図り市災害対策本部に要請する。

(8) 衛生班の役割

① ゴミの管理

避難所では多くの人びとが生活するため，大量のゴミが発生する。特に発災直後の混乱した状況では，収集車によるゴミの収集も滞るおそれがあるため留意する。

ア ゴミ集積場の設置場所

避難所敷地内の屋外で，以下のような場所にゴミ集積場を設置する。

- ・ 清掃車が出入りしやすい場所
- ・ 調理室など，衛生に関して十分に注意を払わなければならない箇所から離れた場所

- ・ 居住空間からある程度以上離れた臭気などの影響が及びがたい場所
- ・ 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

イ ゴミの分別収集の徹底

ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保つ。

- ・ 通常どおりの分別収集をするよう呼びかける。
- ・ 危険物（空のカセットボンベ等）の分別には特に注意を払う。
- ・ 各世帯から出るゴミは、居住組ごとにゴミ袋を設置しまとめて、ゴミ集積場に捨てる。
- ・ 害獣・害虫への対応がなされた構造であること。

② 入浴の機会の提供

多人数の避難者が生活する避難所において、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるように配慮する。

ア 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合

- ・ 清潔を保つために、身体を拭うタオルや市販のボディーシートなどの利用を呼びかける。
- ・ 地域内に公衆浴場があれば、その開設状況を把握し、利用を呼びかける。

イ 避難所内に仮設風呂、シャワーが設置された場合

- ・ 男女別に利用時間を設定する。特に、女性の入浴時間帯には、入口に当番が常駐するなどプライバシーに配慮する。
- ・ 当番を決めて交替で清掃を行う。

③ トイレの確保

ライフラインが寸断され、上下水道が使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となる。避難者の人数に応じた十分な数のトイレ及び要配慮者のための洋式仮設トイレを確保するとともに、その衛生状態を保つ。

ア トイレの使用可能状況の調査

- ・ 給水設備や下水設備の損傷、断水の有無などを早急に調べ、施設内のトイレが使用可能かどうか判断する。
- ・ 使用不可能の場合には、トイレを使用禁止として施錠し、張り紙などをして避難者に知らせる。
- ・ 既設トイレが使用できない場合には、速やかに仮設トイレの設置場所を決定し、その場所と必要数を市災害対策本部に連絡する。屋外に設置する場合には照明設備を確保する。

イ トイレ用水の確保

- ・ トイレに関わる下水設備が損傷を受けていない場合には、汚物を流すための用水を確保する。

ウ トイレの衛生管理

- ・ トイレの清掃・消毒については、清掃時間を設けて定期的に行う。
- ・ トイレ入口には消毒液を手洗い用として用意する。洗面器に消毒液を

薄めて使用する場合には、作成日時を明記し、定期的に交換する。

- ・ 清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保にも注意する。
- ・ 仮設トイレが設置された場合は、定期的に状況を把握し、市災害対策本部へ汚物の回収を依頼する。

エ トイレ使用に関するルールの徹底

- ・ 避難所では多くの人びとが共同生活をするため、トイレの使用に関わるルールを定め、避難者に対してルールを守るよう徹底する。
- ・ トイレの清潔な使用方法について、避難者に十分に周知する。

※【参考資料4】簡易・仮設トイレ使用上の注意事項

オ 高齢者などに配慮したトイレの設置

- ・ 高齢者や障害者などの要配慮者に配慮して、洋式仮設トイレの設置及び広い室内とスロープを持ち合わせた車いす用トイレを確保する。

④ 掃除の実施

多くの人びとが共同生活を行う避難所においては、基本的に避難者全員に避難所内の清掃を呼びかける。

共有部分の掃除は、居住組を単位に当番制をつくり、交代で清掃を実施する。

居室部分の掃除は、毎日1回の清掃時間を設けて行うよう呼びかける。

⑤ 衛生管理

ライフラインが断絶してエネルギー供給が途絶え、交通も寸断して物資が不足する中での避難所生活では、空調も途絶えて室内の温湿度をコントロールできず、また人びとの体力も低下し、決して衛生的な状態とは言えない。感染症の発症を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理に十分に注意を払う。

ア 「手洗い」の徹底

- ・ 手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、トイレなどに用意し、手洗いを励行する。洗面器に消毒液を薄めて作った場合には、日時を明示して定期的に交換する。
- ・ 特に衛生面で注意が必要な調理室などでは、まな板、包丁、菜箸など、定期的に消毒を行う。
- ・ 手拭き用にペーパータオルなどを設置し、タオルを共用しないようにする。

イ 食器・食料品の衛生管理

- ・ 衛生管理の観点から、できるだけ使い捨ての食器を使用する。
- ・ 使い捨ての食器を十分に調達できない場合には、使い捨ての食器の再利用又は通常の食器の利用も行う。
- ・ 食器の再利用を行う場合には、各自が用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行う。
- ・ 食べ残しは置き置きせずその日のうちに捨てる。

- ・ 消費期限が過ぎたものは、害獣や害虫への影響を考慮して、適切に廃棄する。

ウ 感染症等の予防

- ・ 外出先から避難所へ帰ってきた場合や在宅等避難者が避難所を訪れた後には、手を洗い、うがいをするなど、十分に予防策を講じる。
- ・ マスクやうがい薬など、予防のために必要なものは、適宜、食料・物資班の担当者を通して市災害対策本部に要請する。

⑥ ペットの管理

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。様々な人が生活する避難所内で、人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設けトラブルを起こさないよう注意する。

ア 居住スペース部分へのペットの持ち込み禁止

- ・ 多種多様な価値観を持つ人びとが共同生活を行う場では、ペットの飼育を巡るトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性などを考慮し、居住スペースへのペットの持ち込みは原則として禁止する。
- ・ 盲導犬など避難者の介助に必要な場合には、他の避難者と居住スペースを分けるなどの工夫を行い、周囲の人びとの理解を得た上で、持ち込みを認める。

イ 専用スペースの設置

- ・ 避難所敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場所で飼育することを基本とする。
- ・ ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を持つて行うなど、非飼育者に迷惑がかからない飼育ルールを取り決め、非飼育者も含めた避難者に周知する。
- ・ 飼育場所内では、リードやケージを使用し、放し飼いにならないように管理し、名札や張り紙などでペットの飼い主を明示する。

ウ 同行避難したペットの把握

- ・ 避難所で受け入れたペットの種類、大きさ、不妊去勢手術の有無や感染症予防の実施状況などを把握し、飼育場所の運営に必要な情報を入手する。

※【様式 12】ペット登録簿の記入

- ・ ペットの受入状況により、必要となるペット用物資や獣医師などによる健康相談などの要請に備える。

エ ペット相談窓口の設置

- ・ 被災によるペットの逸走又は保護の申し出や、同行避難したものの健康上の理由などで、ペットの飼育継続が困難な場合などの飼育相談について対応が必要である。
- ・ 相談窓口の設置にあたっては、開設日時を指定するなどして市の担当部局や管轄の保健所職員と連携して行う。

※【参考資料 5】ペットの飼い主への注意事項（例）

⑦ 水の確保

避難所内で使用する水は、生活用水や飲料水の用途に応じて明確に区別して使用する。水の確保は、労力を要する仕事なので、避難者で協力して行う。

ア 生活用水の区別

避難所内で使用する水は、用途に応じて明確に区別する。

- ・ 飲料・調理用
- ・ 手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用
- ・ 風呂・洗濯用
- ・ トイレ用

イ 飲料・調理用の水の確保

- ・ 飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルを使用する。
- ・ ペットボトルはできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないように注意する。
- ・ ペットボトルの水が確保できない場合には、給水車の水を利用することを基本とする。地域によって、飲料可能な地下水などがあれば、そちらを活用する。

ウ 手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用の水の確保

- ・ 給水車の水やろ過器によってろ過した水を用いることを基本とし、地域によっては、地下水なども利用可能。水の保管に際しては、清潔を保つように留意する。
- ・ 手洗い・洗顔などで使用した水は、トイレ用水として再利用することを心がける。

《用途別の生活用水の使い方の例》

| 用途 | 飲料用 調理用 | 手洗い 洗顔 歯磨き 食器洗い用 | 風呂用 洗濯用 | トイレ用 |
|-------------|------------|---------------------------|------------|------|
| 水の種類 | | | | |
| 飲料水(ペットボトル) | ◎ | ○ | | |
| 給水車の水 | ○ | ◎ | ○ | ○ |
| ろ過水 | △ | ◎ | ○ | ○ |
| プール・河川の水 | × | × | × | ◎ |

(凡例)◎：最適，○：適している，△：普通，×：不適

⑧ 洗濯場・物干し場の確保

- ・ 洗濯場は、生活用水の確保と排水に適した場所を選び、共同の洗濯場を確保する。
- ・ 女性などへの配慮として、洗濯機や物干し場などの管理と利用ルールを工夫し、徹底を図る。

(9) ボランティア班の役割

① 災害ボランティアの受入

災害時、避難所には多数の災害ボランティアが駆けつけることが予想される。しかしながら、避難者が規則正しく「日常生活」にできるだけ近い生活を送ることが重要で、災害ボランティアに頼りすぎないように注意しながら協力を仰ぎ、避難所を効率よく運営していく。

ア 災害ボランティアの受入窓口の設置

イ 災害ボランティアの派遣要請

- ・ 避難所運営で特にマンパワーを必要とする部分については、市災害対策本部、市ボランティアセンターなどに災害ボランティアの派遣を要請し、必要に応じて災害ボランティアの支援を受ける。
- ・ 避難所を直接訪ねてきた災害ボランティアについては、県や市の受入窓口でボランティア受入票に必要事項を記入し、災害ボランティア登録を行うよう依頼する。

※【様式 13】ボランティア受入票

② 災害ボランティアとの連携

災害ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、避難所運営委員会で検討する。

避難所や在宅等避難者に対して、物資の運搬要員、避難者の話し相手となってくれる者など、様々な災害ボランティアが必要となるので、避難者が規則正しく「日常生活」にできるだけ近い生活を送ること、そして、避難者の自立を阻害しない範囲で災害ボランティアの派遣について要請を行う。避難者の要望を把握し、そのニーズに応じることは重要であるが、避難者は「お客さま」ではないので、「過度な支援」は控える。

※【様式 14】ボランティア一覧表

※【参考資料 6】ボランティアへの注意事項（例）

第3章 ニーズへの対応

1 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

- ・ 福祉避難所とは、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（要配慮者）のために、特別な配慮がなされた避難所のことである。
- ・ 避難する要配慮者の状態や障害特性などに応じたケアが行われ、かつ、ポータブルトイレなどの器物、紙おむつなどの消耗品などが原則として配備されているほか、設備のバリアフリー化が図られているなど、一般の避難所よりも特別の配慮がなされてる。
- ・ 福祉避難所は、全市民を対象とした緊急避難場所（小中学校など）とは別に、市においてその必要性を判断し、開設する避難所である。
- ・ 市の福祉センターなどの公的な施設のほか、市があらかじめ協定を締結している社会福祉施設などの活用が考えられるが、更なる充実を検討する。

(2) 福祉避難所の対象となる者

- ・ 福祉避難所の対象となる者は、避難所での生活において特別な配慮等を要するため一般の避難所では生活することが困難な要配慮者で、福祉避難所の対象とすべきと市が判断した者及びその家族などである。
なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設などの入所者は、それぞれ緊急入所などを含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。
- ・ 公的施設を活用した福祉避難所においては市の開設決定により、協定に基づく福祉避難所においては、市からの要請により速やかに受入れ体制を整えた後、市が福祉避難所の対象者と認定した方について受け入れることとなる。
なお、今後は令和3年5月に改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づく取組を進めていく。
- ・ また、福祉避難所に避難する要配慮者の状態や障害特性などは様々であり、当該施設の平時の利用者像とは異なる者を受け入れることも想定しておく必要がある。

(3) 平時における取組

福祉避難所となる施設は、平時は本来の用途で使用されているため、福祉避難所であることを意識する機会はあまり多くないと思われる。

しかし、災害時に速やかに混乱なく、福祉避難所を開設できるようにするためには、関係者による事前の理解と準備が重要である。

① 職員の理解促進、開設場所の特定

ア 職員の理解促進

福祉避難所に係る協定締結先法人においては、災害時に円滑に福祉避難所が開設できるよう、平時から、法人職員は協定の内容について理解して

おくとともに、福祉避難所の趣旨、法人職員の役割及び守秘義務などについて理解しておく必要がある。

イ 開設場所の特定

福祉避難所に係る協定締結先法人においては、福祉避難所として開設するスペースをあらかじめ定め、法人職員がよく認識しておくとともに、その内容についてあらかじめ市に情報提供しておく必要がある。

② 利用者、家族などへの理解促進

- 福祉避難所に係る協定締結先法人においては、平時の施設利用者や家族、近隣住民などへ当該施設が福祉避難所であること、及びその趣旨について理解を求め、災害時の不安解消に努める必要がある。
- 福祉避難所は、要配慮者のうち予め市が福祉避難所の対象者と認定した者が利用するほか、最寄りの指定避難所に避難し、そこで保健師などの意見をもとに福祉避難所への移動が適当と判断された要配慮者が利用することになる。

なお、状況によっては、道路が寸断された場合など、やむを得ず、対象者以外の者が一時的に福祉避難所へ避難せざるを得ない場合もあるが、混乱を生じさせず、スムーズに福祉避難所を利用するためには、まずは基本的なルールに従って利用していただく必要がある。

したがって、平時の利用者や近隣住民であることをもって、そのまま福祉避難所へ避難できるということではなく、あくまで一般の避難所では生活することが困難な要配慮者として市から認定された者が対象であることなどについて、十分に理解を求める必要がある。

※ これらの取扱いのルールについては、福祉避難所に係る協定締結先法人と市の間で十分に協議を行うことが必要である。

③ 支援人材の確保

- 福祉避難所の避難者は、災害による生活環境の変化によって、健康被害を受けやすく、発災直後には状態が安定していた避難者であっても、状態が悪化して支援が必要になることが予想される。そのため、避難者の状態を継続的に観察する専門職の視点が欠かせず、専門職を中心にした支援人材の確保が重要になる。

平時から行政機関と福祉避難所に係る協定締結先法人が連携を図り、災害時の受入拠点や活動支援体制について、取り決めを行っておくべきである。

また、保健師、看護師など資格を有する人材をボランティアとして活用できるような体制づくりを検討するとともに、必要に応じ、生活相談員の配置を行う。（概ね要配慮者 10 人につき 1 人）

④ 物資・機材の備蓄及び確保

- 福祉避難所において備蓄・確保することが望ましい品目には次のようなものが想定される。

【例】

| 種 別 | 主 な 品 目 |
|----------|--|
| 介護・衛生用品 | 大人用紙おむつ，子ども用紙おむつ，生理用品，収尿器，ポータブルトイレ，ストーマ用装具（パウチ，皮膚保護剤），ベッド（簡易ベッドを含む），ストレッチャー，拡大鏡（老眼鏡），車椅子，歩行器，歩行補助杖（白杖），マット，枕，クッション，補聴器用電池 など |
| 育児用品 | 離乳食，粉ミルク など |
| 食料 | アレルギー対応食品，栄養補助食品，疾病に対応した食品 など |
| バリアフリー対策 | 簡易スロープ，高齢者・障害者用トイレなど |
| 情報関連機器 | ラジオ，テレビ（特に文字放送対応テレビ），点字プリンター，電光掲示板，FAX，パソコン，ホワイトボード（携帯用） など |
| その他 | ストーブ，燃料 など |

- ・ 災害時における物資・機材の確保は，原則として，市において行われることになっており，市で備蓄に努めることになる。
- ・ 備蓄は，必ずしも全ての品目について福祉避難所に常時備蓄が求められるものではなく，市の備蓄倉庫などから提供を受けるもの，市との協定により流通業者などから直接提供を受けられるもの（流通備蓄）などが考えられる。

⑤ 訓練・研修などの実施

災害時に混乱なく速やかに福祉避難所を設置できるようにするためには，事前の訓練の実施や研修などを通じ，あらかじめ職員の意識を高めておくことが重要である。

ア 市が実施する防災訓練への組み入れ

市が実施する防災訓練に，福祉避難所に関する内容を追加する。

イ 施設で実施する防災訓練への組み入れ

施設単位で実施する職員や施設利用者のための訓練に，福祉避難所の受入者に関する内容を追加する。

ウ 図上訓練

実地訓練を行う時間的，人的余裕がない場合は，図上訓練を実施する。

訓練内容や結果分析について，研修・会議などを通じ，全ての関係職員に周知する必要がある。

※ 意見交換を通じて出された疑問点などはそのままにせず，関係機関

に確認するなど、改善に努める必要がある。

エ マニュアルなどの整備

関係職員向けに福祉避難所の役割など理解すべき事項をまとめたマニュアルなどを整備する必要がある。

※ 訓練や意見交換などを通じ、気づいた点を追加するなど、より実践的なマニュアルになるよう適宜改訂をしていくことが必要である。

オ シミュレーション（市実施内容）

平時での健康に関わる地域住民の諸データに基づき、災害の種類・災害規模に応じて、福祉避難所対象者がどの地区に何名いるのかを定期的に調査し、福祉避難所の運営に関わるマニュアルなどの整備のための具体的な資料を得て、少なくともその概要を関係者で共有しておくことが必要である。

また、平時の段階で「仮の避難者名簿」が作成できていれば、避難所のレイアウト案の複数作成や必要な物資・機材のリスト化・確保も事前に行うことができ、発災時にはこれらの選択と微調整で迅速に対応できるようになることから、令和3年5月改定のガイドラインに基づく取組を進めていく。

⑥ 書類、帳簿などの整備

福祉避難所の設置後は、速やかに、避難者名簿などの書類を作成するとともに、随時更新し、常に最新の情報を整理する必要がある。

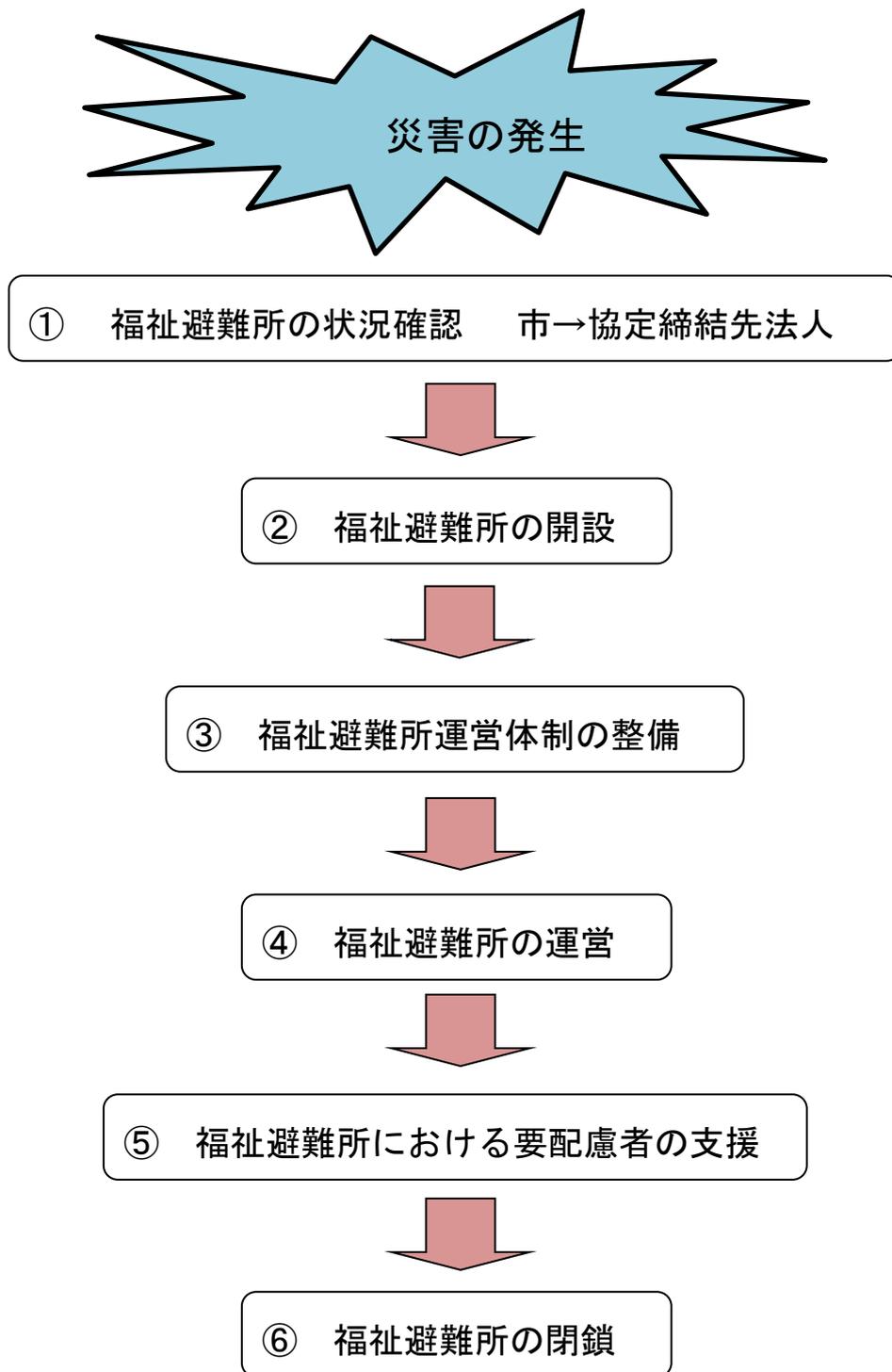
このため、必要となる書類や帳簿は平時から整備しておく必要がある。

【例】 避難者名簿，避難所用物資受払簿，避難所設置及び避難者人数の状況，避難所設置に要した支払証拠書類，避難所設置に要した物品受払証拠書類，生活相談員・ボランティアの名簿，出勤簿

※ 上記の書類，帳簿の他に，今後の福祉サービスの利用意向，応急仮設住宅への入居希望，住宅の再建意向などについても継続的に把握し，市と連携を行うため，速やかに提供できるよう整理しておく必要がある。

(4) 災害時における取組

福祉避難所の開設から閉鎖までの標準的な流れ（協定締結先法人による場合）



① 福祉避難所の状況確認

- ・ 災害発生後、市において福祉避難所の設置の必要が認められた場合、市は協定締結先法人に対し、福祉避難所の開設及び受入れの可否について、確認依頼を行う。
- ・ 施設の責任者は、福祉避難所の開設及び受入れの可否について、次の状況などから判断し報告する。
- ・ 受入れが可能な場合には、速やかに開設に着手する必要がある。

【例】

| 番号 | 状 況 等 | 確 認 | 備 考 |
|----|------------------------|--------------------------|-----|
| 1 | 施設・設備の状況 | <input type="checkbox"/> | |
| 2 | 施設入所者・利用者などの被害状況 | <input type="checkbox"/> | |
| 3 | 施設職員の被害状況，参集状況などの活動状況 | <input type="checkbox"/> | |
| 4 | 施設職員の避難所運営能力の可否 | <input type="checkbox"/> | |
| 5 | 物資・機材の備蓄状況 | <input type="checkbox"/> | |
| 6 | 搬送が可能な車両及び運転手の有無 | <input type="checkbox"/> | |
| 7 | (開設可能な場合) 受入可能人数 | <input type="checkbox"/> | |
| 8 | (開設可能な場合) 対応可能な要配慮者の特性 | <input type="checkbox"/> | |
| 9 | (開設不可能な場合) 復旧見込み | <input type="checkbox"/> | |
| 10 | (開設不可能な場合) 開設に必要な支援 | <input type="checkbox"/> | |

② 福祉避難所の開設

ア 物資・機材の確保

- ・ 受入人数や要配慮者の状態などから必要な物資・機材の備蓄状況を確認し，不足しているものがある場合，速やかに市へ要請する。

イ スペースの確保

- ・ 受入人数などから必要と考えられるスペースを確保する。
- ・ プライバシーの保護に配慮する必要がある。
要配慮者の状態によって，更に広いスペースが必要な場合や，同じ障害のある者をなるべく近くに配置するなどの配慮が必要である。

ウ 連絡・情報伝達体制の確保

- ・ 市をはじめとする関係機関との情報伝達手段を確保する。
- ・ 可能な限り，固定電話，携帯電話，衛星電話などを併用するとともに，複数の回線を確保する必要がある。
- ・ 電話は原則として着信用と発信用を分ける必要がある。
- ・ 口頭による情報伝達よりも文面による情報伝達の方が正確であるため，FAX回線やインターネット（電子メール）回線を確保する必要がある。

※ 視覚障害者や聴覚障害者への対応としても，これらの回線を確保する必要がある。

エ 必要な機能の設置・案内

福祉避難所に必要な機能（施設のための機能と併設可）を設置するとともに，わかりやすい案内を掲示する。

③ 福祉避難所運営体制の整備

- ・ 市と協定締結先法人との協定により設置される福祉避難所の場合，協定の内容に基づき，市が協定締結先法人へ福祉避難所の管理運営を依頼することになる。

福祉避難所運営責任者のもとに，必要に応じ，各活動班を配置する。

※ 各活動班については、第2章に記載している内容を参照。

④ 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営にあたっては、市や施設内部との連絡調整、避難者名簿など必要書類の整備・管理、被害状況・生活情報などの収集・提供、防火・防犯対応、食料の配給、物資・機材の配給・管理業務。

※ これらの業務については、第2章避難所の運営を参照。

⑤ 福祉避難所における要配慮者の支援

ア 医療、介護・福祉サービスの提供

- ・ 福祉避難所の避難者の多くは、発災前から日常的に医療や介護・福祉サービスを受けている可能性が高いことが想定されるので、災害時には、身体的、精神的な負担が増大し、病状等が悪化する可能性がある。
- ・ 生活機能の低下の防止及び家族の負担軽減のため、速やかに必要な医療や介護・福祉サービスが受けられるよう措置を講じる必要がある。
- ・ 福祉避難所では、医療や介護・福祉サービスが必要な者を把握し、市や関係機関などと連携し、必要な支援が途切れなく提供されるよう配慮する必要がある。

イ 緊急入所・緊急入院

- ・ 状態の急変により福祉避難所であっても対応が難しい場合、あるいは病状が悪化したような場合には、速やかに緊急入所、ショートステイ、緊急入院などの対応が必要となる。
- ・ 調整は、原則として市を通じて行うことになるが、緊急時のため、必要に応じ、関係機関同士で行う。
- ・ 移送者の状態に配慮した移送手段の確保が必要な場合がある。

⑥ 福祉避難所の閉鎖

- ・ 避難者が全て退所し、福祉避難所としての目的を終えたときには、市の判断により閉鎖する。
- ・ 福祉避難所の設置が長期間に渡る場合、各福祉避難所の避難者の数により、統廃合する。
- ・ 統廃合となる場合、避難者及びその家族などに説明し、理解と協力を求める。
- ・ 福祉避難所としての目的を終えたときには、必要な原状回復を行い、閉鎖する。

※ 福祉避難所からの退所にあたり、福祉仮設住宅などへの入居のほか、関係部局と連携を図り、サービス付き高齢者住宅や社会福祉施設などへの入所などを活用する。

2 要配慮者・女性・子どもなどへの配慮

避難所において配慮が必要な者、例えば、高齢者、障害者、妊産婦、難病の者などの体調が悪くならないように、スペースの確保をはじめ、家族や関係者、避難所運営委員会の活動班の中から担当者を定め見守る体制づくりを行う。外国人への配慮をはじめ、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行う。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮することが重要である。そのため、要配慮者や男女共同参画の視点による配慮が必要になる。

◎ 要配慮者別の視点による配慮について

介護・介助が必要な高齢者への配慮

- 介護・介助者の有無を確認し、必要に応じて、専門的知識を持った医師・保健師・ヘルパーなどの派遣や、福祉避難所・医療機関などへの移送を市災害対策本部へ依頼する。
- 高齢者のニーズに沿った物資やボランティアの把握。高齢者には、要介護状態の方や認知症の方、ひとり暮らし高齢者など様々な方がおり、ニーズも異なるため、それぞれに応じた配慮が必要。
- 身体及び精神の状態によっては、健常者と同じ居住スペースでなく、別の部屋を割り当て、介護・介助ができるよう配慮する。
- 介護を要する方のプライバシーに配慮した個室やスペース確保のための仕切りなどをあらかじめ準備しておくことも必要である。
- 避難所の構造が、生活行動に支障をきたす場合には、段差を解消するための工夫や移動に支障がでないような配慮が必要である。
- 過剰な支援とならないよう自立を基本とし、一般の高齢者は定期的な運動を行い、かつ避難所運営で役割を持ってもらうなど、要介護・要支援の状態にならないよう、また、要介護の高齢者は状態が悪化しないような生活を送ることが望ましい。
- 周囲に対して理解を求めるとともに、対応方法などを周知することで、高齢者本人が精神的に安定し、介護している方の負担軽減につながる。

障害者への配慮

- 障害者には、障害の特性などに応じた、具体的な支援が求められる。
- 具体的なニーズや支援内容は、本人やその家族などの意見を聞きながら決定する。
- 仮設スロープなどで建物のバリアフリー化を工夫し、移動などの円滑化を図る。
- 障害の状態に応じて、他の避難者と別の部屋や区画を設ける。また、吸引などで電源が必要な場合があるので、電源の確保を行う。
- 情報提供には、障害の特性に応じ、あらゆる手段を用いた方法が求められる。

※情報提供を行う際の参考例

【視覚障害者】

ゆっくりとした口調で、複数回繰り返し伝える。点字や拡大文字、パソコンや電子メールの音声読み上げソフトなどを活用する。

【聴覚障害者】

口の形が分かるようゆっくり話す。手話や筆談のほか、電子メールや音声認識技術を用いたアプリを活用して対応する。警報や緊急放送が聞こえないため、光の点滅で緊急事態を知らせる。

【知的障害者】

抽象的な表現や難解な言葉を避け、平易な言葉で、絵や写真を組合せ、具体的に要点を伝える。必要に応じて、漢字などにルビをふる。

【発達障害者、高脳次機能障害者、精神障害者】

できるだけ静かな場所で、相手を動揺させないように、ゆっくりと一つ一つ話をする。動揺している障害者には、話を傾聴し、落ち着いたところで用件を確認する。平易な言葉で、絵や写真を組合せ、具体的に要点を伝える。

重要な内容は、本人が見える場所に常時掲示する。

【肢体不自由者】

文字を書く場合やページをめくる場合には、本人の意思を確認しながら、代わりに対応する。車いす利用者には、目線の高さで話をする。

- 物資などの配給時は、家族などの負担を減らすため、班員などが対応することも必要である。
- 必要に応じて、専門的知識のある医師・看護師・ホームヘルパー・手話通訳者などの派遣や、福祉避難所・医療機関などへの移送を市災害対策本部に依頼する。

妊産婦・乳幼児への配慮

- 妊産婦や乳幼児に対しては、清潔、保温、栄養をはじめとする健康面への配慮や心身の状態の変化に対応できるよう、その状態を把握する。必要に応じて、専門的知識を持った医師やボランティアなどの派遣や、医療機関などへの移送を市災害対策本部へ依頼する。
- 栄養の確保と健康維持のため、食事や保温などの生活面の配慮が必要である。
- 妊産婦や乳幼児は、それぞれの時期や月齢などによって差があることから、保健師による健康相談や医師会などの専門職団体と連携して対応することが必要である。
- 産前産後の母親の心の変化、子どもの心や行動の変化に気を配ることが必要である。
- 物資などの要望にあたっては、粉ミルク、哺乳瓶、消毒薬など妊産婦や乳幼児のニーズに配慮し、意見を取り入れる。

- 妊産婦などの休養スペースや授乳スペースを設置するなど、妊産婦や乳幼児のプライバシーを確保する。

外国人への配慮

- 外国人が必要とする情報を入手しやすいよう、国際交流協会などの多言語で情報提供している窓口やホームページ、各国大使館、入国管理局などの情報について、市災害対策本部を通じて収集し、外国人へ提供するなどの配慮を行う。
- 避難者の母国語に対応できる通訳ボランティアなどの派遣について、市災害対策本部を通じて依頼を行う。
- 「災害時多言語情報作成ツール」や「災害時多言語表示シート」を活用し避難所内に掲示する。
- 物資やボランティアの要望について、外国人の意見も収集できる仕組みを整える。
- 避難所の基本的なルールは、外国人にも適用するが、食事・宗教・生活習慣などの違いがあることに十分留意する。
- 場合によっては、避難所の移動などがあることを伝えるとともに、避難所運営にも協力するよう要請する。

◎ 男女共同参画の視点による配慮について

男女共同参画の視点による配慮

- 避難所運営委員会の構成員は、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者などの役員に、女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にするなど、女性の意見が反映されるようにする。
- 女性特有のニーズに沿った物資やボランティアを把握する。
- 女性用の物資を女性担当者から配布し、女性トイレや女性専用スペースに常備するなど、配布方法を工夫する。
- 居住スペースの間仕切り、授乳室、男女別の更衣室・トイレ・洗濯物干し場・相談窓口などを設置し、プライバシーや安全に配慮した空間配置とする。
- 防犯ブザーの配布、就寝場所や女性専用スペースなどの巡回警備など、安全・安心の確保。
- 行政や各種団体と連携し、セクシュアルハラスメントや性的暴力などに関する相談が安心してできる体制づくりの周知徹底を行う。

※ 要配慮者については、発災直後の避難行動支援について、その重要性が認識されているところですが、応急期の避難所生活時についても配慮が必要である。

また、女性は、家庭的責任を負っていることが多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養などに関する細かい困りごと・要望や対応方法に関する知識・経験を、より多く持っている傾向にもあるので、避難所生活の調整に長けている。

要配慮者や女性のニーズへ配慮するとともに、女性が避難所運営の意思決定

に加わることができるように配慮することで、特に高齢者や障害者、子どもたちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所生活の質の向上につながることを期待される。

様式等

[チェックリスト]

【チェックリスト1】避難所の開設準備

【チェックリスト2】避難者の受入れ

【チェックリスト1】避難所の開設準備

| 項目 番号 | 仕 事 | 主担当 | 指 示 | 確 認 | 備 考 |
|-----------------|--|-----|--------------------------|--------------------------|--------|
| 1 開設方針の確認 | | | | | |
| 1-1 | 市災害対策本部からの開設指示の有無について確認を行う | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 1-2 | 避難指示などの有無について確認を行う | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 1-3 | 被災者が開設を求めているか確認を行う | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 2 開設準備への協力要請 | | | | | |
| 2-1 | 避難してくる者に対して避難所の運営協力を呼びかける | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3 施設の安全確認 | | | | | |
| 3-1 | 施設の構造被害チェックを実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3-2 | 施設の内部被害チェックを実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3-3 | トイレの使用可否のチェックを実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3-4 | 危険箇所のチェックを実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3-5 | 立入禁止場所の表示を実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3-6 | ライフラインの被害チェックを実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 3-7 | 施設の被害チェック結果を市災害対策本部に報告する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 4 避難所の利用範囲などの確認 | | | | | |
| 4-1 | 避難者が利用できる範囲を確認し、室名・注意事項などの張り紙をする | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 4-2 | 管理運営、救援活動、避難所生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確認する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 4-3 | 状況に応じて、不足のスペースを確保し、室内の利用の用途を変更する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 4-4 | 使用禁止範囲には、「使用禁止」の張り紙をする | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5 避難所運営用設備などの確認 | | | | | |
| 5-1 | 電話、パソコン、防災行政無線機、発電機、投光器などの使用可否を確認する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-2 | 無線・衛星携帯電話など通信設備を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-3 | 無線など情報機器のための電源を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-4 | 戸別受信機（防災行政無線）を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-5 | 情報入手手段（テレビ・ラジオなど）を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-6 | 携帯電話・スマートフォンの受電手段を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-7 | 新聞紙などの情報入手手段を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 5-8 | 備蓄品のチェックを実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| 項目 番号 | 仕 事 | 主担当 | 指 示 | 確 認 | 備 考 |
|-----------------|---|-----|--------------------------|--------------------------|-----|
| 6 避難者の安全確保 | | | | | |
| 6-1 | 避難者が避難所に入る段階で、避難者名簿を記入してもらう【様式1】避難者登録票（個票） その場合、同意を得られる人については、アレルギーの有無、既往症、障害の有無についても、教えてもらう | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 6-2 | ペット同伴の場合には、ペット用の名簿を記入してもらう【様式16】ペット登録簿 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 6-3 | 開設準備中で、安全が確保されている場合には、グラウンドなどでの待機を呼びかける | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 6-4 | 雨天時、厳寒時等には、改めて場所割りすることを避難者に伝えた上で施設内へ誘導し、一時的に待機させる | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 6-5 | 自家用車の乗り入れは禁止とする ただし、高齢者や障害者など車両避難が必要な場合、グラウンドの奥など緊急車両の出入りや避難所運営に支障のない場所に駐車させる | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 6-6 | 避難者と同行してきたペットは、人の居住スペースの持ち込みが原則禁止であるため、指定したペットの飼育場所に誘導する 【参考資料5】 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7 防災資機材や生活物資の確認 | | | | | |
| 7-1 | トイレ用の履物を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-2 | おむつや生理用品などを確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-3 | ウェットティッシュ、消毒液（手指消毒用・環境整備用）、消臭剤を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-4 | おむつや生理用品などのサニタリーボックスを確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-5 | 手洗い用の水・石けんを確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-6 | 手指消毒液を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-7 | 寝具として毛布を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-8 | 敷布としてのブルーシート、段ボールを確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-9 | マットや簡易ベッド等を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-10 | アレルギー対応などの特別食の確保を実施する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-11 | 炊き出しのための調理器具や借財を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-12 | 体や季節に合った衣類を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-13 | 避難者の属性に応じた衣類を確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-14 | 洗濯洗剤などを確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 7-15 | 体を拭くための使い捨てタオルなどを確保する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

【チェックリスト2】避難者の受入れ

| 項目番号 | 仕事 | 主担当 | 指示 | 確認 | 備考 |
|----------------|---|-----|--------------------------|--------------------------|----|
| 1 受付 | | | | | |
| 1-1 | 世帯単位で避難者名簿を記入してもらう（要配慮者や体調不良，アレルギーの人などは，必要に応じて状態を記入してもらう） | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 1-2 | 観光客，帰宅困難者などは，地域住民と区分して受け付ける | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 1-3 | 受付が集中した場合は，名簿への記入は事後になることもやむを得ないが，氏名・住所などの基礎的な項目だけでも記入してもらう ※アレルギー，病歴，持病，現在服用している薬などはできるだけ書いてもらう | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 1-4 | 受付時に，必ず「避難所運営の主体が避難者であり，運営に積極的に関わる」ことの同意を得る | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 2 避難所内の割り当て・誘導 | | | | | |
| 2-1 | 早い者勝ちではないことを周知する | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 2-2 | 原則として世帯を一つの単位とする | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 2-3 | 要配慮者に配慮した配置とすること | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 2-4 | できるだけ地域（居住班）ごとにまとまるように割り当てて誘導する ※ただし，世帯別，男女別で割り当てたほうが，生活スタイルがほぼ同じ人びとが集まり，避難者のストレス軽減につながる場合もある | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 2-5 | 観光客など地域内に居住していない避難者は，まとめて配置する | | | | |
| 3 ルール等の周知・確認 | | | | | |
| 3-1 | 最低限の施設利用上のルールを定めておき周知するとともに，以降順次見直す | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 4 居住組の編成 | | | | | |
| 4-1 | 避難所内の部屋単位などで居住組を編成する | | | | |

[避難所全般—様式]

- 【様式 1】 鍵の保管者リスト
- 【様式 2】 避難者登録票（個票）
- 【様式 3】 避難者用問診票
- 【様式 4】 避難所状況報告書
- 【様式 5】 避難所運営委員会名簿
- 【様式 6】 避難所記録用紙
- 【様式 7】 避難所利用者名簿（一覧表）
- 【様式 8】 取材者用受付用紙
- 【様式 9】 外泊届用紙
- 【様式 10】 郵便物等受取帳
- 【様式 11】 訪問者管理簿
- 【様式 12】 ペット登録簿
- 【様式 13】 ボランティア受入票
- 【様式 14】 ボランティア一覧表

避難者登録票（世帯単位）

| | | | | | |
|---|--|-----------------|-----|--------------|--|
| ①入所年月日 | | 年 月 日 | | ②住所 電話番号 | 〒 () - |
| ③あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。 | | | | | |
| ふりがな 氏 名 | | 年齢 | 性別 | ④家屋の 被災状況 | 全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通 |
| 世帯主 | | | 男・女 | | |
| （ ） | | | 男・女 | ⑤親族など 連絡先 | 〒 () - |
| | | | 男・女 | | |
| 家 | | | 男・女 | ⑥避難情報 | あなたの家族は全員避難していますか。 イ 全員避難した。 ロ まだ残っている。→どなたですか。 () () |
| | | | 男・女 | | |
| 族 | | | 男・女 | ⑦安否確認 | あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ 全員連絡が取れた。 ロ まだ取れていない。→どなたですか。 () () |
| | | | 男・女 | | |
| ⑧特別な配慮 | | | | | |
| 御家族に、病気、入れ歯やめがねの不備など、特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください。 | | | | | |
| ⑨安否の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えてもよいですか | | | | | はい・いいえ |
| 退出年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 転出先 | | 〒 電話番号 () - | | | |
| 備考（この欄には記入しないでください。） | | | | | |

※内容に変更がある場合は、速やかに被災者班に申し出て、修正してください。

【様式5】避難所運営委員会名簿

避難所運営委員会名簿

年 月 日現在

〈運営管理責任者〉

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 会 長 | | | |
| 副 会 長 | | | |
| 行政担当者 | | | |
| | | | |
| 施設管理者 | | | |
| | | | |

〈避難所運営班〉

| | 氏 名 | (避難者) 組名 | 氏 名 | (避難者) 組名 |
|-------------|-----|----------|-----|----------|
| 総 務 班 | | | | |
| | | | | |
| 被 災 者 班 | | | | |
| | | | | |
| 情報管理班 | | | | |
| | | | | |
| 施設管理班 | | | | |
| | | | | |
| 食料・物資 班 | | | | |
| | | | | |
| 救 護 班 | | | | |
| | | | | |
| 要配慮者支 援班 | | | | |
| | | | | |
| 衛 生 班 | | | | |
| | | | | |
| ボランティ ア班 | | | | |
| | | | | |

【様式6】避難所記録用紙

避難所記録用紙

避難所名 _____

| | | |
|--|---------|---------------|
| 記載者名 | | |
| 記載日時 | | 月 日 時 分 |
| 避難人数 | | 約 人 (午後 時現在) |
| 避難世帯数 | | 約 世帯 (午後 時現在) |
| 連 絡 事 項 | 総務班 | |
| | 被災者班 | |
| | 情報広報班 | |
| | 施設管理班 | |
| | 食料・物資班 | |
| | 救護班 | |
| | 要配慮者支援班 | |
| | 衛生班 | |
| | ボランティア班 | |
| 対処すべき事項, 予見される事項等 | | |

【様式 8】取材者用受付用紙

取材者用受付用紙

| | | | | | |
|-------------|---------------|---|---|----------|-----|
| 受付日時 | | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 退所日時 | | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 代 表 者 | 氏名 | | | | 所 属 |
| | 連絡先（所在地，電話番号） | | | | |
| 同 行 者 | 氏名 | | | | 所属 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 取材目的 | | | | | |
| 放送，掲載等予定 | | | | | |
| 避難所側付添者 | | | | (名刺貼附箇所) | |
| 特記事項 | | | | | |

※許可前の取材をご遠慮ください。また，お帰りの際にも必ず受付にお寄りください。

【様式9】外泊届用紙

外 泊 届 用 紙

| | |
|-----------|-----------|
| 氏 名 | |
| 外 泊 期 間 | 月 日 ~ 月 日 |
| 同 行 者 | |
| 緊急の場合の連絡先 | |

郵便物等受取帳

No. _____

避難所名

| No. | 受付月日 | 宛 名 | 居住組 | 郵便物等の種類 | 受取月日 | 受取人 |
|-----|------|-----|-----|--------------------|------|-----|
| 1 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 2 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 3 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 4 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 5 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 6 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 7 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 8 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 9 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 10 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 11 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 12 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 13 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |
| 14 | 月 日 | | 組 | 葉書・封書・小包 その他() | 月 日 | |

- 被災者班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- 受取は、原則として各居住組ごとに代表者が取りに来ることとし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- 本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、被災者班の担当者は受取に来た居住組の代表者にその旨を伝え、本人に受取に来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

ペ ッ ト 登 録 簿

(避難所名： _____)

| No. | 飼 育 者 | 登録日 | 退所日 | 種 類 | 性別 | 体 格 | 毛色 | ペット名 |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|----|------|
| 1 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 2 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 3 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 4 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 5 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 6 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 7 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 8 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 9 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 10 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 11 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |
| 12 | 氏名： 住所： 電話： | | | | 雄 ・ 雌 | | | |

【様式 13】 ボランティア受入票

ボランティア受入票

※太枠内に記入してください。

※事前にボランティアセンターにおいて申込，保険加入を済ませてください。

| | | | |
|----------------|---------|----------------|----|
| 受入日時 | | 退所日時 | |
| 年 月 日 (:) | | 年 月 日 (:) | |
| ふりがな | | | 性別 |
| 氏 名 | | | |
| 携帯番号 | | | 年齢 |
| 派遣された 活動内容 | | | |
| 避難所記入欄 | 活動時間 | : ~ : | |
| | 主たる活動場所 | | |
| | 活動班・担当者 | 班 ・ | |
| | 特記事項 | | |

【様式 14】 ボランティア一覧表

ボランティア一覧表

No. _____

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 受付日 | 年 | 月 | 日 |
|-----|---|---|---|

| No. | 氏名・住所・電話 | | 性別 | 職 業 | 従事希望業務, 有資格 | |
|-----|----------|---------|----|-----|-------------|----|
| | 氏名 | 住所 | | | 従事希望業務内容 | 資格 |
| 1 | 氏名 | | 男 | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | () - - | 女 | | | 資格 |
| 2 | 氏名 | | 男 | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | () - - | 女 | | | 資格 |
| 3 | 氏名 | | 男 | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | () - - | 女 | | | 資格 |
| 4 | 氏名 | | 男 | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | () - - | 女 | | | 資格 |
| 5 | 氏名 | | 男 | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | () - - | 女 | | | 資格 |

[避難所全般—参考資料]

【参考資料 1】避難所のレイアウト案の具体例

【参考資料 2】避難所運営委員会規約（例）

【参考資料 3】取材者への注意事項（例）

【参考資料 4】簡易・仮設トイレ使用上の注意事項（例）

【参考資料 5】ペットの飼い主への注意事項（例）

【参考資料 6】ボランティアへの注意事項（例）

【参考資料 1】避難所のレイアウト案の具体例

避難所のレイアウト案の具体例

- ① 避難所を開設予定の施設の図面を準備し、それぞれの居室などの面積を把握します。
- ② この体育館（540 平方メートル）を居住スペースとし、個人空間として最低限確保したい「一人当たり 2 平方メートル（2 メートル×1 メートル）の面積」で居住スペースを区分けし、かつ 2 メートル幅（**図 1**）と 1 メートル幅（**図 2**）で通路をつくる。
- ③ 「一人当たり 4 平方メートル（2 メートル×2 メートル）」で区分けし、2 メートル幅で通路をつくる（**図 3**）。これは、避難所生活が長期化する場合などに有効な一例です。
- ④ 世代男女別（生活スタイル別）に居住スペースを区分けしてみます（**図 1**）。「出入り」を基本的に「玄関」に限定すると、トイレに行く回数が一般に多い「高齢者」を男女別にして手前に配置し、次に「一般男性（独居）」、「家族」、そして「乳児がいる家族」と「一般女性（独居）」を奥にするなど、老若男女で生活習慣が似通うので、特に都市部の避難所などコミュニティが希薄な地区に設けられた避難所では有効で、「見ず知らずの人」同士のストレスの軽減を図ることができます。
- ⑤ 「家族」などでは、親子の肌の触れ合いが大事なので、一人を基本とした居住スペースの単位を人数に応じてつなげ、ひとまとまりの空間を活用することも可能です。
- ⑥ トイレは、既存の水洗トイレが（1）使用可能、（2）断水、（3）使用不可かによって、対応が異なります。（1）使用可能の場合、そのまま使用します。（2）（停電などで）断水の場合、プールなどの水を汲んできて溜める大きな容器が必要で、使用のごとに柄杓などで流せるようにします。（3）（便器などが破損して）使用不可の場合、既存の水洗トイレを使用禁止として、簡易トイレの設置を考えます。その場合、避難者 20 人に便器 1 基と考える。外も含めて他の場所にも便器の設置を考える必要があります。（内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」など参照）
- ⑦ 更衣室は、男性用と女性用でそれぞれ 2 つずつありますが、避難者の特性に応じてその他の目的で使用する部屋の一つずつ替えてもよいでしょう。例えば、救護室、障害者などのための福祉避難室、隔離用の患者室、ストレス軽減のための輪番制での避難者の個室、相談対応スペースなどが考えられますが、部屋中のつくりに応じて不向きな場合もあり、施設によって異なります。
- ⑧ そのほか、男女別での洗濯もの干し場、子どもの勉強室・遊戯室など、必要なスペースがあります。災害での人びとの生活環境は、発災後めまぐるしく変化しますので、開設からの経過日時に応じて、避難所内で必要とされる需要に応じて、部屋などの利活用の用途の調整が必要です。
- ⑨ 屋外には、仮設トイレ、ごみ集積場、洗濯場・干場、休憩所、喫煙所、ペット用飼育場所、駐車場などが必要になります。これらも、屋外の敷地の面積や構造に応じて、施設ごとに異なります。

図1 避難所のレイアウト案の具体例（一人当たり2平方メートルの個人空間，基本2メートル幅の通路）

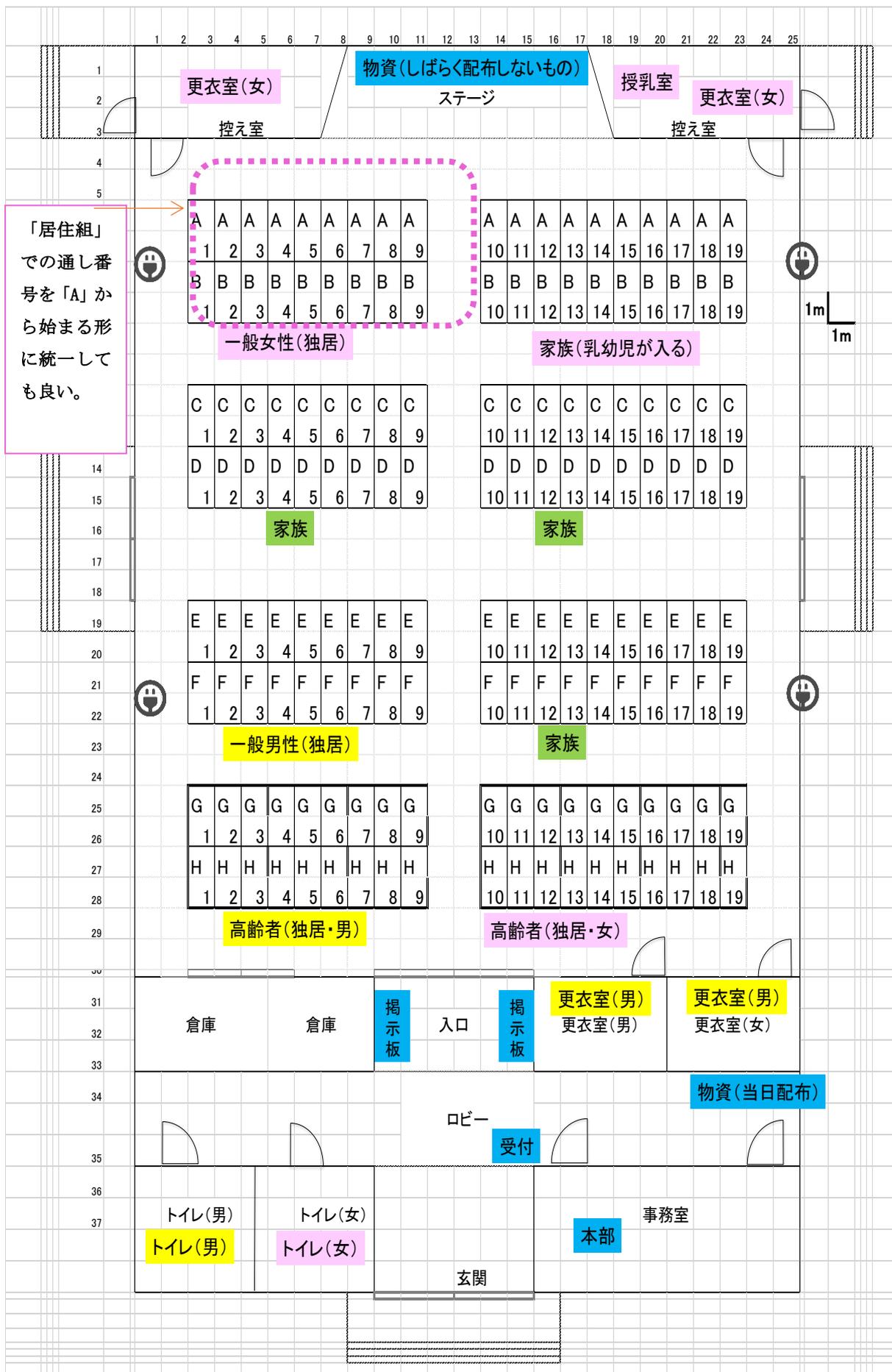


図2 避難所のレイアウト案の具体例（一人当たり2平方メートルの個人空間，1メートル幅の通路）

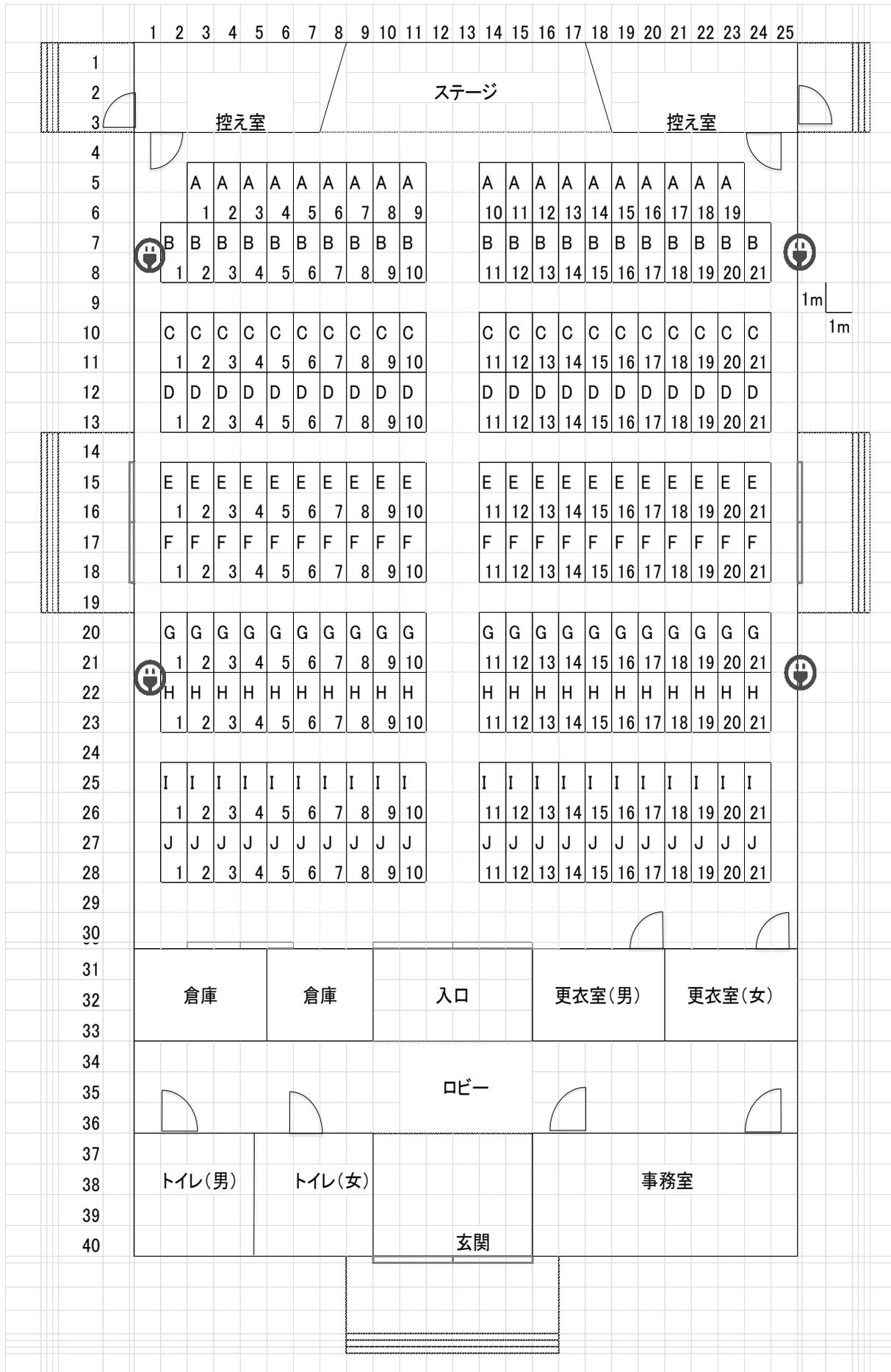
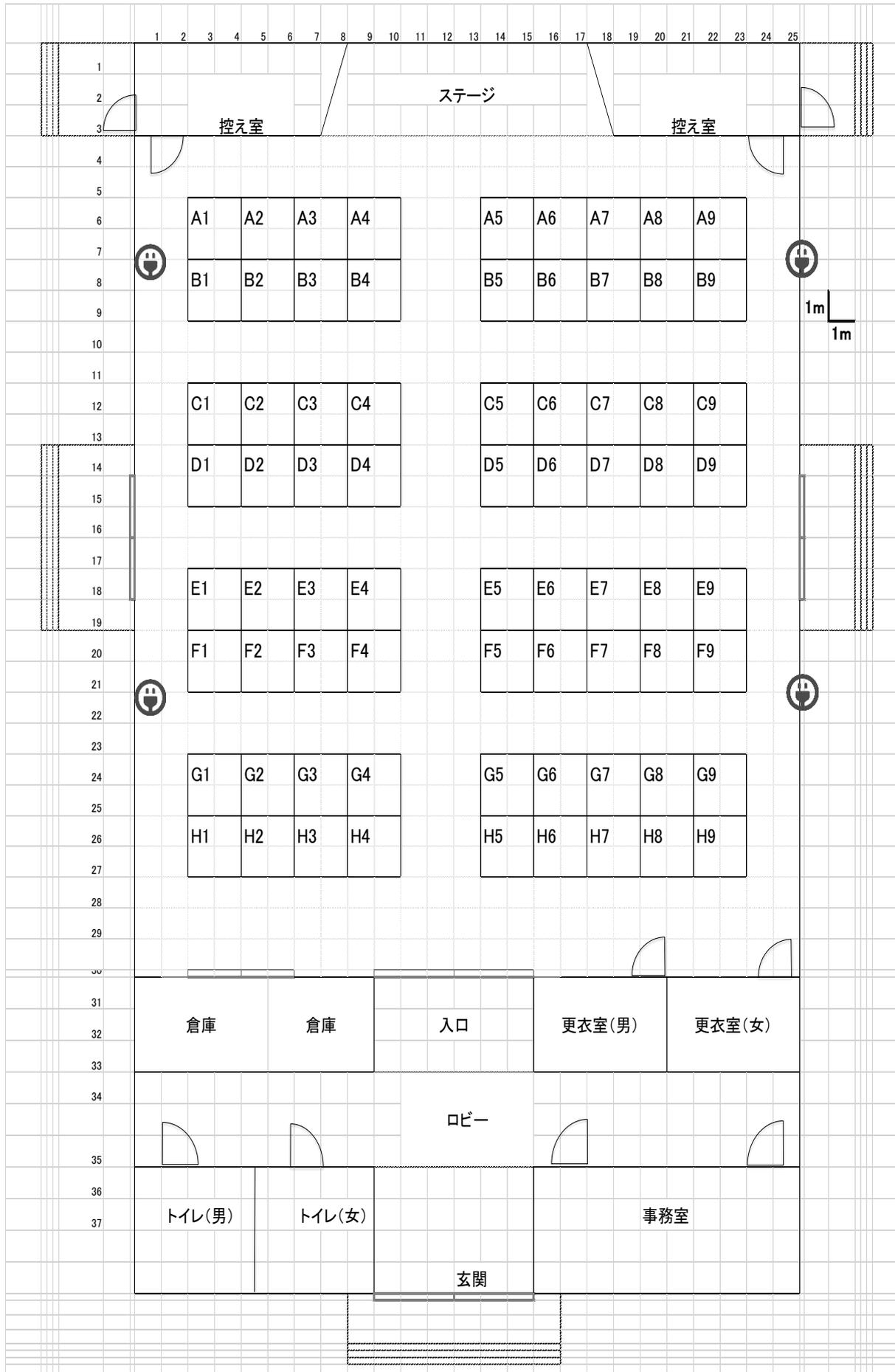


図3 避難所のレイアウト案の具体例（一人当たり4平方メートルの個人空間，2メートル幅の通路）



〇〇避難所運営委員会規約

（目的及び設置）

第1条 〇〇小学校周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、〇〇避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 運営委員会は、各自治会・町内会（以下「自治会等」という。）から選出された委員並びに〇〇市（町村）、〇〇小学校等の関係者をもって構成する。

（事務局）

第3条 運営委員会の事務局を総務班に置く。

（運営活動）

第4条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

- （1）運営委員会の運営に関すること
- （2）避難所のマニュアル作成に関すること
- （3）避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること
- （4）避難誘導體制の確立に関すること
- （5）情報交換・連絡体制の確立に関すること
- （6）地域連携体制の確立に関すること
- （7）訓練の実施に関すること
- （8）その他必要な事項

（防災計画）

第5条 前条に係る細部事項について、別途計画を定める。

（活動班）

第6条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- （1）総務班
避難所のレイアウト配置、防災資機材や備蓄品の管理、地域との連携、その他避難所の管理に関すること
- （2）被災者班
避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎに関すること
- （3）情報管理班
情報収集、情報発信、情報伝達に関すること
- （4）施設管理班
避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること
- （5）食料・物資班
食料・物資の調達、受入れ、管理、配布、炊き出しに関すること
- （6）救護班

医療・介護活動に関すること

- (7) 要配慮者支援班
要配慮者の受入，福祉避難所への措置に関すること
- (8) 衛生班
ゴミ，風呂，トイレ，掃除，衛生管理，ペット，生活用水に関すること
- (9) ボランティア班
ボランティアの受入，管理に関すること

(役員の種類及び定数)

第7条 運営委員会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 総務班長(事務局長) 1名
- (4) 被災者班長 1名
- (5) 情報管理班長 1名
- (6) 施設管理班長 1名
- (7) 食料・物資班長 1名
- (8) 救護班長 1名
- (9) 要配慮者支援班長 1名
- (10) 衛生班長 1名
- (11) ボランティア班長 1名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は委員の互選による。

(役員職務)

第9条 会長は，運営委員会を代表し，会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し，会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を総括し，運営委員会の庶務，会計及び住民への広報等その他必要な事項を行う。
- 4 各活動班長は班を総括する。

(会議)

第10条 運営委員会の会議は，運営活動事項等の協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し，会長がその議長となる。

(訓練の実施)

第11条 運営委員会は，地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて次の訓練を行う。

- (1) 総合訓練
大規模災害を想定して，避難所の機能確保及び運営委員会の組織機能が確保できるよう実施する訓練
- (2) 活動班訓練
活動班の組織機能が確保できるよう実施する訓練
- (3) 地区訓練
自治会等の自主防災組織の機能が確保できるよう実施する訓練

(経費)

第12条 運営委員会の会議・運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第13条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

【参考資料3】取材者への注意事項（例）

（配布用， 掲示用）

避難所内で取材・調査をされる方へ

避難所内では，以下の点にご注意くださるようお願いいたします。

- 1 避難所内で避難者に取材・調査する場合には，避難所運営委員会に問い合わせてください。
取材を行う場合は，総合受付で「取材者用受付用紙」に必要事項を記入し提出して，市災害対策本部及び避難所運営委員会の許可が得られるまで，避難所内での取材をご遠慮ください。
 - (2) 取材内容に関する放送日時や記事発表の予定に変更が生じた場合には，下記の連絡先までご連絡ください。また，その他，取材に関する内容につきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。
- 2 避難所内では身分を明らかにするため，胸や上腕の見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」や「腕章」等を着用してください。
- 3 避難者のプライバシーの保護にご協力ください。
 - (1) 避難所内では，担当者の指示に従ってください。
 - (2) 原則として見学できる部分は，避難所の共有部分のみです。避難所利用者が生活している個人専有空間や，避難所の施設として使用していない場所等への立入は禁止します。
 - (3) 避難所内の撮影や避難所利用者へインタビューする場合には，必ず本人及び担当者の許可をとってください。特に避難所利用者の了解なしに，勝手にインタビューを行ったり，カメラを向けないでください。

（連絡先）

避難所名

担当者名

電 話

()

—

【参考資料4】簡易・仮設トイレ使用上の注意事項（例）

（配布用，掲示用）

簡易・仮設トイレ使用上の注意事項

- 1 トイレは，汚さないように使用してください。
- 2 トイレ内では，絶対に喫煙しないでください。
- 3 便器に油，可燃性のもの，くぎ，堅い物等など異物は絶対に投げ入れないようにしてください。
- 4 使用後は必ず流してください。
- 5 使用後は，手指の消毒や手洗いをしっかり行ってください。
- 6 使用したトイレットペーパーは便器に捨てず，袋に入れてください。

【参考資料5】 ペットの飼い主への注意事項（例）

（配布用， 掲示用）

ペットの飼い主の皆様へ

避難所では、多くの人達が共同で生活しています。

避難所でペットを飼育するためには、次のことを守ってください。

- ・ ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。
- ・ ペットは指定された場所に必ずつなぐか、檻（ケージなど）の中で飼ってください。
- ・ ペットの飼育場所は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ・ ペットの食料は原則として飼い主が用意してください。また、給餌の時間を決め、その都度きれいに片付けてください。
- ・ ペットによる苦情への対応、危害防止に努めてください。
- ・ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末をしてください。
- ・ ノミの駆除に努めてください。
- ・ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ・ 飼育困難な場合は、〇〇〇〇〇に相談してください。

連絡先 () —

ペットの関係で、他の避難所利用者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに

総合受付までご連絡ください。

【参考資料6】ボランティアへの注意事項（例）

（配布用，掲示用）

ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）

このたびは、ボランティア活動にご参加いただきありがとうございます。

皆様に、安全で気持ち良く活動していただくため、以下をよくご確認くださいお願いします。

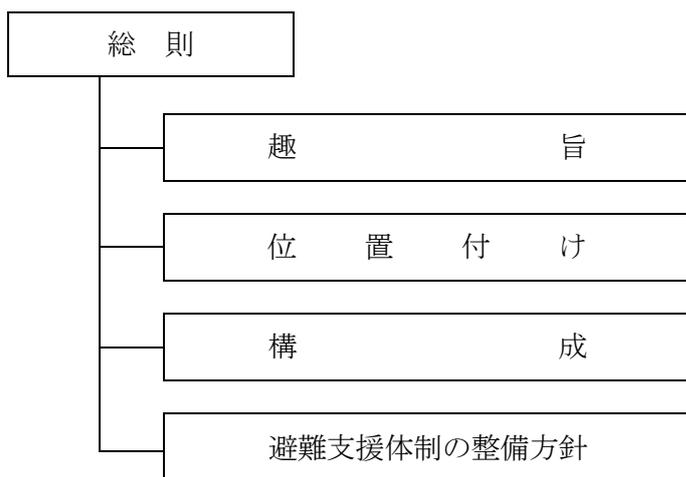
- 1 市災害ボランティアセンターでボランティア登録はお済みですか？
また、ボランティア保険（※）への加入はお済みですか？
ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。未加入の方は、市災害ボランティアセンターへお問い合わせください。
※全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）など
- 2 活動の際は、ボランティア証など身分のわかる物を身に付けて下さい。
当避難所では簡単な受入票（表面）に記入をしていただいています。記入後、担当者から依頼内容について詳しく説明しますので、指示に従ってください。
- 3 グループで活動する場合は、はじめにリーダーを選出してください。
リーダーとなった方は、仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いします。
- 4 体調管理には十分ご注意ください。
体調の変化や健康管理などは、皆さん各自でご注意ください、決して無理をしないようにしてください。
- 5 被災された方の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーを守った行動や発言・言葉遣いなどに心がけてください。
- 6 食事や宿泊場所は提供できません。
- 7 活動時の服装や持参品など（災害の種類や季節などにより適宜変更してください）
 - (1) 動きやすい服装，帽子，ジャンパー，底の厚い靴，皮手袋，防塵マスク等
 - (2) 懐中電灯，雨具（カッパ），携帯ラジオ
 - (3) 飲料水，弁当，ゴミ持ち帰り用袋
 - (4) タオル，救急用品（傷薬，痛み止め，ガーゼ，救急ばんそうこう等），筆記用具，保険証のコピー，ティッシュ，小銭，地図，メモ帳
- 8 活動終了後は担当者もしくは受付に申し出て確認を取ってください。ボランティアセンターへの報告も忘れずに行ってください。
- 9 その他疑問点などがあれば、市災害ボランティアセンターなどにご相談ください。
ボランティアの皆様には危険な活動をお願いすることはありませんが、万一、活動内容に疑問を感じるがありましたら、作業を始める前に、ボランティアセンターなどにご相談ください。

| | | | |
|-----|--------------|------------|------|
| 枕崎市 | 災害ボランティアセンター | 電話（ ） | — |
| | | | 避難所名 |

枕崎市避難行動要支援者の避難支援プラン(改正)

第 I 部 改正災害対策法に基づき取り組む事項

第 1 章 総則



第 1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組みが重要であり、中でも高齢者や障害者、乳幼児など特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

枕崎市では、要配慮者の把握につとめるとともに、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものである。

この避難行動要支援者に対する避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、枕崎市における避難行動要支援者の避難支援体制を確立するものである。

第 2 位置付け

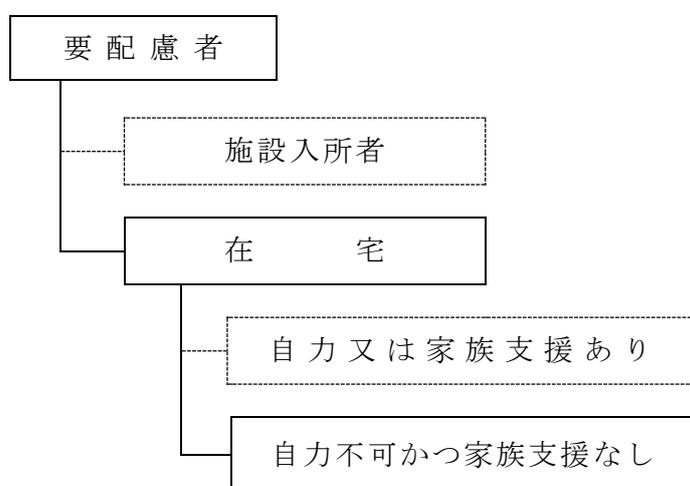
このプランは、改正災害対策基本法（平成25年6月21日交付 以下「法」という。）に基づき、枕崎市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の中で示されている「災害時要援護者避難支援プラン」を大幅に見直し、要配慮者のうち特に災害時に支援を要する避難行動要支

援者に関することを具体化したものである。

第3 構成

このプランは、避難行動要支援者の避難支援に関する「全体的な考え方」と、新たに取り組むこととされた避難行動要支援者名簿の作成、又、今後検討していかなければならない避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法等を示した個別支援計画の作成等に対する考え方で構成する。

第4 避難支援体制の整備方針



1 対象者

避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、自助・共助による必要な支援が受けられない高齢者などのうち、災害時に他者の支援がなければ避難できない在宅の者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者について、重点的・優先的に進める。

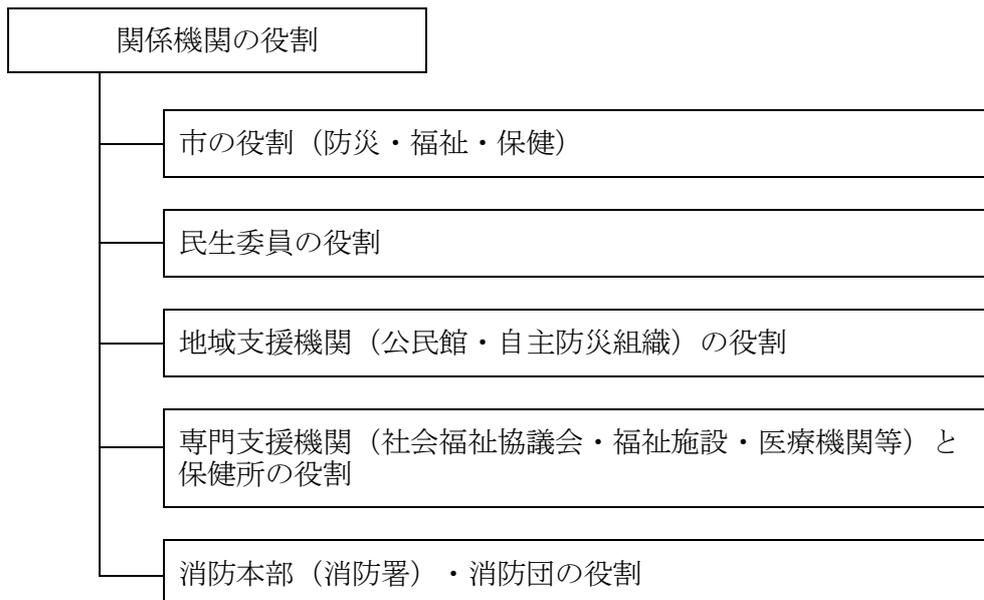
2 対象地域

このプランの対象地域は市全域とする。また、実情にあわせた効果的な整備を進めるうえで、特に災害危険地域など被災リスクの高い地域については、重点的に進める。

3 対象災害

このプランの対象災害は、主に風水害等の自然災害時における避難支援対策を想定する。

第2章 関係機関等の役割



第1 市の役割

- 1 要配慮者の全体把握
- 2 避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成
- 3 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供（情報提供の同意を得た者）
- 4 個別支援計画の作成のための働きかけと，作成した場合の保管，避難支援等関係者への提供
- 5 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- 6 避難準備情報の発令，伝達
- 7 避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援（避難支援等関係者への名簿の提出等）
- 8 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認
- 9 要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定と連携等
- 10 自主防災組織等の結成促進，自主防災力強化のための資機材の整備
- 11 要配慮者や避難支援等関係者の研修，要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施等

第2 民生委員の役割

民生委員は，地域の在宅福祉アドバイザーと連携・協力し，日頃の見守り活動を行う。

また、以下の役割を担う。

- 1 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力（公民館等）
- 2 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 3 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- 4 個別支援計画内容の異動・変更等の市への提供

第3 公民館・自主防災組織等地域で互助扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の日頃の地域活動を通じた役割

- 1 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 2 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 3 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- 4 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 5 要配慮者への避難準備情報の伝達
- 6 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）及び保健所の役割

・専門支援機関は、

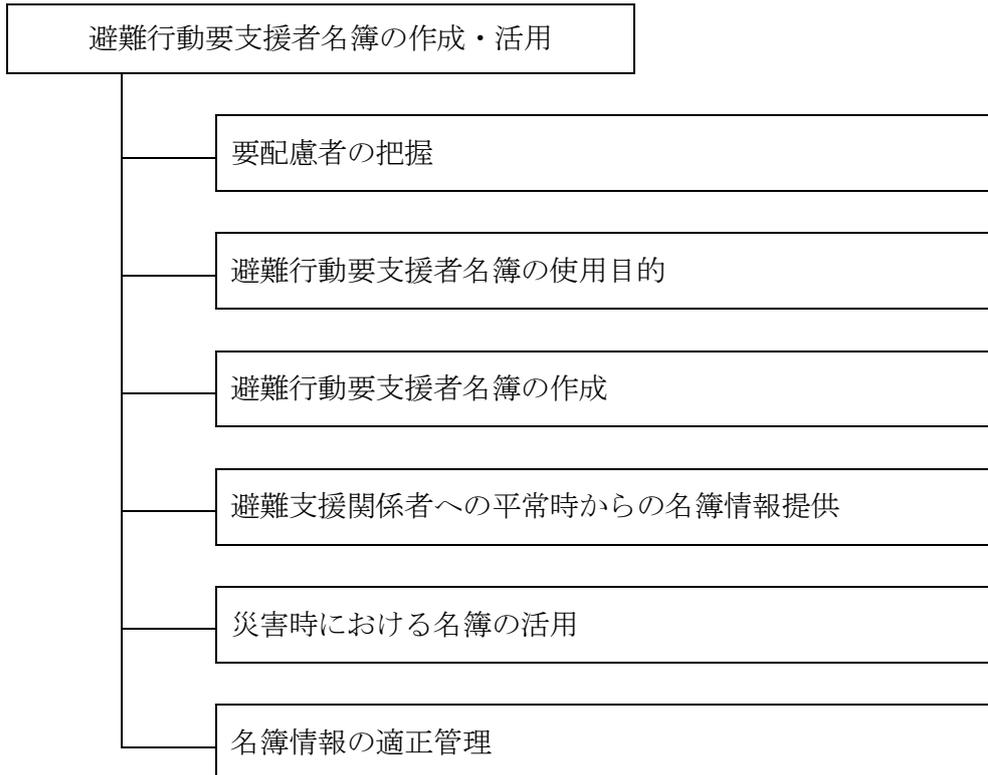
- 1 個別支援計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- 2 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- 3 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 4 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- 5 要配慮者の収容

・保健所は、市への助言を行うとともに、専門支援機関が実施する支援へ協力する。

第5 消防組合（消防署）・消防団の役割

- 1 日頃の防災活動を通じた地域住民への防災意識の啓発
- 2 要配慮者の避難支援体制整備への協力
- 3 避難行動要支援者の安否確認と避難誘導等

第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等



第1 要配慮者の把握

1 要配慮者の対象となる者

- (1) 高齢者
- (2) 障害のある人
- (3) 乳幼児
- (4) 妊産婦
- (5) 疾病者
- (6) その他体が弱く配慮が必要と思われる人

2 情報の収集と集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、市の関係部局で保有している要介護高齢者や障害者等の情報を収集するよう努める。その際は、要介護状態区分や障害の種別、支援区分別に把握する。

また、難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報については、必要に応じて県等に情報提供を求めることができる。

市は収集した情報に基づき集約化を図る。

第2 避難行動要支援者名簿の使用目的

避難行動要支援者名簿は、市が以下の目的に使用する。

- (1) 避難行動要支援者の把握
- (2) 避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）
- (3) 災害時の避難行動支援及び安否情報の確認

第3 避難行動要支援者名簿の作成

1 避難行動要支援者の範囲の設定

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、以下に配慮しながら要件を設定する。

なお、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、施設等による避難支援が想定されるため、在宅者を優先する。

- (1) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
- (2) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (3) 災害時行動を取る上で必要な身体能力

2 避難行動要支援者の要件

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）4～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するもので単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で、地域の状況から支援が必要と認めた者

3 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所

- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 所属公民館
- (8) 避難所（避難先）
- (9) 個別支援計画の有無
- (10) 危険種別（危険地域の種別を記載）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時や、転居や入院等により名簿から削除された場合は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有するよう努める。

第4 避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

このため、市は、情報の提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に提供する。

第5 災害時における名簿の活用

1 避難のための情報伝達

避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難準備情報や避難勧告、避難指示等が発令された場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実かつ早めの情報伝達に配慮することが必要である。

情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、分かりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保していくものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別支援計画に基づいて避難支援を行う。

また、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者名簿を整備し、平時から避難支援に係る研修等を行ったり、災害時の安否確認や情報の伝達に活用したりするなど、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

3 避難行動要支援者の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 名簿情報の提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、その同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、情報の提供に当たっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援を受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

4 避難行動要支援者の安否確認の実施等

(1) 安否確認の実施

避難場所等において安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を活用することができる。

また、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認を行う。

(2) 避難場所以降の避難行動要支援者の引継

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に円滑に引き継がれるよう措置を講じる。

第6 名簿情報の適正管理

1 名簿情報の適正管理の趣旨

情報の適正管理は、要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援に対する信頼性を担保し、要支援者と避難支援関係者との協働を円滑にする上で極めて重要である。

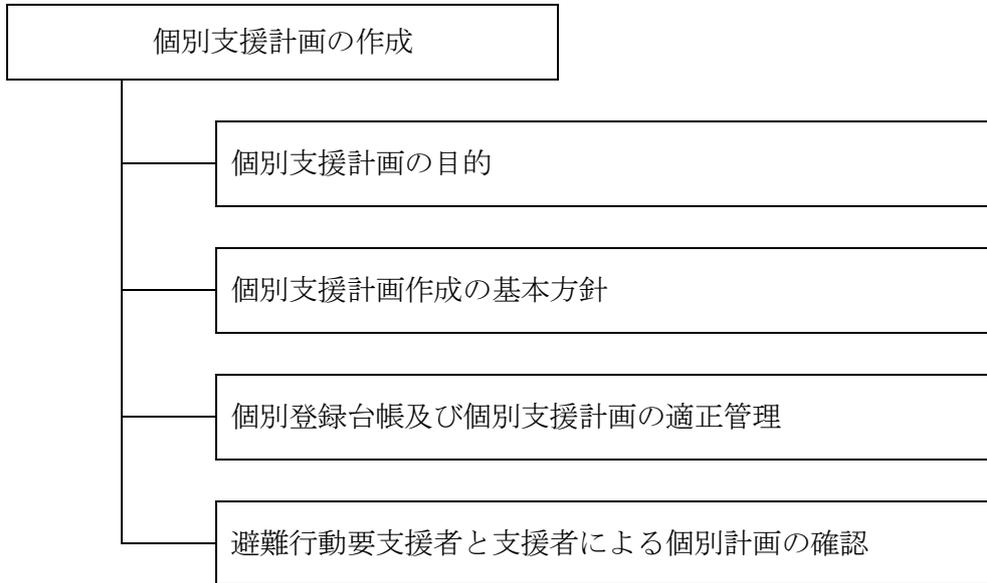
2 名簿情報の適正管理

- (1) 避難支援関係者は、名簿の提供を受けた場合、正当な理由なく避難行動要支援者に関する知りえた情報を漏らしてはならない。
- (2) 避難支援関係者は、常に保管が適正に行われているか把握し、市からの求めに応じ管理報告の義務を負う。
- (3) 市は、避難支援関係者に対し名簿を提供する際、その都度守秘義務について十分な説明を行うとともに、適正な管理を行うよう指導しなければならない。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援に向けて

第4章 避難行動要支援者登録と個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者への名簿提供を提供することに同意したものについて、避難支援に関する個別支援計画を作成する。



第1 個別支援計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画の作成に向け取り組むものとする。

第2 個別支援計画作成の基本方針

1 個別支援計画作成の対象者

個別支援計画は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、作成する。

2 個別支援計画の作成主体

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは民生委員や地域支援者に協力を依頼して個別支援計画を作成するものとする。

3 個別支援計画の内容

個別支援計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとする。具体的には、避難行動要支援者名簿に記載されている

事項に加え、必要に応じて、以下の内容を織り込む。

- (1) 地域避難支援者
- (2) 予定避難場所
- (3) 情報伝達の流れ
- (4) 情報伝達での留意事項
- (5) 避難時に携行する医薬品等
- (6) 避難誘導時の留意事項
- (7) 避難先での留意事項
- (8) 避難経路
- (9) 本人が不在で連絡が取れない時の対応等

第3 登録台帳及び個別支援計画の適正管理

1 保管

個別支援計画の原本は、市の担当課が保管し、副本は、避難行動要支援者のほか、個別支援計画の作成協力・実施の関係機関及び地域避難支援者が保管するものとする。

2 使用

個別支援計画等台帳を保管する関係機関及び地域避難支援者は、避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

3 更新

担当課は、毎年、個別支援計画書等台帳の更新を行い、関係課と共有することとする。

第4 避難支援者の確認等

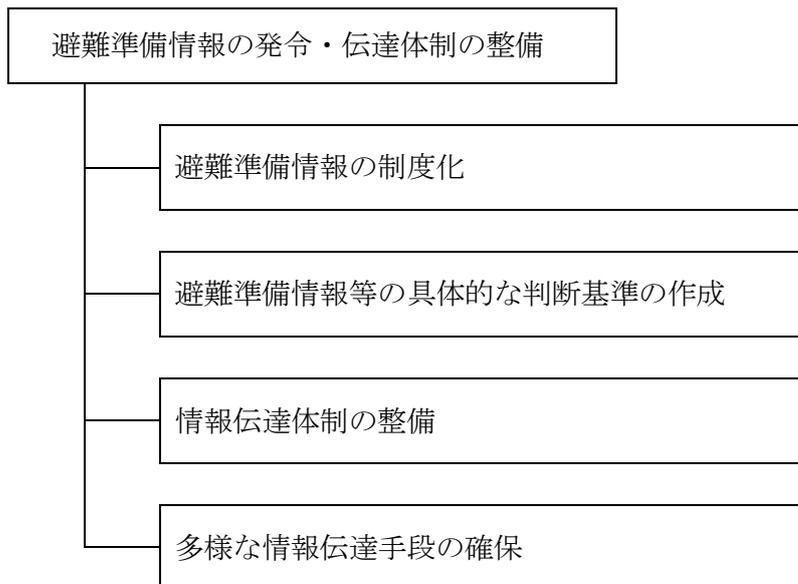
1 避難支援者の確認

避難行動要支援者それぞれに避難支援者が確保されるよう、市は、地域の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者（民生委員等）と協力しながら、避難支援者の確保に努める。

2 避難行動要支援者及び地域避難支援者による個別支援計画の確認

個別支援計画に記載された情報については、避難行動要支援者及び地域避難支援者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。

第5章 避難準備情報の発令・伝達体制の整備



第1 避難準備情報の制度化

市は、要配慮者が避難行動を開始するための情報及び地域避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、避難準備情報を検討し制度化する。

第2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

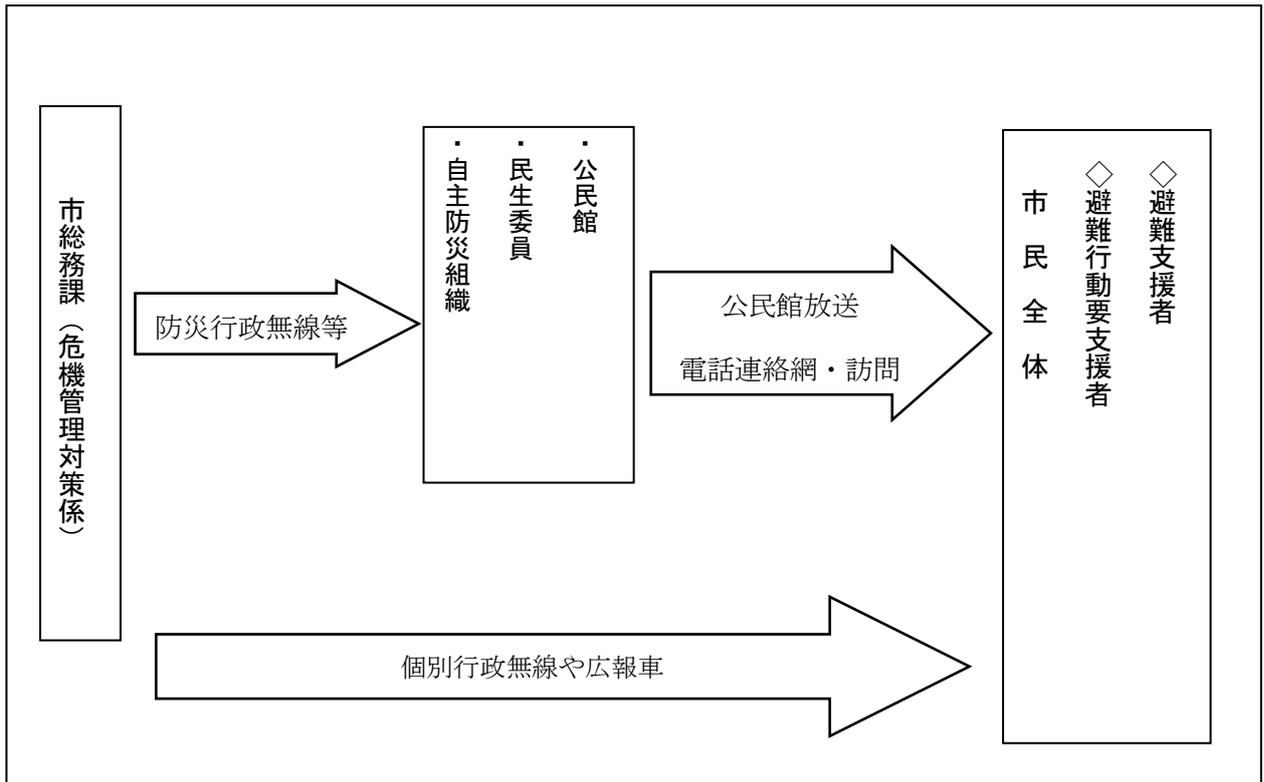
市は、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成する。具体的な判断基準では、対象地域毎に基準となる数値情報（アメダス、水位情報等の実況データ及び予測データの双方を参考にする。）、気象警報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の各種予警報（以下「数値情報」と併せて「防災情報」という。）を明確にする。

第3 情報伝達体制の整備

1 地域における情報伝達体制

市は、防災行政無線・行政告知端末や広報車等を活用して防災情報を提供する。また、発令された避難準備情報等が要配慮者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、市及び住民は電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

《避難準備情報等の伝達経路》

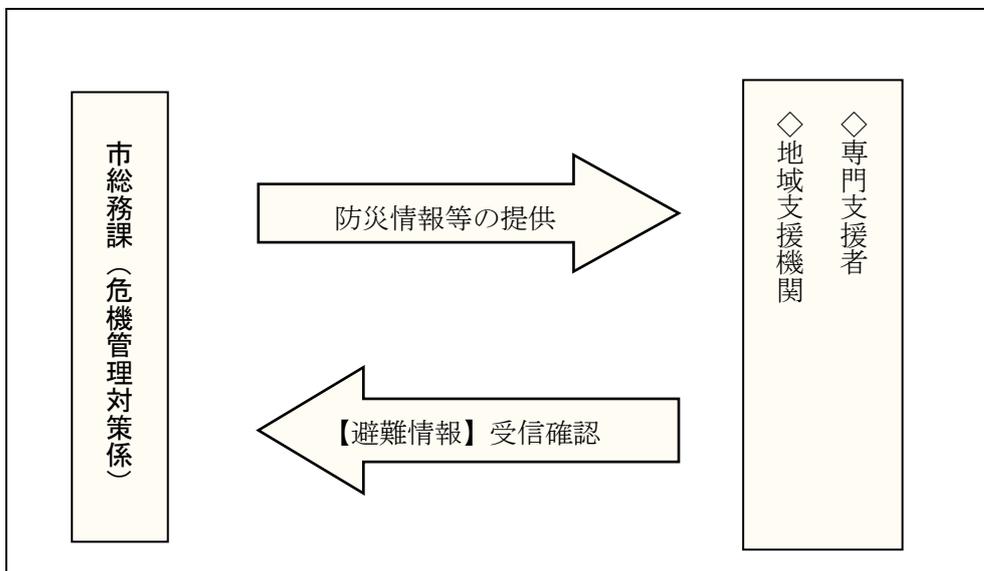


2 地域支援機関への情報伝達体制等

地域支援機関への防災情報や避難準備情報等の提供は、1の地域ぐるみの情報伝達体制を活用することを基本とする。市と地域支援機関は、地域避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。

3 専門支援機関への情報伝達体制

市は、防災情報の専門支援機関への積極的な提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の伝達体制を整備する。



第4 多様な情報伝達手段の確保

避難勧告等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- 1 放送事業者等への情報提供（日本放送協会/民間テレビ・ラジオ局）
- 2 防災行政無線・行政告知端末の活用
- 3 緊急通報システムの活用
- 4 ファクシミリ，電子メール等の活用
- 5 消防団による広報
- 6 携帯端末等による緊急速報メール（エリアメール）
- 7 安全安心メール（防犯協会等との連携） 等

用語の説明

【要配慮者】

高齢者，障害者，乳幼児その他特に配慮を要する者。

具体的には，必要な情報を迅速かつ的確に把握することが出来ず，又，災害などから身を守るため安全な場所に避難するなどの行動をとる際に，支障を来すおそれがある者。

【災害時避難行動要支援者（避難行動要支援者）】

要配慮者のうち，災害が発生し，又は，災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

【避難行動要支援者避難支援プラン】

要配慮者の把握と，そのうち避難行動要支援者となる者の把握及び名簿を作成し，支援について関係機関の役割分担，名簿の提供先と保管の責任など全体的な考え方を示した。要配慮者一人ひとりに対する地域避難支援者，避難先，避難方法等を記載した個別支援計画（名簿・台帳）で構成する。

平成17年3月に内閣府，消防庁等関係省庁において策定された「要配慮者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）において，作成の必要性が示されている。今回，県のモデルを元に大幅に見直した。

【地域避難支援者】

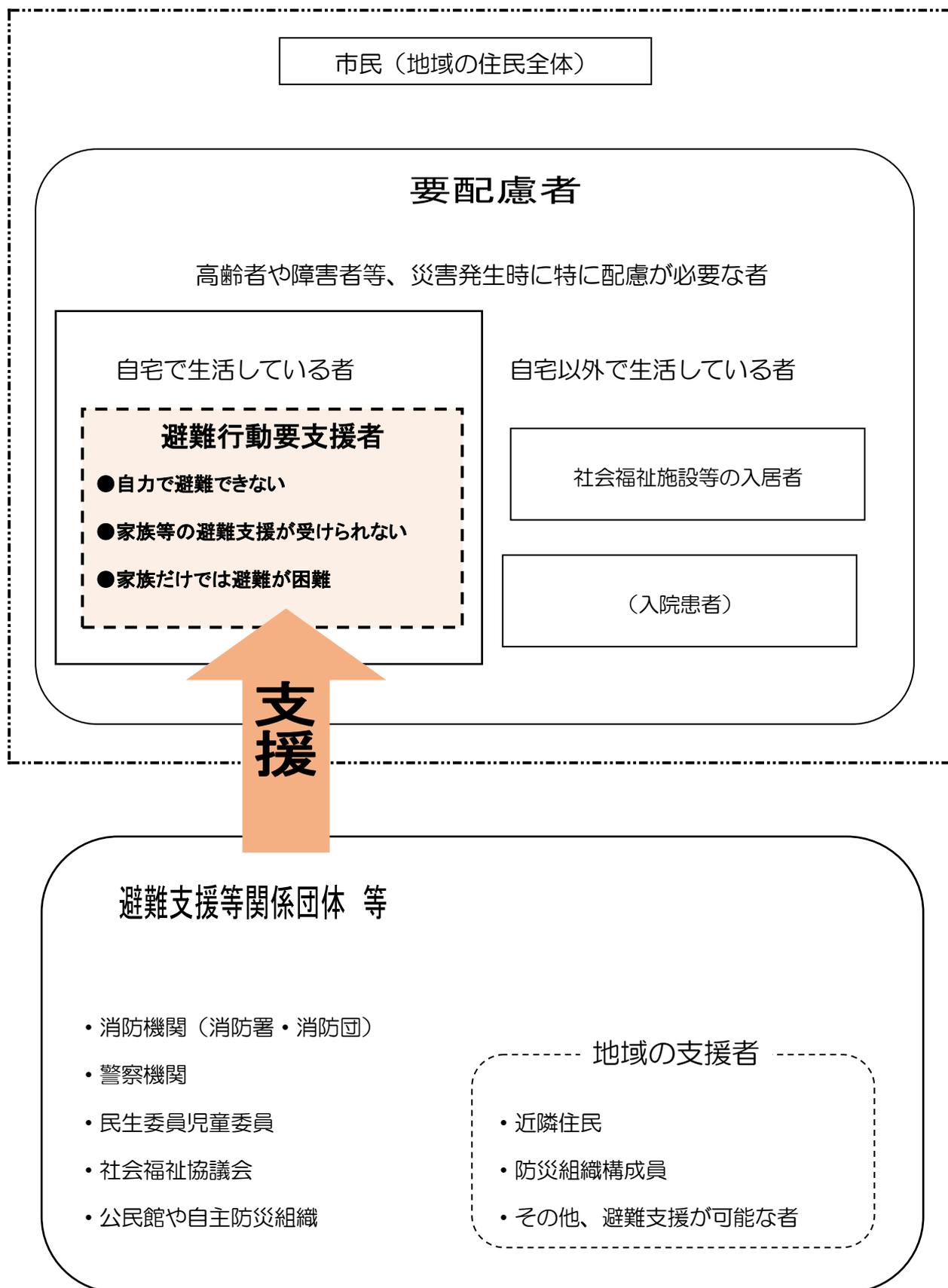
避難行動要支援者が避難するときに手助けする人。

あらかじめ地域内で役割分担を行うなど，調整や協議が必要で，個別支援計画を作成する際に記入する。

【個別支援計画】

避難行動要支援者登録台帳に記載されている人で，要配慮者制度により登録した避難行動要支援者の個人情報に加え，地域避難支援者の割当，避難場所，携行医薬品，情報伝達，及び留意事項など，避難行動とその支援に必要な事項を記載した計画。

イメージ図



●市町村から発令される避難情報には、以下のものがあります●

～必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください～

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合

**避難準備・
高齢者等避難開始**

- ◆いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- ◆避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

- ◆避難場所へ避難をしましょう。また、地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

**避難指示
（緊急）**

□まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。

外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

（資料：内閣府HPより）

(様式1)

(表)

避難行動要支援者申請書

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--------|--|--|------|------|--|-----|--|--|
| | | | | | | | | | | No. | | |
| フリガナ 氏名 | | | | 性別 | | | 生年月日 | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | | | | | | |
| 電話 | | | | 携帯 | | | | 血液型 | | | | |
| FAX | | | | E-Mail | | | | | | | | |
| 世帯区分 | | | | 地区名称 | | | | | | | | |
| 身体区分 | | | | 自治会 | | | | 医療保険 | | | | |
| 民生委員 | | | | 防災組織 | | | | 見守区分 | | | | |
| 福祉専門員 | | | | 担当課 | | | | 緊急通報 | | | | |
| 対象要件 | <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | | | | | |
| 拡張項目 | <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 視聴覚障害者 <input type="checkbox"/> 車椅子使用 | | | | | | | | | | | |
| 【特記事項】 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|------|--|----|--|-----|--|-----|--|
| 身体障がい | 手帳番号 | | 等級 | | 交付日 | | 喪失日 | |
| 知的障がい | 手帳番号 | | 程度 | | 交付日 | | 喪失日 | |
| 精神障がい | 手帳番号 | | 等級 | | 交付日 | | 喪失日 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--------|--|--|--|--------|--|--|--|
| 居宅介護 支援事業所 | | | | 電話 | | | | ケアマネ | | | |
| 要介護度 | | | | 認知症自立度 | | | | 被保険者番号 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------|---|--|----|--|----|--|------|--|----|--|
| 世帯 構成 | ① | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 携帯 | |
| | ② | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 携帯 | |
| | ③ | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 携帯 | |
| | ④ | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 携帯 | |
| | ⑤ | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 携帯 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|--|----|--|----|--|--------|--|--------|--|----|--|
| 緊急時 の 連絡 先 | ① | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | |
| | | | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | |
| | | | | | | | | | FAX | | | |
| | ② | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | |
| | | | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | |
| | ③ | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | |
| | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | | | |
| | | | | | | | FAX | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|----|----|----|----|------|------|--------|--------|----|----|--|
| 協力員・ 支援者 | 自治会 長 | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | |
| | | | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | |
| | | | | | | | | | FAX | | | |
| | 安否 連絡 者 | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | |
| | | | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | |
| | | | | | | | | FAX | | | | |
| | 避難時 補助 員 | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | |
| | | | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | |
| | | | | | | | FAX | | | | | |
| 誘導 補助 員 | | 続柄 | | 性別 | | 生年月日 | | 電話 | | | | |
| | | | | | | | | E-Mail | | 携帯 | | |
| | | | | | | | FAX | | | | | |

私は、枕崎市並びに関係部局が行う福祉活動や災害時の援護活動に役立てるため、また枕崎市や自主防災組織等が行う事前対策の検討や防災訓練、あるいは災害発生における支援のため、上記の記載する私の情報を用いることに同意します。

氏名 _____ (印)

代理人 _____ (印) 本人との関係

(裏)

避難行動要支援者申請書

| | | | | | | | |
|------------|--|----|----|-----|------|------|--|
| No. | | | | | | | |
| フリガナ 氏名 | | 性別 | 年齢 | 血液型 | 電話番号 | 携帯番号 | |
| 住所 | | | | | 地区名称 | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------|---|-------|--|------------------|--|-----|--|-----|--|
| かかりつけの医療機関 | ① | 医療機関名 | | 電話 | | 診療科 | | 担当医 | |
| | | 治療中疾患 | | 使用薬、用量 服用上の注意 | | | | | |
| | ② | 医療機関名 | | 電話 | | 診療科 | | 担当医 | |
| | | 治療中疾患 | | 使用薬、用量 服用上の注意 | | | | | |
| | ③ | 医療機関名 | | 電話 | | 診療科 | | 担当医 | |
| | | 治療中疾患 | | 使用薬、用量 服用上の注意 | | | | | |
| 避難時に必要とする支援の内容 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------|------|--|----|--|------|--|----|--|
| 避難場所 | 風水害時 | | 電話 | | 収容人数 | | 座標 | |
| | 震災時 | | 電話 | | 収容人数 | | 座標 | |
| | | | 電話 | | 収容人数 | | 座標 | |
| | | | 電話 | | 収容人数 | | 座標 | |
| | | | 電話 | | 収容人数 | | 座標 | |
| 避難時優先度 | | | | | | | | |

【情報伝達での留意事項】

【避難誘導時の留意事項】

【避難先での留意事項】

家屋図

避難経路図

5 気象観測に関する資料

5-1 雨量観測所

| 流域河川名 | 測候所名 | 位置 | 雨量計種別 | 管理者(所属) | 備考 |
|-------|---------|---------------|-------|------------|----|
| | 枕崎(気象) | 高見町310 | アメダス | 鹿児島地方気象台 | |
| | 東鹿籠(道路) | 東鹿籠字屋根内 | テレメータ | 鹿児島国道事務所 | |
| | 枕崎市 | 千代田町27 | テレメータ | 南薩地域振興局建設部 | |
| 砂防 | 別府 | 別府字永江迫12171-2 | テレメータ | 南薩地域振興局建設部 | |
| | | | | | |

5-2 水位観測所

| 河川名 | 観測所 | 位置 | 水位 | | | | 水位計種別 | 管理者(所属) | 備考 |
|-----|-------|------|----------|----------|------------|----------|-------|---------|-------|
| | | | 水防団待機(m) | はん濫注意(m) | 避難判断断水位(m) | はん濫危険(m) | | | |
| 花渡川 | 新神浦橋 | 桜山町 | 2.1 | 2.6 | 2.9 | 3.3 | テレメータ | 鹿児島県河川課 | |
| 〃 | 小川橋 | 桜木町 | 1.7 | 2.0 | | 2.7 | 普通 | 枕崎市 | T.P表示 |
| 中洲川 | 井ノ尻橋 | 桜山町 | | | | | 危機管理型 | 鹿児島県河川課 | |
| 馬追川 | 第二馬追橋 | 立神本町 | | | | | 危機管理型 | 鹿児島県河川課 | |
| 尻無川 | 園田橋 | 栄本町 | | | | | 危機管理型 | 鹿児島県河川課 | |

5-3 潮位観測所

| 漁港名等 | 観測所名 | 位置 | 観測方法 | 管理者(所属) | 備考 |
|-------|-------|------|-------------|------------|----|
| 枕崎漁港 | 枕崎検潮所 | 松之尾町 | 電波式及び水圧式センサ | 鹿児島地方気象台 | |
| 花渡川河口 | 枕崎 | 汐見町 | 超音波式 | 南薩地域振興局建設部 | IS |
| | | | | | |

5-4 水位周知河川及び水防警報河川

| 河川名 | 区 域 | | 延長(m) |
|-----|--------|---|-------|
| 花渡川 | 幹川 | 左岸：枕崎市田布川町911番1地先から海まで 右岸：枕崎市金山西町234番地先から海まで | 5,850 |
| | 支川・中洲川 | 枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで | 2,457 |

※ 花渡川は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして水位情報周知河川に指定されており、「はん濫注意水位を超える水位であって洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位」として避難判断を定め、この水位に達したとの通知を受けた場合は、これを一般に周知しなければならない。

5-5 氣象概況統計

| 年 | 平均 氣溫 ℃ | 最高 氣溫 ℃ | 最低 氣溫 ℃ | 平均 相對 濕度 % | 平均 風速 m/s | 最大 風速 m/s | 最大 瞬間 風速 m/s | 年間 日照時間 時間 | 年 降水量 mm | 最大 日降水量 mm | 起日 月/日 | 最大 1時間 降水量 mm | 起日 月/日 | 霧 日數 日 | 雪 日數 日 |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------------|----------------|------------------|-----------|------------------------|-----------|--------------|--------------|
| 54 | 17.7 | 32.9 | 0.4 | 76 | 4.0 | 22.4 | 39.6 | 2029.2 | 1772.0 | 131.5 | 10月18日 | 42.5 | 6月18日 | 1 | 3 |
| 55 | 17.4 | 32.2 | -2.7 | 76 | 4.0 | 25.6 | 45.2 | 1981.6 | 2902.0 | 132.5 | 5月15日 | 51.0 | 9月19日 | 0 | 9 |
| 56 | 17.2 | 33.9 | -3.6 | 74 | 4.0 | 16.5 | 28.0 | 2074.8 | 1722.5 | 89.0 | 3月13日 | 51.5 | 3月13日 | 2 | 5 |
| 57 | 17.4 | 32.5 | -1.6 | 75 | 3.8 | 19.0 | 38.8 | 2161.1 | 1974.0 | 168.5 | 8月26日 | 33.5 | 7月06日 | 0 | 4 |
| 58 | 17.7 | 35.7 | -2.5 | 77 | 3.9 | 17.9 | 29.0 | 2148.9 | 2800.5 | 163.0 | 6月12日 | 54.5 | 9月26日 | 2 | 6 |
| 59 | 17.4 | 33.5 | -2.2 | 75 | 3.8 | 17.3 | 35.1 | 2079.2 | 1516.5 | 108.5 | 7月30日 | 57.5 | 6月06日 | 0 | 15 |
| 60 | 18.0 | 33.5 | -2.2 | 76 | 4.2 | 25.4 | 56.4 | 2172.0 | 1905.0 | 136.5 | 9月28日 | 69.0 | 9月28日 | 0 | 8 |
| 61 | 17.4 | 33.6 | -2.0 | 74 | 3.9 | 13.4 | 26.3 | 1948.2 | 1895.0 | 180.5 | 9月06日 | 67.0 | 9月06日 | 0 | 9 |
| 62 | 18.1 | 32.8 | -0.8 | 75 | 4.0 | 21.9 | 37.1 | 1880.7 | 2138.0 | 149.5 | 10月24日 | 42.0 | 10月24日 | 0 | 7 |
| 63 | 17.7 | 32.8 | -0.6 | 74 | 3.8 | 16.3 | 28.0 | 1883.5 | 1857.5 | 118.5 | 8月18日 | 48.0 | 8月19日 | 0 | 4 |
| 1 | 18.0 | 32.4 | -0.6 | 76 | 3.9 | 23.3 | 43.6 | 1919.3 | 1865.5 | 274.0 | 7月28日 | 47.0 | 7月28日 | 0 | 1 |
| 2 | 18.6 | 34.1 | -1.3 | 75 | 4.0 | 18.7 | 35.2 | 2103.1 | 2594.0 | 178.5 | 6月08日 | 65.0 | 7月31日 | 0 | 2 |
| 3 | 18.3 | 33.6 | -1.5 | 76 | 3.9 | 27.1 | 49.9 | 1690.9 | 1909.5 | 117.0 | 6月15日 | 45.0 | 7月03日 | 0 | 3 |
| 4 | 18.0 | 34.1 | -0.2 | 74 | 3.8 | 33.0 | 57.0 | 1855.1 | 2034.5 | 104.0 | 6月15日 | 53.5 | 12月06日 | 0 | 1 |
| 5 | 17.6 | 32.5 | 0.4 | 75 | 4.0 | 29.2 | 55.6 | 1739.1 | 3711.0 | 316.0 | 7月07日 | 85.0 | 9月03日 | 0 | 1 |
| 6 | 18.5 | 34.7 | 0.4 | 72 | 4.1 | 21.1 | 44.7 | 2117.0 | 1673.5 | 149.5 | 4月20日 | 64.0 | 4月20日 | 2 | 3 |
| 7 | 17.5 | 34.0 | -0.6 | 74 | 4.1 | 24.7 | 39.8 | 1962.6 | 2124.5 | 141.0 | 4月22日 | 51.0 | 4月14日 | 欠測 | 欠測 |
| 8 | 17.8 | 34.1 | -3.3 | 74 | 4.2 | 33.5 | 55.2 | 1905.0 | 1971.0 | 214.0 | 7月18日 | 51.5 | 7月18日 | 0 | 3 |
| 9 | 18.2 | 34.3 | -1.5 | 74 | 4.2 | 24.5 | 49.0 | 2039.7 | 1785.0 | 230.5 | 9月16日 | 44.5 | 9月16日 | 1 | 0 |
| 10 | 19.2 | 33.7 | -0.9 | 76 | 3.9 | 20.2 | 37.7 | 1819.2 | 2355.0 | 268.5 | 4月24日 | 55.0 | 4月24日 | 0 | 1 |
| 11 | 18.2 | 32.4 | 0.2 | 74 | 4.4 | 29.9 | 51.4 | 1788.0 | 2618.5 | 149.0 | 8月16日 | 41.5 | 7月03日 | 0 | 3 |
| 12 | 18.2 | 33.3 | -1.7 | 73 | 4.2 | 16.0 | 31.2 | 1943.7 | 2475.0 | 232.5 | 6月25日 | 127.0 | 6月25日 | 0 | 3 |
| 13 | 18.3 | 34.7 | -1.8 | 72 | 4.1 | 14.9 | 30.1 | 2004.0 | 2097.5 | 191.0 | 6月20日 | 52.5 | 9月06日 | 0 | 3 |
| 14 | 18.3 | 33.0 | 0.3 | 75 | 4.3 | 21.7 | 47.5 | 1924.5 | 2377.5 | 135.0 | 6月29日 | 48.0 | 6月29日 | 0 | 1 |
| 15 | 18.3 | 33.1 | -0.9 | 76 | 4.2 | 17.6 | 34.1 | 1904.1 | 2113.5 | 130.5 | 3月01日 | 87.5 | 3月01日 | 0 | 2 |
| 16 | 18.5 | 34.3 | -1.1 | 72 | 4.3 | 31.4 | 58.1 | 2116.5 | 2186.0 | 141.0 | 8月30日 | 47.0 | 7月10日 | 1 | 7 |
| 17 | 17.7 | 33.6 | -0.1 | 71 | 4.2 | 21.4 | 48.3 | 1918.8 | 2311.5 | 161.5 | 8月20日 | 53.0 | 5月05日 | 7 | 8 |
| 18 | 18.5 | 35.2 | -0.6 | 71 | 4.1 | 25.0 | 41.9 | 1858.7 | 1818.5 | 111.5 | 6月15日 | 36.0 | 7月03日 | 1 | 10 |
| 19 | 18.7 | 34.8 | -0.6 | 70 | 4.2 | 22.0 | 49.9 | 2057.5 | 2593.5 | 346.5 | 7月03日 | 66.5 | 7月03日 | 0 | 1 |
| 20 | 18.0 | 35.0 | -1.1 | 71 | 3.9 | 15.9 | 25.2 | 1938.7 | 2412.0 | 193.0 | 9月15日 | 71.5 | 11月8日 | 0 | 1 |
| 21 | 18.2 | 34.3 | -0.4 | 70 | 4.0 | 15.1 | 23.2 | 1984.1 | 1654.5 | 153.0 | 3月22日 | 61.0 | 3月22日 | 0 | 3 |
| 22 | 18.4 | 34.4 | -0.7 | 71 | 4.3 | 14.6 | 26.5 | 1752.4 | 2776.0 | 115.5 | 7月9日 | 65.5 | 6月19日 | 0 | 4 |

| 年 | 平均 气温 ℃ | 最高 气温 ℃ | 最低 气温 ℃ | 平均 相对 湿度 % | 平均 风速 m/s | 最大 风速 m/s | 最大 瞬間 风速 m/s | 年間 日照時間 時間 | 年 降水量 mm | 最大 日降水量 mm | 起日 月/日 | 最大 1時間 降水量 mm | 起日 月/日 | 霧 日数 日 | 雪 日数 日 |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------------|----------------|------------------|-----------|------------------------|-----------|--------------|--------------|
| 23 | 17.7 | 34.8 | -1.7 | 71 | 4.3 | 15.8 | 23.9 | 1774.5 | 1841.5 | 104.0 | 6月21日 | 48.5 | 6月21日 | 5 | 9 |
| 24 | 17.7 | 33.6 | -1.8 | 72 | 4.4 | 21.1 | 31.7 | 1750.6 | 2703.5 | 211.5 | 6月21日 | 62.0 | 6月15日 | 0 | 10 |
| 25 | 18.3 | 35.2 | -0.8 | 72 | 4.3 | 18.5 | 28.5 | 2150.6 | 1705.0 | 109.5 | 6月25日 | 38.5 | 9月03日 | 0 | 0 |
| 26 | 17.9 | 34.0 | -0.7 | 75 | 4.2 | 22.0 | 31.6 | 1832 | 2419.5 | 237.0 | 6月21日 | 56.5 | 6月21日 | 2 | 1 |
| 27 | 18.4 | 33.8 | 0.5 | 78 | 4.0 | 32.2 | 45.9 | 1711.2 | 3897.5 | 184.0 | 6月25日 | 72.5 | 7月22日 | 2 | 12 |
| 28 | 19.1 | 36.7 | -3.3 | 79 | 4.0 | 30.3 | 44.5 | 1922.3 | 2982.0 | 142.5 | 9月19日 | 115.0 | 9月20日 | 2 | 17 |
| 29 | 18.1 | 34.3 | -1.6 | 77 | 4.0 | 20.0 | 32.7 | 1979.6 | 2132.5 | 107.5 | 8月21日 | 42.5 | 8月21日 | 1 | 13 |
| 30 | 18.4 | 34.4 | -1.6 | 78 | 4.2 | 25.2 | 39.8 | 1994.8 | 2302.0 | 177.0 | 9月30日 | 63.5 | 9月30日 | 5 | 13 |
| 1 | 18.9 | 34.7 | -0.5 | 78 | 4.1 | 19.8 | 28.6 | 1959.2 | 2024.0 | 200.5 | 7月03日 | 55.0 | 7月21日 | 0 | 7 |
| 2 | 18.6 | 36.9 | -0.1 | 78 | 4.1 | 30.2 | 45.9 | 1984.4 | 3061.0 | 156.0 | 9月11日 | 124.5 | 9月12日 | 1 | 2 |

6 通信に関する資料

6-1 防災行政無線の整備状況

| 設置場所 | 所在地 | 電話 | 局種 | 電波型式 | 目的 |
|-------|--------|--------------|-----|------------|-------|
| 枕崎市役所 | 千代田町27 | 0993-72-1111 | 固定局 | 7 K10G 1 E | 防災行政用 |

6-2 同報無線設置箇所

(1) 屋外拡声器設置地区

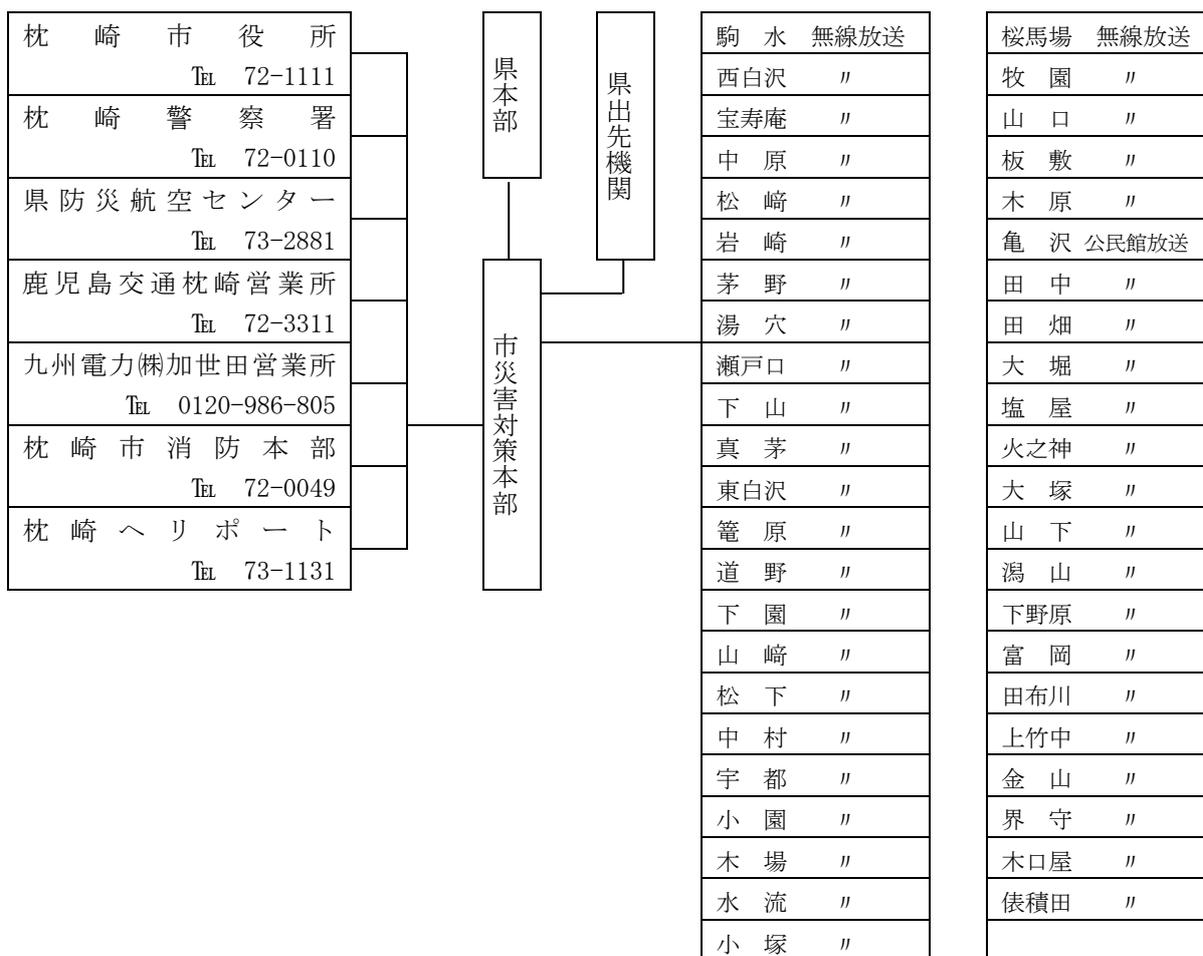
| | 名称 | 設置場所 | | 名称 | 設置場所 |
|----|-------|------------------|----|------|------------|
| | 親局 | 枕崎市役所 | 25 | 松下 | 松下公民館 |
| 1 | 若葉町 | 若葉第2公園 | 26 | 山口 | 山口公民館 |
| 2 | 平田潟 | 水防倉庫 | 27 | 道野 | 道野公民館 |
| 3 | 松之尾 | 松之尾公園 | 28 | 上竹中 | 県道坊津久木野線沿 |
| 4 | 枕崎港 | 水産センター | 29 | 金山 | 旧金山小学校 |
| 5 | 台場公園 | 台場公園 | 30 | 田布川 | 金山地区防災資材倉庫 |
| 6 | 泉町 | 泉町公民館 | 31 | 木口屋 | 木口屋公民館 |
| 7 | 木原 | 木原公民館 | 32 | 板敷海岸 | 水産高校グラウンド |
| 8 | 美初 | 市道美初線沿 | 33 | 水尻海岸 | 水尻公園 |
| 9 | 岩戸 | 岩戸倉庫(旧千歳寮跡) | 34 | 西白沢 | 西白沢公民館 |
| 10 | 火之神公園 | 火之神公園 | 35 | 東白沢 | 東白沢公民館 |
| 11 | 火之神住宅 | 火之神集会所 | 36 | 板敷 | 板敷公民館 |
| 12 | 塩屋 | 田畑ポンプ場 | 37 | 俵積田 | 俵積田公民館 |
| 13 | 大堀 | 大堀消防分団車庫 | 38 | 中原 | 中原公民館 |
| 14 | 大塚 | 大塚公民館 | 39 | 山崎 | 山崎公民館 |
| 15 | 下野原 | 下野原公民館 | 40 | 真茅 | 真茅公民館 |
| 16 | 潟山 | 枕崎市立総合体育館 | 41 | 駒水 | 駒水公民館 |
| 17 | 岩崎 | 岩崎公民館 | 42 | 下山 | 下山公民館 |
| 18 | 木場 | 木場公民館 | 43 | 茅野 | 茅野神社北 |
| 19 | 妙見 | 妙見グラウンド | | | |
| 20 | 水流 | 水流公民館 | | | |
| 21 | 富岡 | 南方神社 | | | |
| 22 | 桜馬場 | 旧南さつま農協茶工場 | | | |
| 23 | 瀬戸口 | 旧南さつま農協鹿籠事業所駐車場跡 | | | |
| 24 | 宇都 | 宇都公民館 | | | |

6-3 通信施設の現況

ア 無線施設, 場所, 形式, 連絡先等一覧表

| 機 関 名 | 設 置 場 所 | 電波形式 | 周 波 数 | 通 信 相 手 | 備 考 |
|----------|---------------|------------|------------------------|-----------|-----|
| ぼうさい枕崎市 | 枕 崎 市 役 所 | 7 K10G 1 D | 65.58MHz | 市内防災無線局 | |
| しょうぼう枕崎 | 枕 崎 市 消 防 署 | 5 K80G 1 D | 274.14MHz 274.21MHz | 所属の移動局 | |
| 県ぼうさいヘリ1 | 枕 崎 ヘ リ ポ ー ト | F 3 E | 158.35MHz | 県防災ヘリコプター | |

放 送 施 設



6-4 報道機関一覧表

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | F A X |
|----------------------------------|---|--------------|--------------|
| N H K 鹿 児 島 放 送 局 | 鹿 児 島 市 本 港 新 町 4-6 | 099-805-7000 | 099-227-8114 |
| 南 日 本 新 聞 枕 崎 支 局 | 枕 崎 市 若 葉 町 164 | 0993-72-0245 | 0993-73-1930 |
| 読 売 新 聞 鹿 児 島 支 局 | 鹿 児 島 市 山 之 口 町 1-10-9F | 099-222-7370 | 099-805-3333 |
| 読 売 新 聞 指 宿 通 信 部 | 指 宿 市 十 二 町 96 | 0993-24-1245 | 0993-24-1246 |
| 毎 日 新 聞 鹿 児 島 支 局 | 鹿 児 島 市 西 千 石 町 1-32-501 | 099-223-7331 | 099-223-7332 |
| 西 日 本 新 聞 鹿 児 島 支 局 | 鹿 児 島 市 山 之 口 町 12-14-2F | 099-222-9255 | 099-222-9257 |
| 南 日 本 放 送 (M B C) | 鹿 児 島 市 高 麗 町 5-25 | 099-254-7111 | 099-259-0200 |
| 鹿 児 島 テ レ ビ (K T S) 指 宿 支 局 | 指 宿 市 東 方 7813-9 | 0993-22-4555 | 0993-22-4555 |
| 鹿 児 島 放 送 (K K B) | 鹿 児 島 市 与 次 郎 2-5-12 | 099-251-5111 | 099-258-6617 |
| 鹿 児 島 読 売 テ レ ビ (K Y T) | 鹿 児 島 市 与 次 郎 1-9-34 | 099-285-5575 | 099-285-5553 |
| 共 同 通 信 社 鹿 児 島 支 局 | 鹿 児 島 市 与 次 郎 1-9-33 (南 日 本 新 聞 社 内) | 099-256-1777 | 099-256-1766 |
| 時 事 通 信 社 鹿 児 島 支 局 | 鹿 児 島 市 名 山 町 1-3-42 鹿 児 島 ビ ル 4 F | 099-226-0565 | 099-226-0566 |

7 食料・水道等に関する資料

7-1 食料（主食米）の調達先

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------------|--------------|--------------|
| 九州農政局鹿児島県拠点消費・安全チーム | 鹿児島市小川町3-64 | 099-222-0121 |
| 鹿児島県農政部農産園芸課 | 鹿児島市鴨池新町10-1 | 099-286-2111 |

食料調達先（市災害時）

| 調 達 先 | 所 在 地 | 電 話 | 備 考 |
|-----------------------|------------|---------|-------------|
| 添 田 醸 造 店 | 枕崎市西本町73 | 72-0140 | 米穀，調味料，食糧品 |
| 町 頭 商 店 | 枕崎市松之尾町20 | 72-1251 | 野菜，調味料，食糧品 |
| 枕 崎 青 果 協 同 組 合 | 枕崎市松之尾町29 | 72-2255 | 野菜，調味料，食糧品 |
| 南さつま農業協同組合枕崎支所 | 枕崎市寿町475 | 72-3111 | 米穀，調味料，食糧品 |
| A コ ー プ 立 神 店 | 枕崎市立神本町138 | 72-1210 | 米穀，調味料，食糧品 |
| A コ ー プ 木 原 店 | 枕崎市日之出町115 | 72-6500 | 米穀，調味料，食糧品 |
| A コ ー プ 別 府 店 | 枕崎市別府西町152 | 76-3211 | 米穀，調味料，食糧品 |
| タ イ ヨ ー 枕 崎 店 | 枕崎市東本町1 | 72-4111 | 米穀，調味料，食糧品 |
| (株) ニ シ ム タ | 枕崎市中央町400 | 73-2800 | 米穀，食糧品，飲料水 |
| NPO法人コメリハート & グリーン枕崎店 | 枕崎市板敷南町349 | 58-1051 | 飲料水（ペットボトル） |

7-2 水道施設の概要

| 名 称 | 計画給水人口 (人) | 1日最大給水量 (m ³) |
|------|------------|---------------------------|
| 水道事業 | 22,200 | 13,100 |

7-3 市内の指定給水装置工事事業者

令和4年4月1日現在

| 指定工事事業者 | 所在地 | 電話 | 備考 |
|-------------|------------|--------------|----|
| 株式会社 井上工業 | 枕崎市栄本町7 | 0993-72-2749 | |
| 有限会社 萩原工業所 | 枕崎市栄中町639 | 0993-72-2400 | |
| 白沢水道工事店 | 枕崎市白沢東町625 | 0993-73-2696 | |
| 有限会社 有園水道工業 | 枕崎市金山町10 | 0993-72-4129 | |
| 長野建設株式会社 | 枕崎市住吉町20 | 0993-72-1345 | |
| 有限会社 イマキイレ | 枕崎市岩崎町488 | 0993-72-3245 | |
| 有限会社 白松水道土木 | 枕崎市宮前町81 | 0993-72-8500 | |
| 森建設株式会社 | 枕崎市瀬戸町34 | 0993-72-1070 | |
| 株式会社 今給黎建設 | 枕崎市鹿籠麓町158 | 0993-72-6111 | |
| 株式会社 板敷組 | 枕崎市板敷本町95 | 0993-76-2025 | |
| 有限会社 香建設 | 枕崎市清水町168 | 0993-58-1078 | |
| コマキ住販 | 枕崎市塩屋北町225 | 0993-72-2539 | |
| 有限会社 鹿島組 | 枕崎市桜山町582 | 0993-72-1661 | |
| 畠野工務店 | 枕崎市寿町740 | 0993-72-8958 | |
| 山下住設 | 枕崎市田布川町869 | 0993-72-8396 | |
| リショウ | 枕崎市鹿籠麓町328 | 0993-72-9624 | |
| 鮫島設備 | 枕崎市大塚南町263 | 0993-72-5265 | |
| 田之尻設備 | 枕崎市岩戸町452 | 0993-73-2792 | |

7-4 災害救助米穀の引渡要請書

【別紙2】

令和 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

枕崎市長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

| 引渡希望数量 (kg) | 引渡場所 | 引渡方法 | 備考 |
|-------------|------|------|----|
| | | | |

8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1 消防機関

| 署及び分団 | 人員 | 消防ポンプ自動車 | 屈折はしご付消防自動車 | 指揮広報車 | 救急車 | 救助工作車 | 小型ポンプ積載車 | 隊員輸送車 | 小型ポンプ | 小型動力ポンプ付水槽車 | 消火栓 | 水槽40t以上 |
|----------------|-----|----------|-------------|-------|-----|-------|----------|-------|-------|-------------|-----|---------|
| 消防団本部 | 14 | 1 | | 1 | | | 1 | | | | | |
| 中央分団 | 28 | 1 | | | | | | | | | 132 | 8 |
| 木原分団 | 21 | 1 | | | | | | | | | 26 | 6 |
| 立神分団 | 43 | 1 | | | | | 3 | | 3 | | 67 | 19 |
| 桜山分団 | 43 | 1 | | | | | 3 | | 3 | | 99 | 30 |
| 金山分団 | 35 | 1 | | | | | 2 | | 2 | | 13 | 11 |
| 別府北分団 | 38 | 1 | | | | | 4 | | 4 | | 6 | 23 |
| 別府南分団 | 38 | 1 | | | | | 4 | | 4 | | 52 | 25 |
| 消防本部 枕崎市消防署 | 42 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | | 1 | | |
| 計 | 302 | 10 | 1 | 2 | 3 | 1 | 17 | 1 | 16 | 1 | 395 | 122 |

8-2 救助器具

枕崎市消防署

| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
|---------------|----|-----------|----|
| かぎ付きはしご | 4 | 空気呼吸器 | 17 |
| 金属製折りたたみはしご | 1 | 酸素呼吸器 | 5 |
| 救命索発射銃 | 1 | 防塵マスク | 5 |
| 空気式救助マット | 1 | 送排風機 | 1 |
| 平担架 | 3 | 帯電手袋 | 13 |
| 三連梯子 | 3 | 帯電衣 | 2 |
| 空気式救助マット | 1 | 帯電ズボン | 2 |
| サバイバースリング | 3 | 帯電長靴 | 5 |
| 油圧ジャッキ | 2 | 防塵メガネ | 5 |
| ガス溶断器 | 1 | 携帯警報機 | 11 |
| 鉄線カッター | 5 | 防毒マスク | 2 |
| 大型油圧切断機 | 1 | 化学防護服 | 20 |
| エンジンカッター | 1 | 陽圧式化学防護服 | 2 |
| チェーンソー | 1 | 潜水器具 | 6 |
| 空気鋸 | 1 | 救命ボート・船外機 | 1 |
| 空気切断機 | 1 | バスケット型担架 | 2 |
| 携帯用コンクリート破壊器具 | 1 | 携帯灯光器 | 5 |
| 複合ガス検知器 | 1 | 携帯拡声器 | 5 |
| 車輛移動器具 | 1 | 緩降機 | 1 |

枕崎警察署

| 品名 | 数量 |
|-----------|----|
| ロープ 100m | 3 |
| 携帯投光機 | 2 |
| 発電機 | 3 |
| 救命胴衣 | 18 |
| 救命浮輪 | 5 |
| クリッパー | 1 |
| チェーンソー | 1 |
| 拡声器(携帯用) | 3 |
| 警察無線(基地局) | 1 |
| “(移動局) | 4 |
| 携帯無線機 | 11 |

8-3 危険物貯蔵施設現況表（給油所）

| 事業所名 | 住所 | 電話 | 管理者 | 貯蔵数量 | 備考 |
|--------------------------|---------|---------|-------|---|----|
| 岩崎産業株式会社 | 東本町163 | 72-0179 | 岩崎芳太郎 | 第一 40,000ℓ 第二 20,000ℓ 第三・四 4,900ℓ | |
| 株式会社旭石油 | 折口町70 | 72-1321 | 市田博資 | 第一 25,000ℓ 第二 25,000ℓ 第四 1,500ℓ | |
| 株式会社増田石油 | 桜木町475 | 72-0204 | 森山忠文 | 第一 40,000ℓ 第二 20,000ℓ 第三 1,950ℓ | |
| 中原石油店 | 国見町317 | 76-2017 | 中原スエ子 | 第一 17,200ℓ 第二 11,400ℓ 第四 1,800ℓ | |
| 畑野石油有限会社 | 中央町375 | 72-0220 | 畑野京子 | 第一 30,800ℓ 第二 36,400ℓ 第三・四 3,800ℓ | |
| 南さつま農業協同組合 枕崎支所 枕崎給油所 | 寿町475 | 72-0182 | 山崎哲也 | 第一 14,000ℓ 第二 16,000ℓ 第四 2,700ℓ | |
| 南さつま農業協同組合 枕崎支所 別府給油所 | 別府西町152 | 76-2314 | 山崎哲也 | 第一 7,000ℓ 第二 3,600ℓ 第四 1,200ℓ | |
| 有限会社俵石油 | 別府西町432 | 76-2352 | 俵積田輝秋 | 第一 600ℓ 第二 600ℓ 第四 2,000ℓ | |
| 有限会社松崎石油 | 岩戸町470 | 72-7295 | 松崎裕一 | 第一 19,200ℓ 第二 19,400ℓ 第四 2,700ℓ | |
| 南さつま農業協同組合 枕崎支所 上手給油所 | 下松町646 | 76-2005 | 山崎哲也 | 第一 9,600ℓ 第二 9,600ℓ 第四 2,100ℓ | |
| 有限会社枕崎日石 | 寿町7 | 73-1255 | 俵積田輝秋 | 第一 19,200ℓ 第二 19,200ℓ 第三・四 4,600ℓ | |
| シゲタ石油 | 立神本町510 | 72-1662 | 重田雅美 | 第一 25,000ℓ 第二 20,000ℓ | |
| 有限会社イマキイレ | 岩崎町488 | 73-2420 | 今給黎政幸 | 第一 19,200ℓ 第二 28,800ℓ 第三・四 3,700ℓ | |
| 株式会社松屋金物本店 | 平田町228 | 72-2138 | 松野下清英 | 第一 40,000ℓ 第二 10,000ℓ | |
| 有限会社萩原工業所 | 栄中町639 | 72-2400 | 萩原洋 | 第一 15,000ℓ 第二 10,000ℓ | |

9 水防に関する資料

9-1 重要水防箇所指定基準（知事管理区間）

| 区分 | 種別 | 基準 |
|----|---------------|---|
| A | 堤防高 (流下能力) | 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 |
| B | 堤防断面 | 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足している箇所。 |
| C | 漏水 | 漏水の履歴があるが、その対策が未実施又は暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び停滞の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所 で、所要の対策が未施工の箇所。 |
| D | 水衝・洗掘 | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているか又は深堀れにならない程度に洗掘されているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。 |
| E | 法崩・すべり | 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策は未施工又は暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所 で、所要の対策が未施工の箇所。 |
| F | 工作物 | 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所又は計画高水流量規模の洪水の推移との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 |
| G | 新堤防 | 新堤防で築造後3年以内の箇所。 |
| H | 破堤跡・旧川跡 | 破堤跡又は旧川跡の箇所。 |
| I | 工事施工 | 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。 |
| J | 浸水実績 | 過去に浸水の実績があり、未改修の箇所。 |

（県水防計画より：平成29年3月3日制定）

9-2 重要水防箇所

| 番号 | 水系名 又は海岸名 | 河川名 又は海岸名 | 左右岸の別 | 水防管理団体名 | 区間 | 延長 (m) | 指定理由 | 築堤・掘込 | 予想される危険 | 水防工法 |
|----|--------------|--------------|-------|---------|-----------------------|-----------|------|-------|-----------|--------------|
| 1 | 花渡川 | 花渡川 | 左 | 枕崎市 | 中洲川合流点～権現橋 | 700 | C | 築堤 | 盆水 | 月の輪工 積土俵工 |
| | | | | | | | | | | |
| 2 | 花渡川 | 花渡川 | 右 | 枕崎市 | 中洲川合流点～権現橋 | 700 | C | 築堤 | 盆水 | 月の輪工 積土俵工 |
| | | | | | | | | | | |
| 3 | 中洲川 | 中洲川 | 左 | 枕崎市 | 第2中洲橋～花渡川合流点 | 50 | C | 築堤 | 盆水 | 月の輪工 積土俵工 |
| | | | | | | | | | | |
| 4 | 薩摩 沿岸 | 枕崎漁 港海岸 | | 枕崎市 | 花渡川右岸より南へ1,700m | 3,000 | | | 越波, 破堤 | 積土俵工 |
| | | | | | 枕崎漁港東防波堤より東へ1,300m岩戸下 | | | | | |

9-3 水防箇所等

| 番号 | 河川 海岸名 | 箇所 | 延長 (m) | 予想される 危険 | 予想される 被害の程度 | | 危険対象 雨量及び波高 | 備考 |
|----|------------|-------------------------------|-----------|----------------|----------------|------------|----------------|------------|
| | | | | | 耕地 (ha) | 住家数 (戸) | | |
| 1 | 花渡川 | 枕崎市鹿籠麓町（山下地区）から海に至る間 | 1,900 | 洪水による 浸水 | 20 | 100 | 300mm/日雨量 | 満潮時 |
| 2 | 中洲川 | 枕崎市妙見町（瀬戸口地区）から花渡川合流点に至る間 | 2,700 | 〃 | 85 | 120 | 〃 | 〃 |
| 3 | 馬追川 | 枕崎市立神本町地内 | 400 | 〃 | 4 | 50 | 60mm/h程度 | 〃 |
| 4 | 枕崎漁 港海岸 | 枕崎市尻無川から岩戸町下に至る間 | 800 | 高潮による 決壊・浸水 | 1.6 | 18 | 波高9m程度 | 標準 海面より |
| 5 | 神園川 | 枕崎市妙見町（籠原地区）より枕崎市折口町枕崎漁港内に至る間 | 1,700 | 洪水による 浸水 | 19 | 100 | 50mm/h程度 | |
| 6 | 宮前 排水路 | 枕崎市宮前町地内 | 600 | 〃 | 4 | 20 | 〃 | |
| 7 | 牧園川 | 枕崎市大塚北町地内及び大塚中町地内 | 300 | 〃 | 1.8 | 20 | 〃 | |
| 8 | 栈敷川 | 枕崎市栈敷川全域 | 150 | 〃 | 2 | 50 | 〃 | |
| 9 | 泉町 排水路 | 枕崎市泉町地内 | 240 | 〃 | 2 | 30 | 〃 | |
| 10 | 深浦 排水路 | 枕崎市中央町地内 | 250 | 〃 | 2 | 10 | 〃 | |

9-4 交通途絶予想箇所

| 番号 | 路線名 | 河川名 | 予想される事態 | 同左区域 | 同延長 (m) | 代替路線名 | 備考 |
|----------|--------|-----|---------|----------|---------|-------|----|
| CK226-08 | 国道226号 | なし | 崩土 | 枕崎市別府 | 70 | なし | A |
| CK270-01 | 国道270号 | 花渡川 | 冠水 | 枕崎市湯穴～金山 | 500 | なし | A |

参考 ABCは次の区分による。

- A 交通量1日1,000台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の路線及び河川の重要水防区域に関する箇所、主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線
- B 主要地に通じる緊急交通を確保する路線、交通量1日500台以上
- C A, B以外の路線

10 医療・衛生に関する資料

10-1 医療関係

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 診療科目 |
|----------------------------|------------------|--------------|--|
| 有山内科医院 | 枕崎市鹿籠麓町33 | 0993-72-5811 | 内科, 循環器科 |
| 社会医療法人慈生会 ウェルフェア九州病院 | 枕崎市白沢北町191 | 0993-72-0055 | 内科, 心療内科, 精神科 |
| 医療法人二三和会 尾辻病院 | 枕崎市住吉町60 | 0993-72-5001 | 外科, 整形外科, 胃腸科, 麻酔科, リハビリテーション科 |
| 小原病院 | 枕崎市折口町109 | 0993-72-2226 | 外科, 内科, 整形外科, 脳神経外 科, 呼吸器外科, 麻酔科, 泌尿器, 肛門科, 婦人科, リハビリテーシ ョン科, 放射線科, 消化器内・外科, 循環器内・外科, 腎臓内科, 人工透 析内科, 神経内科, 糖尿病内科, |
| 神園ひふ科クリニック | 枕崎市千代田町22 | 0993-73-2121 | 皮膚科 |
| 茅野内科医院 | 枕崎市住吉町41 | 0993-72-1006 | 内科, 循環器科, 胃腸科, 小児科 |
| 久木田整形外科病院 | 枕崎市港町113 | 0993-72-3155 | 整形外科, リハビリテーション科 リウマチ科 |
| 国見内科医院 | 枕崎市折口町53 | 0993-72-0066 | 内科, 循環器科 |
| サザン・リージョン病院 | 枕崎市緑町220 | 0993-72-1351 | 外科, 内科, 消化器科, 胃腸外科, 循環器内科, 放射線科, 呼吸器内・ 外科, 肛門外科, 泌尿器科, リハビ リテーション科, 神経内科, 麻酔 科, 耳鼻咽喉科, 婦人科, 眼科, 歯 科, 脳神経外科, 整形外科, 人工透 析科, 糖尿病内科, 歯科口腔外科, 矯正歯科, 小児歯科 |
| 医療法人明星会 園田病院 | 枕崎市緑町219 | 0993-72-0165 | 眼科 |
| 医療法人厚生会 立神リハビリテーション温泉病院 | 枕崎市火之神町620 | 0993-72-7711 | 内科, リハビリテーション科 |
| 竹さこ病院 | 枕崎市汐見町9 | 0993-73-2610 | 産科, 婦人科, 内科 |
| にしだ泌尿器科 | 枕崎市高見町14-1 | 0993-73-5556 | 泌尿器科, 人工透析科 |
| 枕崎子どもクリニック | 枕崎市松之尾町15 | 0993-58-1085 | 小児科, アレルギー科 |
| 枕崎市立病院 | 枕崎市日之出町230 | 0993-72-0303 | 内科 |
| 松山医院 | 枕崎市住吉町119 | 0993-72-5050 | 耳鼻咽喉科, 気管食道科 アレルギー科 |
| 溝口クリニック | 枕崎市住吉町48 | 0993-73-5330 | 呼吸器科, 内科 |
| 医療法人ラフォーレ 森産婦人科 | 枕崎市西本町181 | 0993-72-2134 | 産婦人科 |
| 吉見医院 | 南さつま市坊津町久志2457 | 0993-68-0205 | 内科, 小児科, 整形外科 |
| 南さつま市立坊津病院 | 南さつま市坊津町泊19 | 0993-67-1141 | 内科, 整形外科, (歯科) |
| 田中ヘルスケア診療所 | 南九州市知覧町塩屋14632-7 | 0993-85-3967 | 内科, 放射線科 リハビリテーション科, 脳神経外科 |
| ちらんクリニック | 南九州市知覧町塩屋16023-1 | 0993-85-3988 | 内科, 外科, 整形外科, リハビリテーション科 |

10-2 公共下水道施設の概要

公共下水道事業

| 事業名称 | 全体区域面積(ha) | 区域内人口(人) | 管延長(km) |
|------------|------------|----------|---------|
| 枕崎市公共下水道事業 | 453.7 | 12,760 | 106.5 |

| 名称 | 位置 | 計画人口(人) | 1日の計画最大流入量(m ³) |
|---------------|--------------|---------|-----------------------------|
| 枕崎終末処理場 | 枕崎市桜木町435番地 | 12,400 | 6,900 |
| 松之尾污水中継ポンプ場 | 枕崎市松之尾町37番地3 | — | 3,500 |
| マンホールポンプ(8ヶ所) | 枕崎市内一円 | — | — |

10-3 廃棄物処理施設の概要

| | |
|----------|---|
| 名称 | 内鍋清掃センター |
| 所在地 | 枕崎市火之神岬町885番地 |
| ごみ焼却処理施設 | 焼却炉形式 : 流動床式焼却炉 施設規模 : 56.25 t/24h × 2基 (112.5 t/日) 処理対象 : 可燃ごみ |
| 粗大ごみ処理 | 施設規模 (破碎処理施設) : 20 t × 5 h (破碎前処理施設) : 10 t × 5 h |

| | |
|--------|---|
| 名称 | 知覧最終処分場 |
| 所在地 | 南九州市知覧町郡15237番地 |
| ごみ処理施設 | 埋立容量 : 1,430,000m ³ 浸出水処理能力 : 60m ³ /日 |

| | |
|--------|------------------|
| 名称 | アクアセンター万之瀬 |
| 所在地 | 南さつま市加世田村原3475番地 |
| し尿処理施設 | |

| | |
|--------|-------------|
| 名称 | 枕崎共同斎場 |
| 所在地 | 枕崎市若葉町286番地 |
| 火葬処理施設 | |

11 輸送に関する資料

11-1 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

| 名 称 | 所 在 地 | 設置(管理)者 | 連絡先 | 面積・その他 |
|---------|-------------|---------|--------------|--------|
| 片平山公園 | 枕崎市山手町174 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | 6,300 |
| 枕崎中学校校庭 | 枕崎市桜木町478 | 枕崎市長 | 0993-72-1235 | 10,742 |
| 枕崎ヘリポート | 枕崎市あけぼの町264 | 枕崎市長 | 0993-73-1131 | |
| 塩浜運動場 | 枕崎市岩崎町1 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | 15,000 |

県ドクターヘリが使用する場外離着陸場(ランデブーポイント) ドクターヘリ

| 名 称 | 所 在 地 | 設置(管理)者 | 連絡先 | 面積・その他 |
|---------|-------------|---------|--------------|--------|
| 枕崎ヘリポート | 枕崎市あけぼの町264 | 枕崎市長 | 0993-73-1131 | |
| 塩浜運動場 | 枕崎市岩崎町1 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | 15,000 |
| 瀬戸公園 | 枕崎市豊留町500 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | |
| 台場公園 | 枕崎市恵比須町235 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | |
| 片平山公園 | 枕崎市山手町174 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | |

県消防・防災ヘリコプター「さつま」が使用する場外離着陸場(ランデブーポイント)

| 名 称 | 所 在 地 | 設置(管理)者 | 連絡先 | 面積・その他 |
|-------|-------------|---------|--------------|--------|
| 塩浜運動場 | 枕崎市岩崎町1 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | 15,000 |
| 空港公園 | 枕崎市あけぼの町239 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | |
| 水尻公園 | 枕崎市白沢西町950 | 枕崎市長 | 0993-72-1111 | |

| | |
|--|-----|
| 災害応急対策用 | |
| 緊急通行車両事前届出書 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 鹿児島県公安委員会 殿 | |
| 申請者住所 (電 話) 氏 名 印 | |
| 番号標に標示 されている番号 (登録番号) | |
| 車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名） | |
| 使用 者 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| 出 発 地 | |
| (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠地の位置を管轄する警察署に提出してください。 | |
| 第A— 号 | |
| 災害応急対策用 | |
| 緊急通行車両事前届出済証 | |
| 上記のとおり事前届出を受けたことを証する。 | |
| 令和 年 月 日 | |
| 鹿児島県公安委員会 印 | |
| (注) | |
| 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所を含む。)、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 | |
| 2 届出内容に変更が生じ又は本届出証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 | |
| 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 | |
| (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 | |
| (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 | |
| (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 | |

11-3 災害輸送確保車両

| 所有者 | マイクロバス | トラック | 電話番号 |
|--------------|----------------|-----------|---------|
| 市役所 | 29人乗り 3台 | 軽2台, 普5台 | 72-1111 |
| 枕崎市漁協 | 29人乗り 1台 | 軽4台, 普10台 | 72-2111 |
| J A南さつま農協 | | 軽23台, 普6台 | 72-3111 |
| さつま流通サービス(株) | | 中3台, 大13台 | 72-2241 |
| 枕崎レンタカー | 29人乗り 2台 | | 72-1234 |
| 鹿児島観光バス(株) | 29人乗り 4台, 中型1台 | | 72-1133 |
| (有) さくら交通 | 29人乗り 2台, 大型3台 | | 73-1111 |

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

| 都道府県 | | 区 分 | | 被 害 | | 区 分 | | 被 害 | | 災 害 対 策 本 部 状 況 | 都 道 府 県 市 町 村 | | |
|-----------------------|----------|------------|---------|-------------|---------|-------------|-----------|---------------|---------------------|-----------------|---------------|-----------------|----|
| 災 害 名 ・ 報 告 番 号 | 災害名 | | 田 | 流失・埋没 | ha | 公 立 文 教 施 設 | 千円 | 農 林 水 産 業 施 設 | 千円 | | | 災 害 対 策 本 部 状 況 | 計 |
| | 第 報 | (月 日 時現在) | | 冠 水 | ha | 公 共 土 木 施 設 | 千円 | | そ の 他 の 公 共 施 設 | 千円 | | | |
| 報 告 者 名 | | | | 畑 | 流失・埋没 | ha | 小 学 校 | 千円 | 公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 | 団 体 | 適 用 市 町 村 名 | | |
| | | | 冠 水 | | ha | 病 院 | 箇 所 | 道 路 | 箇 所 | 農 産 被 害 | | | |
| 区 分 | | 被 害 | | 橋 り よ う | 箇 所 | そ の 他 | 林 産 被 害 | 千円 | 水 産 被 害 | 千円 | 商 工 被 害 | 千円 | |
| 人 的 被 害 | 死 者 | 人 | 河 川 | | 箇 所 | | 畜 産 被 害 | 千円 | | の | | そ の 他 | 千円 |
| | うち災害関連死者 | 人 | 港 湾 | 箇 所 | 砂 防 | 箇 所 | の | の | 千円 | | | | |
| 行 方 不 明 者 | 人 | 清 掃 施 設 | 箇 所 | 崖 く ず れ | 箇 所 | の | | | | の | 千円 | の | の |
| 負 傷 者 | 重 傷 | 人 | 鉄 道 不 通 | | 箇 所 | | 被 害 船 舶 隻 | 箇 所 | の | | | | |
| | 軽 傷 | 人 | 水 道 戸 | 箇 所 | 水 道 戸 | 箇 所 | の | の | | 千円 | の | の | の |
| 住 家 | 全 壊 | 棟 | の | 電 話 | 回 線 | の | | | の | | | | |
| | 半 壊 | 棟 | | 電 気 | 戸 | | ガ ス | 戸 | | の | の | 千円 | の |
| 被 害 | 一 部 破 損 | 棟 | の | ブ ロ ッ ク 塀 等 | 箇 所 | の | の | 千円 | の | | | | |
| | 床 上 浸 水 | 棟 | | り 災 世 帯 数 | 世 帯 | | | | | 電 話 | 回 線 | の | の |
| 害 | 床 下 浸 水 | 棟 | り 災 者 数 | 人 | ガ ス | 戸 | の | の | 千円 | の | の | | |
| | 非 住 家 | 公 共 建 物 | 棟 | 火 災 発 生 | 建 物 件 | ブ ロ ッ ク 塀 等 | | | | | | 箇 所 | の |
| そ の 他 | 棟 | そ の 他 件 | そ の 他 件 | そ の 他 件 | そ の 他 件 | そ の 他 件 | そ の 他 件 | の | の | の | の | の | |

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第1号様式 災害確定報告

| | | | | | | | |
|-------------------|--------------|---------|-----------|-------------|-------------|-------|----|
| 都道府県 | | | | 区 分 | | 被 害 | |
| 災害名 ・ 確定年月日 | | 月 日 時確定 | | そ の 他 | 田 | 流失・埋没 | ha |
| | | | | | 畑 | 流失・埋没 | ha |
| | | | | | | 冠 水 | ha |
| | | | | | | 冠 水 | ha |
| 報告者名 | | | | | 学 校 | 箇所 | |
| 区 分 | | 被 害 | | | 病 院 | 箇所 | |
| 人 的 被 害 | 死 者 | 人 | | | 道 路 | 箇所 | |
| | うち 災害関連死者 | 人 | | | 橋 り よ う | 箇所 | |
| | 行方不明者 | 人 | | | 河 川 | 箇所 | |
| | 負傷者 | | | | 港 湾 | 箇所 | |
| | 重 傷 | 人 | | 砂 防 | 箇所 | | |
| | 軽 傷 | 人 | | 清 掃 施 設 | 箇所 | | |
| 住 家 被 害 | 全 壊 | 棟 | | 他 | 崖 く ず れ | 箇所 | |
| | | 世帯 | | | 鉄 道 不 通 | 箇所 | |
| | | 人 | | | 被 害 船 舶 | 隻 | |
| | 半 壊 | 棟 | | | 水 道 | 戸 | |
| | | 世帯 | | | 電 話 | 回線 | |
| | | 人 | | | 電 気 | 戸 | |
| | 一 部 破 損 | 棟 | | | ガ ス | 戸 | |
| | | 世帯 | | | ブ ロ ッ ク 塀 等 | 箇所 | |
| | 床 上 浸 水 | 棟 | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | |
| 人 | | | | | | | |
| 床 下 浸 水 | 棟 | | り 災 世 帯 数 | 世帯 | | | |
| | 世帯 | | り 災 者 数 | 人 | | | |
| | 人 | | 建 物 | 件 | | | |
| 非 住 家 | 公 共 建 物 | 棟 | | 火 災 発 生 | 危 険 物 | 件 | |
| | そ の 他 | 棟 | | | そ の 他 | 件 | |

資料編12-1-2

| | | | | | |
|-----------------|-----------|-----|-------------------------|-------|-------|
| 区 分 | | 被 害 | 都 道 府 県 災 害 対 策 本 部 | 名 称 | |
| 公 立 文 教 施 設 | 千 円 | | | 設 置 | 月 日 時 |
| 農 林 水 産 業 施 設 | 千 円 | | | 解 散 | 月 日 時 |
| 公 共 土 木 施 設 | 千 円 | | | | |
| そ の 他 の 公 共 施 設 | 千 円 | | 災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 名 | | |
| 小 計 | 千 円 | | | | |
| 公共施設被害市町村数 | 団 体 | | | | |
| そ の 他 | 農 産 被 害 | 千 円 | 災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名 | 計 団 体 | |
| | 林 産 被 害 | 千 円 | | | |
| | 畜 産 被 害 | 千 円 | | | |
| | 水 産 被 害 | 千 円 | | | |
| | 商 工 被 害 | 千 円 | | | |
| | そ の 他 | 千 円 | | | |
| 被 害 総 額 | 千 円 | | 消 防 職 員 出 動 延 人 数 | 人 | |
| | | | 消 防 団 員 出 動 延 人 数 | 人 | |
| 備 考 | 災害発生場所 | | | | |
| | 災害発生年月日 | | | | |
| | 災害の概況 | | | | |
| | 消防機関の活動状況 | | | | |
| その他（避難指示等の状況） | | | | | |

12-2 避難者名簿

避難者名簿 (NO.)

| | | | |
|------|--|------|--------------|
| 避難所名 | | 開設日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| 担当者名 | | 閉鎖日時 | 令和 年 月 日 時 分 |

| No | 来所日時 | 帰宅日時 | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 年齢 | 性別 |
|----|-------|-------|----|----|-------|----|-----|
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |
| | 月 日 : | 月 日 : | | | 年 月 日 | | 男・女 |

資料編 12-2-1 (R3)

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、
昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平
成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情
第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

| 報告の種類 | 提出期限 | 様式 | 提出部数 |
|--------|-----------------|-------|------|
| 災害確定報告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 第1号様式 | 1部 |
| 災害中間年報 | 12月20日 | 第2号様式 | 1部 |
| 災害年報 | 4月30日 | 第3号様式 | 1部 |

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

改正

平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反对象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

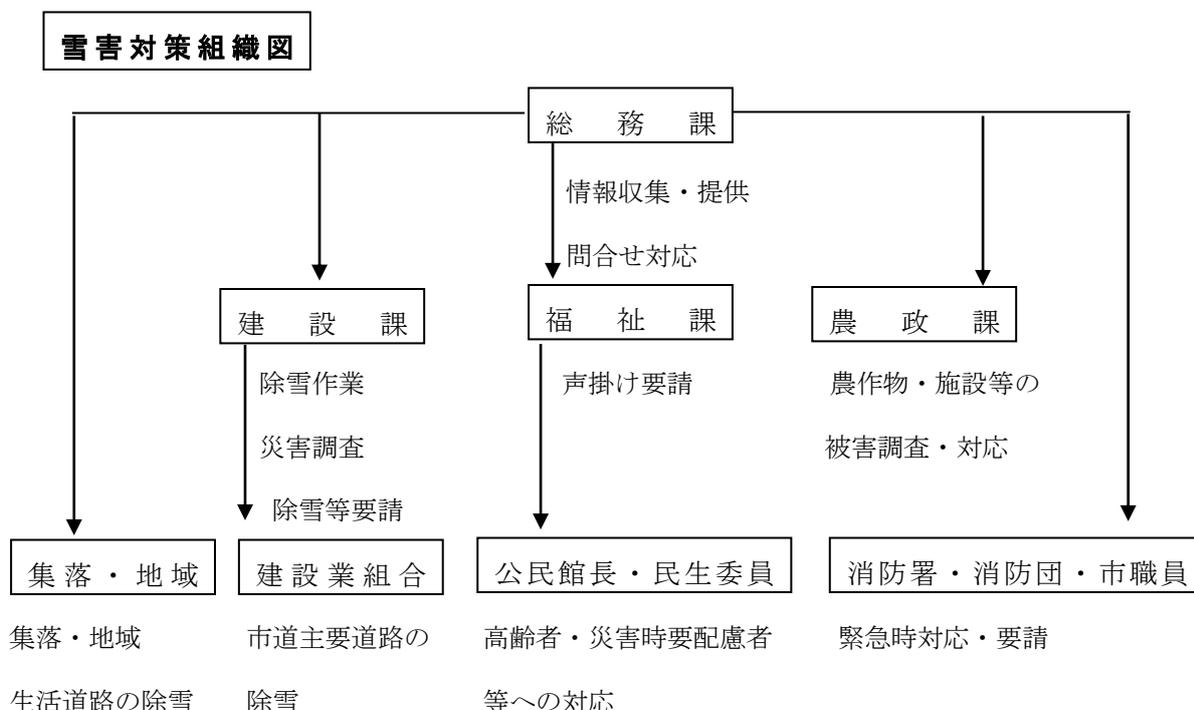
オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

【積雪時の対応】

- 市役所（総務課・建設課）
 - ・ 大雪警報が発令された場合、総務課職員は警戒体制をとる。また、積雪により市民の生命、身体及び財産に甚大な被害が予想される場合、警戒本部を設置する。
 - ・ 状況確認ができるよう公民館長・職員等と連絡体制を密にし、状況把握に努める。
 - ・ 建設課は、除雪対応及び建設業組合と連絡をとり、除雪等の要請をする。（幹線道路・国県道等）
- 地域対応（総務課・福祉課：公民館長・民生委員へ連絡）
 - ・ 集落等の生活道路の除雪については、地域対応（集落単位）で行う。
 - ・ 一人暮らし高齢者などの対応については、災害時要配慮者支援者又は民生委員への声掛けをする。
- 緊急時の対応
 - ・ 地域住民や一人暮らし高齢者などの対応が、困難な状況が発生した場合は、消防署・消防団・市職員の出動を要請し、除雪を実施する。



13-1 災害年表

気象災害年表

| 年月日 | 名称 | 災害種別 | 気象状況 | | | | 被害状況 | 備考 |
|---------------|---------|-----------|--------------|-------------|----------|---------------|---|-----------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 5. 7.17 | 台風 | 風水害 | hPa 941.3 | m/s 32.4 | m/s — | mm 79.3 | 死者1 負傷者1 家屋全半壊250 船舶全半壊52 農作物 112,495円 | |
| 昭 17. 8.27 | 台風 | 風水害 | 950.6 | 37.2 | — | 128.3 | 死者2 重軽傷者89 家屋全半壊940 船舶流失大破33 農作物 948,213円 被害総額 1,672,191円 | |
| 昭 20. 9.17 | 枕崎台風 | 風水害 高潮 | 916.6 | 40.0 | 62.7 | 127.5 | 死者16 負傷者71 家屋全半壊2,098 流失4 浸水14 船舶沈没4 大小破23 橋流失6 道路決壊15ヶ所 堤防決壊70m 農作物被害甚大 | |
| 昭 20.10.10 | 阿久根台風 | 風水害 | 972.6 | 29.5 | 51.6 | 228.1 | 家屋全半壊33 農作物被害甚大 | |
| 昭 23. 1.14 | | 突風 | 1,008.6 | 19.5 | — | 37.9 | 死者1 行方不明者13 船舶沈没4 | 出漁中の漁船の被害 |
| 昭 24. 6.20 | デラ台風 | 風水害 | 969.8 | 21.9 | — | 350.4 | 家屋全半壊29 浸水160 公共建物5 船舶大破21 道路決壊14ヶ所 堤防決壊7ヶ所 170m 田畑冠水流失埋没 366ha 被害総額 186,000,000円 | |
| 昭 24. 6.29 | 豪雨 | 水害 | 1,007.0 | — | — | ※4日間 310.3 | 死者1 負傷者1 家屋全半壊3 浸水92 道路決壊1ヶ所 200m 堤防決壊2ヶ所40m 農道決壊6ヶ所 130m | |
| 昭 24. 7.17 | フェイ台風 | 風水害 | 987.0 | 26.1 | — | 120.6 | 家屋全半壊12 | |
| 昭 24. 8.15 | ジュディス台風 | 風水害 | 980.0 | 27.7 | 35.6 | 344.6 | 家屋全半壊 536 船舶流失1 道路決壊26ヶ所 堤防決壊5ヶ所 80m 農作物 147ha | |
| 昭 25. 6.21～22 | 豪雨 | 水害 | 1,009.6 | 15.3 | 19.6 | 259.2 | 浸水家屋27 道路決壊4ヶ所 260m 堤防決壊4ヶ所80m 農道決壊流失16ヶ所 2,077m 農作物 978ha | |
| 昭 25. 7.19 | グレイス台風 | 風水害 | 987.9 | 24.2 | 39.7 | 188.4 | 負傷者2 家屋全半壊4 公共建物8 道路決壊2ヶ所 211m 堤防決壊2ヶ所 33m 農作物 1,718ha | |
| 昭 25. 7.27 | 熱低・豪雨 | 水害 | 985.1 | 18.0 | 22.6 | ※4日間 196.9 | 浸水家屋111 船舶小破1 道路決壊6ヶ所 119m 堤防決壊12ヶ所 211m 田畑冠水流失埋没86ha 被害総額 6,530,000円 | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | 被 害 状 況 | 備 考 | |
|---------------|----------|--------------|---------|------|------|---------------|---|-----|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | | | 降雨量 |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 25. 9.13 | ギジア台風 | 風 水 害 | 979.2 | 30.6 | 36.4 | 81.6 | 家屋全半壊53 公共建物12 船舶沈没1 道路流失2ヶ所42m 護岸堤防決壊9ヶ所 383m 農作物 151ha 被害総額38,270,000円 | |
| 昭 26. 7. 1 | ケイト台風 | 風 水 害 | 996.3 | 17.1 | 24.2 | 97.3 | 家屋全半壊14 浸水582 田畑冠水 153ha 農作物59.5ha | |
| 昭 26. 7.7～10 | 豪 雨 | 水 害 | 1,005.0 | 16.8 | 23.9 | ※4日間 453.0 | 家屋全半壊12 浸水282 公共建物2 道路流失27ヶ所 4,151m 護岸堤防決壊33ヶ所1,171m 田畑冠水247.7ha 農作物 2,086ha 被害総額94,160,000円 | |
| 昭 26. 7.17 | 豪 雨 | 水 害 | 1,006.9 | 12.9 | 19.0 | 113.3 | | |
| 昭 26. 8.19 | マーチ台風 | 風 水 害 | 992.0 | 23.8 | 33.5 | 18.7 | 家屋半壊2 護岸1ヶ所80m 田畑冠水流失埋没 282ha 被害総額 103,380,000円 | |
| 昭 26.10.14 | ルース台風 | 風 水 害 高 潮 | 945.0 | 42.5 | 60以上 | 59.6 | 死者行方不明者28 重軽傷者1,372 家屋全壊1,243 半壊2,786 流失641浸水676 船舶全壊85 破損175 港湾及護岸決壊 380m 田畑冠水60ha 農作物 2,349ha 被害総額 2,556,240,000円 | |
| 昭 27. 6. 8 | 豪 雨 | 水 害 | 997.2 | 11.0 | 14.8 | 234.7 | 家屋浸水40 公共建物1 橋道路流失23ヶ所 9,399m 堤防決壊18ヶ所 620m 農道流失8ヶ所 8,250m農作物 295ha 被害総額27,140,000円 | |
| 昭 28. 6. 7 | 台 風 2 号 | 風 水 害 | 994.5 | 26.7 | 31.9 | 55.5 | 道路決壊2ヶ所 25m 堤防決壊2ヶ所 215m 農作物 1,361ha 被害総額73,370,000円 | |
| 昭 29. 7.19～20 | 豪 雨 | 水 害 | 1,006.8 | 9.8 | 15.6 | 129.2 | 家屋全半壊2 橋道路流失決壊57ヶ所 2,433m 田畑冠水埋没266ha 農作物 125ha 被害総額19,880,000円 | |
| 昭 29. 8.17 | 台 風 5 号 | 風 水 害 | 960.3 | 35.6 | 43.5 | 159.9 | 家屋全半壊63 船舶大小破16 橋道路決壊20ヶ所 5,171m 護岸堤防決壊11ヶ所 494m 農作物 1,880ha 被害総額 155,300,000円 | |
| 昭 29. 9.12 | 台 風 12 号 | 風 水 害 | 959.4 | 21.1 | 31.5 | 123.4 | 道路流失3ヶ所 農作物 173ha 被害総額56,690,000円 | |
| 昭 29. 9.26 | 台 風 15 号 | 風 水 害 | 971.7 | 26.8 | 35.2 | 178.6 | 家屋全半壊5 公共建物8 道路流失5ヶ所 230m 堤防決壊2ヶ所 68m 田畑冠水 100ha 農作物 2,292ha 被害総額35,760,000円 | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | | 被 害 状 況 | 備 考 |
|---------------|----------|-------|---------|------|------|--------------|---|-----|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 30. 9.29 | 台 風 22 号 | 風 水 害 | 954.8 | 35.6 | 48.7 | 153.6 | 家屋全半壊23 農作物 2,013ha 被害総額 105,450,000円 | |
| 昭 31. 7. 4 | 豪 雨 | 水 害 | 1,006.5 | 13.9 | 16.3 | 147.8 | 家屋半壊1 浸水10 道路流失6ヶ所 900m 堤防決壊1ヶ所60m 田畑冠水流失埋没 235ha 被害総額 7,830,000円 | |
| 昭 31. 8.16 | 台 風 9 号 | 風 水 害 | 991.0 | 31.4 | 40.7 | 136.5 | 家屋全半壊8 公共建物1 船舶沈没1 大破2 護岸堤防決壊2ヶ所農作物 1,729ha 被害総額60,780,000円 | |
| 昭 31. 9. 9 | 台 風 12 号 | 風 水 害 | 989.6 | 33.4 | 41.3 | 115.7 | 家屋全半壊30 浸水16 護岸堤防決壊7ヶ所 農作物 2,042ha 被害総額 134,580,000円 | |
| 昭 32. 8.20 | 台 風 7 号 | 風 水 害 | 985.7 | 26.6 | 33.9 | 82.5 | 家屋全半壊25 公共建物22 治山決壊10ヶ所 被害総額36,550,000円 | |
| 昭 32. 9. 6 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 964.0 | 33.6 | 47.5 | 160.0 | 負傷者4 家屋全半壊96 護岸決壊3ヶ所 治山80ヶ所 農作物 1,305ha 被害総額77,570,000円 | |
| 昭 34. 8. 7 | 台 風 6 号 | 風 水 害 | 968.2 | 27.0 | 43.6 | 281.7 | 道路流失2ヶ所 堤防決壊4ヶ所 農作物68ha 被害総額33,150,000円 | |
| 昭 36. 8. 2 | 台 風 12 号 | 風 水 害 | 991.0 | 27.5 | 42.3 | 75.1 | 家屋全半壊13 農作物被害大 被害総額24,260,000円 | |
| 昭 36. 9.16 | 台 風 18 号 | 風 水 害 | 969.2 | 22.5 | 33.9 | 116.7 | 公共建物 護岸決壊 農作物 1,260ha 被害総額40,850,000円 | |
| 昭 38. 1.21~31 | 豪 雪 | 雪 害 | 1,011.0 | 19.2 | 28.6 | 積雪量 26 cm | 家屋一部破損 道路土砂流失 農作物被害大 被害総額71,030,000円 | |
| 昭 38. 8. 9 | 台 風 9 号 | 風 水 害 | 986.5 | 19.7 | 28.0 | 36.5 | 農作物被害大 被害総額19,480,000円 | |
| 昭 39. 8.1~2 | 台 風 11 号 | 風 水 害 | 981.5 | 26.3 | 47.4 | 77.9 | 家屋全半壊67 公共建物 農作物被害大 被害総額 180,350,000円 | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | | 被 害 状 況 | 備 考 |
|----------------|----------|-------|---------|------|------|---------------|---|----------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 39. 8.24 | 台 風 14 号 | 風 水 害 | 964.1 | 30.7 | 43.6 | 232.6 | 家屋全半壊46 公共建物 船舶沈没1 電気通信施設 412回線 農作物 144ha 被害総額 130,290,000円 | |
| 昭 39. 9.24 | 台 風 20 号 | 風 水 害 | 957.3 | 39.3 | 57.3 | 166.8 | 家屋全半壊113 公共建物 道路流失5ヶ所 堤防決壊2ヶ所 農作物 1,261ha 山林倒木多大 被害総額 181,320,000円 | |
| 昭 40. 8. 5 | 台 風 15 号 | 風 水 害 | 975.8 | 36.6 | 50.0 | 69.4 | 家屋全半壊43 公共建物 道路決壊10ヶ所 堤防決壊30ヶ所 鉄道不通7ヶ所 農作物 1,465ha 被害総額 125,000,000円 | |
| 昭 41. 7. 7~9 | 豪 雨 | 水 害 | 1,000.3 | 15.5 | 22.8 | ※3日間 298.1 | 道路決壊10ヶ所 農道決壊7ヶ所 農作物13,175,000円 被害総額14,039,000円 | |
| 昭 42. 5.5~7 | 豪 雨 | 水 害 | 1,004.5 | 12.5 | 18.6 | ※3日間 149.3 | 家屋浸水20 道路決壊11ヶ所 河川堤防決壊7ヶ所 農作物 4,964,000円 被害総額14,039,000円 | |
| 昭 43. 9.24 | 台 風 16 号 | 風 水 害 | 977.5 | 37.5 | 50.1 | 77.5 | 軽傷者4 住家全壊2 半壊23 非住家全壊46 半壊48 公共建物 7,550千円農業関係 597,000千円 鉱工業関係 600千円 土木関 係29,740千円水産関係 100千円 被害総額 690,102,000円 | 潮風による塩害大 |
| 昭 44. 6.29~7.7 | 大 雨 | 水 害 | 1,004.7 | 15.7 | 21.6 | ※9日間 406.0 | 住家一部破損1 床下浸水14 水道施設1 農業関係19,089千円土木関係15,495千円 被害総額34,592,500円 | |
| 昭 44. 8.21~22 | 台 風 9 号 | 風 害 | 964.5 | 37.0 | 53.2 | 91.5 | 重傷者1 軽傷者1 住家全壊3 半壊11 一部破損541 非住家全 壊50半壊41 一部破損388 通信施設8回線 農業関係156,973千 円 鉱工業関係 700千円 商業関係 465千円 土木関係 2,820千 円 被害総額209,665,000円 | |
| 昭 45. 5.2~3 | 豪 雨 | 水 害 | 1,011.4 | 13.5 | 17.5 | 220.0 | 住家一部破損1 浸水33 農業関係33,738千円 土木関係 2,160千円 被害総額35,974,000円 | |
| 昭 45. 8.13~14 | 台 風 9 号 | 風 水 害 | 987.9 | 25.7 | 35.7 | 136.0 | 住家一部破損5 非住家半壊1 一部破損8 電話施設87 公共建物 608千円 農業関係52,501千円 土木関係 1,310千円 被害総額54,556,000円 | |
| 昭 46. 2.3~5 | 豪 雪 | 雪 害 | 1,013.2 | 11.0 | 19.8 | 積雪量 23 cm | 船舶座礁1 農業関係11,762,000円 | |
| 昭 46. 2.22 | 豪 雨 | 水 害 | 1,008.6 | 11.0 | 13.8 | 159.0 | 住家床上浸水5 床下浸水157 鉄道不通1ヶ所 農業関係 420千円鉱工業関係70千円 土木関係 3,540千円 被害総額 4,090,000円 | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | 被 害 状 況 | 備 考 | |
|---------------|----------|-------|---------|-------|------|---------|--|-----|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | | | 降雨量 |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 46. 8.3～5 | 台 風 19 号 | 風 水 害 | 949.3 | 30.2 | 41.8 | 257.5 | 住家一部破損31 床下浸水48 非住家全壊1 一部破損9 公共建物 1,230千円 農業関係79,757千円 水産関係 2,080千円 土木関係 1,900千円 被害総額85,740,000円 | |
| 昭 46. 8.28～30 | 台 風 23 号 | 風 水 害 | 971.2 | 18.2 | 29.7 | 98.5 | 公共建物23千円 農業関係 5,361千円 土木関係 520千円 被害総額 5,904,000円 | |
| 昭 47. 6.12 | 九 州 大 雨 | 水 害 | | | | 83.5 | 死者1 土木関係 4,089千円 水道関係 580千円 被害総額 4,669,000円 | |
| 昭 47. 7.21 | 台 風 7 号 | 風 害 | 930.1 | 10～12 | 34.0 | 29.0 | 農業関係12,312千円 被害総額12,312,000円 | |
| 昭 47. 7.25 | 台 風 7 号 | 風 害 | 989.7 | 19.0 | 30.0 | 9.5 | 農業関係 1,240千円 水産関係 525千円 被害総額 1,765,000円 | |
| 昭 48. 7.31 | 大 雨 | 水 害 | | | | 123.0 | 住家一部損壊1戸 336,000円 土木関係 2,050,000円 被害総額 2,386,000円 | |
| 昭 49. 9. 8 | 台 風 18 号 | 風 害 | 985.9 | 28.8 | 40.1 | 41.0 | 住家一部損壊34戸221,000円 非住家一部損壊251,000円 農業関係 9,742,000円 その他 5,850,000円 | |
| 昭 50. 7.30 | 台 風 2 号 | 風 水 害 | 997.9 | 22.4 | 39.4 | 71.0 | 非住家一部破損25,000円 土木関係1,600,000円 農業関係36,245,000円 被害総額37,870,000円 | |
| 昭 51. 6.10 | 竜 卷 | 突 風 | — | — | 30.0 | 28.0 | 住家半壊1 住家一部破損20 公立文教施設 5,501千円 被害総額 7,393,000円 | |
| 昭 51. 6.24～25 | 集 中 豪 雨 | 水 害 | | | | 203.0 | 土木関係 119,220,000円 農林水産関係68,692,000円 その他 1,185,000円 被害総額 189,097,000円 | |
| 昭 51. 7.18 | 台 風 9 号 | 風 水 害 | 995.7 | 20.3 | 31.2 | 183.0 | 土木関係 4,160,000円 農林水産関係84,656,000円 その他30,000円 被害総額88,846,000円 | |
| 昭 51. 9.9～13 | 台 風 17 号 | 風 水 害 | 984.0 | 25.9 | 40.8 | 162.5 | 住家全壊1 80,000円 住家一部破損 2,854,000円 公共施設, 土木関係 4,845,000円 その他 1,367,000円農林水産 関係71,823,000円 被害総額80,969,000円 | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | | 被 害 状 況 | 備 考 |
|----------------|----------|---------------|---------|------|------|-------|--|----------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 52. 2.15～19 | 積 雪 | 雪害及び 凍 霜 害 | | | | | 農産被害 127,321,000円 被害総額 127,321,000円 | 積雪 7cm 最低気温 -4.4℃ |
| 昭 52. 3.4～5 | 積 雪 | 雪 害 | | | | | 農産被害 29,498,000円 被害総額 29,498,000円 | 積雪 9cm 最低気温 -0.2℃ |
| 昭 52. 7.10 | 大 雨 | 水 害 | | | | 162.5 | 土木関係 9,160,000円 被害総額 9,160,000円 | |
| 昭 52. 9.9～10 | 台 風 9 号 | 強風害及び 風 害 | 995.1 | 18.3 | 34.2 | 59.5 | 農産被害 6,615,000円 被害総額 6,615,000円 | |
| 昭 53. 2.16～18 | 積 雪 | 雪 害 | | | | | 農産被害 19,809,000円 被害総額 19,809,000円 | 積雪 5cm 最低気温 -1.5℃ |
| 昭 53. 6.22 | 大 雨 | 水 害 | | | | 150.0 | 土木関係 28,600,000円 被害総額 28,600,000円 | |
| 昭 53. 7.28～8.3 | 台 風 8 号 | 強 風 害 | 986.7 | 15.2 | 28.5 | 199.0 | 土木関係 14,900,000円 農産被害 11,648,000円 被害総額 26,548,000円 | |
| 昭 54.10.17～19 | 台 風 20 号 | 強 風 害 | 979.1 | 22.4 | 39.6 | 160.5 | 土木関係 23,700,000円 被害総額 23,700,000円 | |
| 昭 55. 5.14～16 | 大 雨 | 水 害 | | | | 141.0 | 土木関係 40,100,000円 被害総額 40,100,000円 | |
| 昭 55. 6.13 | 大 雨 | 水 害 | | | | 99.5 | 土木関係 29,000,000円 被害総額 29,000,000円 | |
| 昭 55. 7.27 | 大 雨 | 水 害 | | | | 116.0 | 土木関係 8,000,000円 被害総額 8,000,000円 | |
| 昭 55. 9.9～11 | 台 風 13 号 | 強 風 害 | 969.6 | 19.8 | 33.2 | 136.5 | 農産被害 8,367,000円 被害総額 8,367,000円 | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | | 被 害 状 況 | 備 考 |
|----------------|----------|--------------|---------|------|------|-------|--|-----------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平 均 | 瞬 間 | | | |
| 昭 55.10.13～14 | 台 風 19 号 | 強 風 害 | 978.3 | 25.6 | 45.2 | 114.0 | 被害総額 159,810,000円 | |
| 昭 56. 1.26～28 | 大 雪 | 雪 害 | | | | | 農産被害 84,549,000円 水道関係 1,000,000円 被害総額 85,549,000円 | 積雪 10cm 最低気温 -3.6℃ |
| 昭 56. 7.30～31 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 993.5 | 12.4 | 21.0 | 73.0 | 被害総額 3,100,000円 (土木関係) | |
| 昭 56. 8.29～9.3 | 台 風 18 号 | 水 害 塩 風 害 | 996.7 | 16.2 | 23.4 | 40.0 | 被害総額 6,693,000円 (農作物, 土木関係) | |
| 昭 56.11.1～2 | 強 風 | 強 風 害 | 1,004.6 | 16.5 | 28.0 | 51.0 | 被害総額 7,579,000円 (農業関係) | |
| 昭 57. 4.10 | 霜 | 凍 霜 害 | | 12.3 | 28.1 | | 被害総額 359,723,000円 (茶) | |
| 昭 57. 8.25～27 | 台 風 13 号 | 風 水 害 | 969.7 | 19.0 | 38.8 | 182.5 | 被害総額 24,883,000円 (農産, 土木関係) | |
| 昭 58. 4.14 | 大 雨 | 水 害 | | | | 102.0 | 被害総額 160,066,000円 (農産物) | |
| 昭 58. 6.12～13 | 大 雨 | 水 害 | | | | 165.5 | 被害総額 19,500,000円 (土木関係) | |
| 昭 58. 6.21 | 大 雨 | 水 害 | | | | 178.5 | 被害総額 7,173,000円 (農産物) | |
| 昭 58. 9.10 | 大 雨 | 水 害 | | | | 113.0 | 被害総額 51,700,000円 (土木関係) | |
| 昭 58. 9.25 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 994.1 | 17.9 | 29.0 | 111.0 | 被害総額 47,844,000円 (農産物) | |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | | 被 害 状 況 | 備 考 |
|------------------|----------|--------------|---------|------|------|-------|--------------------------------------|--------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 昭 59. 2.17 | 強 風 | 強 風 害 | | 7.9 | 25.0 | | 被害総額 55,215,000円 (園芸関係) | |
| 昭 59. 7.30 | 台 風 7 号 | 風 水 害 | 950.0 | 17.3 | 25.5 | 108.5 | 被害総額 16,511,000円 (農産物, 土木関係) | |
| 昭 59. 8.21 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 992.6 | 17.2 | 32.0 | 66.5 | 被害総額 14,549,000円 (農産物関係) | |
| 昭 60. 8.30 | 台 風 13 号 | 風 水 害 | 959.7 | 25.4 | 56.4 | 78.0 | 被害総額 400,200,000円 (住家, 農産物, 土木関係) | |
| 昭 60. 9.28 | 豪 雨・竜 巻 | 風 水 害 | 1,007.0 | 10.7 | 20.6 | 136.5 | 被害総額 123,798,000円 (住家, 農産物, 土木関係) | 10分間最大雨量 27.5mm |
| 昭 60.12.16~18 | 大 雪 | 雪 害 凍 霜 害 | | | | | 被害総額 76,179,000円 (農作物関係) | 積雪 7cm 最低気温 -2℃ |
| 昭 62. 5. 1 | 竜 巻 | 風 水 害 | | 11.1 | 20.8 | 136.5 | 被害総額 6,523,000円 (農作物, 住家関係) | |
| 昭 62. 8.30 | 台 風 12 号 | 風 水 害 | 993.7 | 21.9 | 37.1 | 2.5 | 被害総額 47,522,000円 (農作物関係) | |
| 平 元. 6.24 | 台 風 6 号 | 風 水 害 | 985.5 | 15.8 | 34.8 | 19.5 | 被害総額 15,513,000円 (農作物関係) | 1時間最大雨量 13.0mm |
| 平 元. 6.29 ~ 7. 1 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 118.0 | 被害総額 25,380,000円 (土木関係) | 1時間最大雨量 29.5mm |
| 平 元. 7.28 | 台 風 11 号 | 風 水 害 | 965.4 | 23.3 | 43.6 | 274.0 | 被害総額 354,481,000円 (農作物, 土木関係) | 1時間最大雨量 47.0mm |
| 平 元. 9.19 | 台 風 22 号 | 風 水 害 | 979.0 | 19.5 | 40.6 | 91.0 | 被害総額 44,029,000円 (農作物関係) | 1時間最大雨量 23.0mm |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | 降雨量 | 被 害 状 況 | 備 考 |
|-----------|----------|-------|---------|------|------|-------|--|-------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 平 2. 2.19 | 竜 卷 | 風 害 | | | | | 被害総額 1,226,131,000円 (住宅関係) [災害救助法適用] | 死者1 負傷者17 |
| 平 2. 6. 8 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 184.5 | 被害総額 278,689,000円 (農作物関係) | 1時間最大雨量 47.0mm |
| 平 2. 9.18 | 台 風 19 号 | 風 水 害 | 982.7 | 17.4 | 33.1 | 92.0 | 被害総額 29,907,000円 (土木関係) | |
| 平 2. 9.29 | 台 風 20 号 | 風 水 害 | 992.7 | 18.4 | 32.5 | 93.0 | 被害総額 4,050,000円 (農作物, 土木関係) | |
| 平 2.10. 7 | 台 風 21 号 | 風 水 害 | 986.0 | 18.7 | 35.2 | 151.5 | 被害総額 44,978,000円 (農作物関係) | |
| 平 3. 2.14 | 突 風 | 風 害 | | 19.3 | 33.3 | 48.0 | 被害総額 49,785,000円 (農作物関係) | |
| 平 3. 7.29 | 台 風 9 号 | 風 害 | 995.1 | 18.0 | 29.6 | 28.5 | 被害総額 29,194,000円 (農作物関係) | |
| 平 3. 9.14 | 台 風 17 号 | 風 害 | 995.4 | 22.0 | 40.8 | 55.5 | 被害総額 35,507,000円 (農作物関係) | |
| 平 3. 9.27 | 台 風 19 号 | 風 害 | 982.1 | 27.1 | 49.9 | 26.5 | 被害総額 346,573,000円 (家屋, 農林水産業施設, 農作物関係) | |
| 平 4. 6. 7 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 80.5 | 被害総額 15,930,000円 (土木関係) | 1時間最大雨量 35.5mm |
| 平 4. 8. 8 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 966.4 | 33.0 | 57.0 | 72.0 | 被害総額 784,653,000円 (家屋, 農作物関係) | |
| 平 5. 7. 7 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 405.5 | 被害総額 1,358,584,000円 (公共土木, 農作物関係) | 1時間最大雨量 61.0mm |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | 被害状況 | 備 考 | |
|----------------|----------|---------|---------|------|------|-------|--|----------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | | | 降雨量 |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 平 5. 7.31～8. 1 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 301.5 | 被害総額 135,188,000円 (公共土木, 農作物関係) | 1時間最大雨量 46.0mm |
| 平 5. 8. 9 | 台 風 7 号 | 風 水 害 | 976.6 | 25.5 | 45.9 | 91.5 | 被害総額 161,835,000円 (土木関係) | |
| 平 5. 9. 3 | 台 風 13 号 | 風 水 害 | 939.7 | 29.2 | 55.6 | 313.0 | 被害総額 1,396,555,000円 (公共土木, 農作物関係) | 1時間最大雨量 85.0mm |
| 平 6. 4.20 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 149.5 | 被害総額 117,590,000円 (農林水産業施設, 公共土木施設) | 1時間最大雨量 64.0mm |
| 平 7. 4.22 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 141.0 | 被害総額 193,608,000円 (公共土木施設関係) | 1時間最大雨量 34.0mm |
| 平 8. 2. 1～12 | 凍 霜 害 | 低 温 ・ 霜 | | | | | 被害総額 109,928,000円 (農作物関係) | 最低気温 -3.3℃ (2/11) |
| 平 8. 3.30 | 竜 巻 | 風 害 | | | 15.9 | 34.5 | 被害総額 13,407,000円 (農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 30.5mm |
| 平 8. 7.18 | 台 風 6 号 | 風 水 害 | 972.4 | 28.8 | 55.0 | 214.0 | 被害総額 478,977,000円 (農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 51.5mm |
| 平 8. 8.14 | 台 風 12 号 | 風 水 害 | 967.1 | 33.5 | 55.2 | 159.5 | 被害総額 439,876,000円 (農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 37.5mm |
| 平 9. 6.27 | 台 風 8 号 | 風 水 害 | 989.9 | 19.0 | 32.2 | 30.0 | 被害総額 135,986,000円 (公共土木・農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 13.0mm |
| 平 9. 9.14 | 台 風 19 号 | 風 水 害 | 962.0 | 24.5 | 49.0 | 230.5 | 被害総額 353,245,000円 (公共土木・農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 44.5mm |
| 平 10. 4.24 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 268.5 | 被害総額 61,580,000円 (公共土木・農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 55.0mm |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | 降雨量 | 被 害 状 況 | 備 考 |
|----------------|----------|-------|---------|------|------|-------|--|--------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 平 10.10.17 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 978.2 | 20.2 | 37.7 | 42.0 | 被害総額 18,700,000円 (公共土木・農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 9.5mm |
| 平 11. 7.26 | 台 風 5 号 | 風 水 害 | 980.0 | 18.9 | 42.1 | 123.5 | 被害総額 13,591,000円 (公共施設・農作物関係) | 1時間最大雨量 20.0mm |
| 平 11. 9.23 | 台 風 18 号 | 風 水 害 | 979.2 | 29.9 | 51.4 | 102.0 | 被害総額 232,169,000円 (公共土木・農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 14.5mm |
| 平 12. 6.25 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 232.5 | 住家床上浸水 48棟 床下浸水 161棟 被害総額 606,257,000円 (公共土木・農林水産業施設, 農作物関係) | 1時間最大雨量 127.0mm |
| 平 13. 2.17 | 霜 | 低温・霜 | | | | | 被害総額 109,946,000円 (農作物関係) | 最低気温-1.8℃ |
| 平 13. 6.19 ~21 | 大 雨 | 水 害 | | | | 246.0 | 被害総額 12,960,000円 (農林水産業施設) | 1時間最大雨量 41.0mm |
| 平 13. 9. 6 | 大 雨 | 水 害 | | | | 115.5 | 被害総額 2,700,000円 (農林水産業施設) | 1時間最大雨量 43.0mm |
| 平 14. 7.25 | 台 風 9 号 | 風 水 害 | 977.7 | 7.8 | 45.8 | 67.5 | 被害総額 17,111,000円 (農林水産業施設, 農産被害) | 1時間最大雨量 17.0mm |
| 平 14. 8.30 | 台 風 15 号 | 風 水 害 | 987.4 | 15.6 | 47.5 | 28.5 | 被害総額 16,418,000円 (その他の公共施設, 農産被害) | 1時間最大雨量 12.5mm |
| 平 15. 8. 8 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 972.9 | 17.6 | 34.1 | 77.0 | 被害総額 5,556,000円 (公立文教施設) | 1時間最大雨量 29.0mm |
| 平 16. 8. 29~30 | 台 風 16 号 | 風 水 害 | 950.7 | 24.6 | 58.1 | 229.5 | 被害総額 75,928,000円 (公立文教施設, 農林水産業施設等) | 1時間最大雨量 29.0mm |
| 平 16. 9. 6~ 7 | 台 風 18 号 | 風 水 害 | 976.3 | 27.6 | 48.5 | 64.0 | 被害総額 61,801,000円 (農林水産業施設, 農産被害等) | 1時間最大雨量 12.5mm |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | | 被 害 状 況 | 備 考 |
|----------------|----------|-------|---------|------|------|-------|--|-------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | 降雨量 | | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | |
| 平 16. 9. 28～29 | 台 風 21 号 | 風 水 害 | 974.4 | 31.4 | 51.4 | 49.5 | 被害総額 258,716,000円 (農林水産業施設, 農産被害等) | 1時間最大雨量 19.5mm |
| 平 16.10. 19～20 | 台 風 23 号 | 風 水 害 | 969.0 | 23.4 | 45.7 | 186.0 | 被害総額 45,560,000円 (その他の公共施設, 農産被害) | 1時間最大雨量 24.5mm |
| 平 17. 9. 6～7 | 台 風 14 号 | 風 水 害 | 949.1 | 21.4 | 48.3 | 281.0 | 被害総額 19,571,000円 (公立文教施設, 農林水産業施設等) | 1時間最大雨量 31.5mm |
| 平 18. 9. 17～18 | 台 風 13 号 | 風 水 害 | 985.5 | 25.0 | 41.9 | 31.0 | 被害総額 26,746,000円 (公共施設, 農産被害等) | 1時間最大雨量 31.0mm |
| 平 19. 6.27 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 151.0 | 被害総額 30,552,000円 (公共土木施設・農林水産業施設等) | 1時間最大雨量 47.0mm |
| 平 19. 7. 3 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 354.0 | 被害総額 146,568,000円 (公共土木施設・農林水産業施設等) 住家床上浸水 6棟 床下浸水 65棟 | 1時間最大雨量 65.5mm |
| 平 19. 7.11 | 豪 雨 | 水 害 | | | | 168.5 | 被害総額 15,030,000円 (土木関係) | 1時間最大雨量 57.0mm |
| 平 19. 7.13～14 | 台 風 4 号 | 風 水 害 | 953.2 | 22.0 | 49.9 | 110.0 | 被害総額 21,684,000円 (農産被害ほか) | 1時間最大雨量 41.0mm |
| 平 20. 4. 9 | 竜 卷 | 風 害 | | | | | 被害総額 9,676,000円 (農業用施設ほか) | |
| 平 22.12.31 | 積 雪 | 雪 害 | 953.2 | 22.0 | 49.9 | 110.0 | 被害総額 109,655,000円 (農業用施設・農産物被害, 家屋一部損壊) | |
| 平 23. 1.16 | 積 雪 | 雪 害 | | | | | 被害総額 42,669,000円 (農作物被害) | |
| 平 23. 1.31 | 積 雪 | 雪 害 | | | | | 被害総額 5,996,000円 (農産物被害) | |
| 平 26. 7.10 | 台 風 8 号 | 風 水 害 | 983.0 | 18.4 | 28.3 | 124.0 | 被害総額 6,130,000円 (農作物被害・公共施設) | 1時間最大雨量 19.0mm |

気 象 災 害 年 表

| 年月日 | 名 称 | 災害種別 | 気 象 状 況 | | | 被 害 状 況 | 備 考 | | |
|-----------------|----------|-------|---------|------|------|---------|--|--|-------------------|
| | | | 最低気圧 | 最大風速 | | | | 降雨量 | |
| | | | | 平均 | 瞬間 | | | | |
| 平 26.10.11～13 | 台 風 19 号 | 風 水 害 | 972.1 | 22.0 | 31.6 | 54.0 | 被害総額 31,232,000円 (農林水産業施設・農産物被害・商工被害ほか) 住家半壊 1棟 住家一部損壊 1棟 非住家全壊 2棟 | 1時間最大雨量 6.0mm | |
| 平 27. 8.24～25 | 台 風 15 号 | 風 水 害 | 962.8 | 32.2 | 45.9 | 85.0 | 被害総額 278,065,000円 (農作物被害・農業用施設・水産業・商工業・観光施設・公共施設)住家一部損壊 32棟 住家床上浸水 1棟 非住家全壊 11棟 非住家半壊 5棟 | 1時間最大雨量 11.0mm | |
| 平 28. 1.24～25 | 積 雪 | 雪 害 | | | | | 被害総額 89,556,000円 (農作物被害) | | |
| 平 28. 9.19～20 | 台 風 16 号 | 風 水 害 | 966.0 | 30.3 | 44.5 | 195.0 | 被害総額 259,354,000円 (農作物被害・水産業施設・商工業施設・公共施設) 住家一部損壊 63棟 住家床上浸水 1棟 住家床下浸水 37棟 非住家全壊 10棟 非住家半壊 3棟 | 1時間最大雨量 115.0mm | |
| 平 29. 9.16～17 | 台 風 18 号 | 風 水 害 | 945.3 | 17.7 | 32.7 | 63.0 | 被害総額 2,516,000円 (農作物被害) | 1時間最大雨量 29.0mm | |
| 平 30. 8.21～22 | 台 風 19 号 | 風 水 害 | 993.0 | 17.6 | 36.2 | 2.5 | 被害総額 107,000円 (住家被害) | 1時間最大雨量 0.5mm | |
| 平 30. 9.29～30 | 台 風 24 号 | 風 水 害 | 963.7 | 25.2 | 39.8 | 177.0 | 被害総額 52,548,000円 (農業施設, 農作物, 商工業施設, 水産業施設, 公共施設, 住家被害) | 1時間最大雨量 62.5mm | |
| 令 1. 6.30～ 7. 4 | 大 雨 | 水 害 | | | | 409.5 | 被害総額 2,579,000円 (公共土木施設) | 1時間最大雨量 54.0mm | |
| 令 2. 9. 6～ 7 | 台 風 10 号 | 風 水 害 | 963.0 | 30.2 | 45.9 | 113.5 | 被害総額 120,393,000円 (公共土木施設, 農業施設, 農作物被害, 林業施設, 商 工業被害, 文教施設, その 他公共施設) | 住家半壊 2棟 住家一部損壊 276棟 非住家全壊 6棟 非住家半壊 9棟 | 1時間最大雨量 17.0mm |
| 令 2. 9. 11～12 | 大 雨 | 水 害 | | | | 199.5 | 住家床下浸水 21棟 | 1時間最大雨量 119.5mm | |
| 令 3. 8.11～ 19 | 大 雨 | 水 害 | | | | 685.0 | 被害総額 81,214, 000円 (公共土木施設, 農業施設, 林業施設) | 1時間最大雨量 67.0mm | |